275.5
13

品

275.5-13

帝國圖書館藏

ピーシラクモデ
育教民公新

著介之宇本川

1921

大正
12.6.18
購求

東京 中文館 發行

序

方今思想問題に關する書籍は決して少くない。然し其の多くは、思想そのものの批判、又は宣傳が主であつて、その最も密接なる關係を有する所の、教育との交渉を說述し、教育上如何に思想問題を取扱ふべきか、如何にして正しき思想を指導し、德性を深く涵養すべきであるか、その學校施設は如何にすべきか等の研究や意見やについては斷片的のものの外は殆んど之を見ることが出來ないのは、甚だ遺憾でならうか。之は教育學界並に教育界の一大不備ではなからうか。否吾人をして直言せしむれば、之が現はれないのが寧ろ不思議に堪へないのである。

以上は吾人の三四年來常に考へて來た所であるが、翻つて深思するにこの思想問題の中心をなすものは言ふまでもなくデモクラシーの思想である。故にこの概念を教育上闡明にすることは最も急ではなからうか。又更に進んでこのデモクラシーの思想が、吾人の政治生活、社會生活及び產業生活の進展と密接なる關係を有し、之

によつて現在に於ける國民卽ち公民の全生活が運營され影響されることが極めて大である。故に之を敎育上研究するには、どうしてもその敎育思想は公民敎育を中心とするものでなければならないのではないか。然るに又等しく公民敎育といつても、數年前に於けるものとその內容に於て時代の進運上大に考慮すべきものがあり、又その敎育の徹底につきては、更に深く研究し且施設すべきものがなからうか。是に於てか、數年來公民敎育の研究に力めつゝある吾人は、この關係を研究しその所見を公表すべき義務と責任とを有して居はしないであらうか。之は實に深く又强く我が頭腦に起つた考である。

吾人は以上の見地より、敢て吾人の所見を開陳し、研究の一端を說述して見ようと思つたのは實に一昨年のことであつたが、何分にも多忙の爲め容易に之を纏めることは出來なかつた。然るに昨年秋以來諸種の調査殊に兒童生徒の思想や行爲について研究を試み、國民思想の響ふ所を直視して居ると、一層デモクラシーの思想を闡明にし、堅實なる思想を指導し根柢ある德性を涵養する必要を感じ、是等の敎養

指導の爲に敎育上執るべき方針、講ずべき施設を敎育者に訴ふるの急務なるを痛切に感じたのであつた。そこで吾人は今は躊躇すべき時ではない。如何に忙しくとも、又それが爲にたとひ充實せるものが出來ないでも、斷乎としてこの責任と義務とを果すべきであると思惟せざるを得なかつた。かく決斷してより以來、寸暇を惜みて諸書を涉獵し、材料を集蒐し、漸次吾人の思想を整へ所見を纏めることが出來るやうになつて、本年四五月頃漸く脫稿するに至つたのである。

本書に於て吾人の特に意を用ひ力を入れた所は、先づ第一にデモクラシーの解剖にある。從來は之を深く考察することに於て大いに缺けて居つた。世の學者と稱せられる人士に於ても之につき充分なる研究を施さざるが故に、常に淺薄なる若くは偏れる解釋を與ふるに過ぎない傾があつた。之は吾の採らざる所である。それから兒童生徒の思想並にその影響と見られる行爲及び現代の社會卽ち國民思想を直視し、之を研究調査した點之である。其の次は現代に於ける英米二國に於けるデモクラシーと敎育とに關する論議の代表的なるものを選びて、之を紹介し批評したことであ

る。而して更に吾人はこの公民教育の目的を達する爲に教育上改造を要する點を一は現代の學校教育の內容充實卽ち修身及び公民科の改造並に學校生活の改造にありとなし、他は廣義の社會教育の普及、及びその施設の完備にありとなし、縱橫に論議したる點その四である。又特に精神主義を重んじ宗教的教養の必要を高調せしこと其の五である。而して之等の教育の意義は何れもデモクラシーの根本並に實踐原理及び兒童生徒の思想上の傾向と、如何に契合し如何に交涉を有するかに就いて、著者が意を用ひたる所は、蓋し慧眼なる讀者の深き理解と共鳴とを得ることと確信する所である。

吾人の玆に讀者諸賢に詫びねばならぬことは、上述の如く急に稿を起し、一時も早く公にしたい、諸賢の批評と指導とを乞ひたいと思ひ、九月には已に出版することを豫期して居つたが、印刷の都合上延引に延引を重ねて今日に至つたのである。隨つて其の間殊に勞働者の運動が反省自覺的に進み、宗教的求道の傾向著しきが如きその一例であるが、思想上の推移に著しいものがあり、又讀書並に思惟の結果自分の思想も進展した爲に、校正に際し、我ながら不備の點が決して少くないのを發見し、或は削除し或は添付し、或は書き改めたいと思つたことは多々あるのであるが、然し今更之を如何ともすること出來ないので、その儘公にすることにしたことである。

以上の如き次第であるから、本書を以てこの大問題を攻究し盡したとは決して言へない。吾人は寧ろ其の楷梯たることを庶幾するに過ぎない。然しこのデモクラシーと公民教育は一時的流行的のものでない。永久に討究し且つその採るべきものは採らねばならない大問題であり、活事實である。而して此の重大なる教育問題につき、本書が廣く且つ深く第一石を投じたる點に於ては、吾人は竊に自信する所ないではない。

大正十年十月十日

著者識す

凡例

一本書を說述するに當り常に吾人の別著『公民敎育の理論及實際』と重複することを大に避け、特に現下の大問題たるデモクラシーとの交渉につき論述し、且つ前述の拙著の當時に於て考へ及ばなかつた點及び、省略した點を充分に之を論述考究することに盡した。故に讀者は、或る點に於てその論旨の不徹底とか獨斷とか稱せられる點を發見されるかも知れない。然しそは吾人の別著に於て論究してあることを御承知願ひたいのである。

一　如何に別著と重複を避けようと思つても、公民敎育の意義を論ずるに當つては、どうしても之を避ける譯には行かないので、幾分重複した點がある。然しその書き方に於ては大に變更を加へ、又新公民敎育といふ所の新の一字を附加すべき必要ある所以も明にした。但し公民敎育の定義は之を變更する必要は未だ考へられないので、そのまゝ之を用ひた。

一、各章及び節の始めに於て、その章節を設けたる所以を簡單に論述してその內容に入つたことが多い。故に緒論に於て是等の點は充分に論ぜず、又結論も之を詳細にあげないでしまつた。之れは序文にもある如く讀者の考究に任じたい。

一、デモクラシーの宗教的原理中特に圖示したる點は清澤滿之師の『宗教哲學骸骨』及び『隨想錄』其の他の思想開展に關する說に據つた所が頗る多い。古い哲學的思辯の如く考へられるかも知れないが、吾人は此の關係につき明示する點あると思つたので此の方法を採つて說明したのである。

一、本書には一々參考書を揭載したいと思つたが、何分にも印刷の方が手間取つた爲に之を略してしまつた。然しその重なるものとしては本文中各書に記入たるもの並に特に第二篇第三節に揭げた數人の著書を參考にせられたい。尙此の外重要なるもの數種をあげると次の如きがある。

Cleveland and Schaffer: Democracy in Reconstruction
Winchester: Religious Education and Democracy.

Griggs: The Soul of Democracy.
Nicholson: Valley of Democracy
Keith and Bagley: School and Nation.
Morgan: Education and Social Progress.
Kerschensteiner: Deutsche Schulerziehung in Krieg und Frieden.
Le Mang: Die neue Erziehung im neuen Deutschland.
Dewey and Tufts: Ethics.
Hadley: The Moral Basis of Democracy.
Addams: Democracy and Social Ethics.
Ashley: The New Civics.
Cabot: Ethics for Children.
Dunn: Civics, The Community and Citizen

而して公民教育本來の參考書については、吾人の別著中に於て十數種之をあげて

あるから、茲には略することとする。

目次

緒論

（一）驚異的な新思想（二）米國はデモクラトーで國民思想を統一し我は之で紊されとして居る（三）本書の大綱……一

第一篇　デモクラシーの研究……九

第一章　デモクラシーの運動……九

第一節　政治的デモクラシー……一〇

（一）此の運動の起源と經過（二）我が國の立憲政治（三）立憲政治不成功の原因

第二節　經濟的デモクラシー……一六

（一）産業革命（二）勞働者の自覺と運動（三）批判（四）勞働者の教育を輕視した結果のみ

第三節　社會的デモクラシー……二五

（一）其の主張（二）眞のデモクラシー（三）國家の最大施設（四）教育の提唱

第二章　デモクラシーの根本原理……三一

第四節　デモクラシーの倫理學的原理……三二

（一）平等と眞意義（二）自由の眞義（三）平等と自由との結合

第五節　デモクラシーの哲學的原理……三八

（一）平等と自由並に普遍と特殊（二）思想上の二利點

第六節　デモクラシーの宗教的原理……四二

（一）宗教的考察の必要（二）吾人の本性（三）信仰上に於ける精神的態度

（四）宗教と國家（五）無信仰と愛國的乃至道德的精神

第三章　デモクラシーの實踐的原理……六〇

第七節　デモクラシーの實踐的原理……六〇

（一）民權（二）參政權（三）我が憲法の光輝（四）服從奉仕

第八節　デモクラシーの社會的原理……七五

（一）絕對平等はあり得べからず（二）勞資問題の解決（三）最低限度の必要と社會的供給の平等（四）文化生活享有の普及（五）教育上の機會均等（六）個性の發展と

獨創（七）社會の進歩と個性の發展並にその協力（八）友愛と尊敬

第四章　デモクラシーの功過……八八

第九節　デモクラシーの根本的短所……八八

（一）主權の存在に關する見解（二）上下階級の衝突及反抗を來す傾向（三）無政府主義的傾向

第一〇節　デモクラシーの副的缺陷……九四

（一）民衆の無智（二）無責任無關心（三）多數の横暴（四）無理想に流れる傾向（五）物質主義に走る虞あり（五）形式を重視する傾向（七）確眞と計畫とを缺くこと

第一一節　デモクラシーの長所眞價……一〇四

（一）國民自發的の興味同情及理解を喚起すること（二）國士の發展泰平（三）愛國心と諸德の涵發（四）個性の發展と社會の繁榮（五）我が國の現狀

第五章　現時の社會相とその批判……一一三

第一二節　現時の社會相……一一三

（一）東京朝日にあらはれた社會相（二）大阪朝日にあらはれた社會相

第一三節　社會相に對する批判……一二七

(一) 勞働問題 (二) 議員の腐敗 (三) 不正事件と物質主義 (四) 思想不安 (五) 衆議院議員の態度 (五) 學校問題 (七) 教師の風紀 (八) 各人の反省に待つ……一四三

第六章 兒童の思想と行爲……一四三

第一四節 兒童の思想に關する語彙……一四三

(一) 大正八年十一月に於ける調査 (二) 農村兒童 (三) 小中都市の兒童 (四) 大都市の兒童

第一五節 兒童の思想の內容……一六三

(一) 都市の兒童 (二) サボタージュとストライキ (三) デモクラシー (四) 農村の兒童 (五) 注意すべき三點 (六) 結論 (七) 實例(ストライキに對する批評) (八) 實例(職業選定の傾向) (九) 善影響(人格主義自治主義) (一〇) 固有の國民道德に關する思想

第一六節 兒童の行爲……一九五

(一) 個人主義的傾向 (二) 物質主義的傾向 (三) 自由思想的傾向 (四) 善良影響

第七章 中學校生徒の思想……二〇六

第一七節 男生徒の思想概觀……二〇七

(一) 理解力 (二) 批判力 (三) 誤解 (四) 疑惑と煩悶 (五) 職業に關する見解 (六) 愛讀書及愛讀雜誌

第一八節 女生徒の思想概觀……二二九

(一) 理解力と批判力 (二) 女子の不滿に思ふ點 (三) 維持すべき舊思想と鼓吹すべき新思想 (四) 道德並に趣味上より見ての反省 (五) 愛讀の書籍雜誌 (六) 夫及自己の職業に對する希望

第八章 我が國思想の發達と教育の展開……二五〇

第一九節 我が國に於ける自由思想と教育……二五一

(一) 神代並に上代に於ける自由思想 (二) 閥族の跋扈と革新運動 (三) 大化の改新 (四) 失敗の根本原因 (五) 如何にして再び封建政治になつたか (六) 明治維新の成功舌力

第二〇節 國民の外來思想に對する態度……二七九

(一) 外來思想の接觸普及 (二) 儒教の傳來とその普及 (三) 佛教の流通と聖德太子 (四) 佛教の日本化 (五) 眞宗と家庭の宗教 (六) 儒教の日本化 (七) 諸思想の同化

第二篇 新公民教育論……三〇七

第一章 歐洲自由思想の發達と教育の展開……三〇七

第一節　希臘に於ける自由思想の發達と教育……三〇八
（一）希臘の國體　（二）思想の動搖　（三）保守主義の運動　（四）ソフイストの提議
（五）ソクラテスの努力　（六）プラトーンの國家論　（七）アリストテレースの思想
（八）結論
第二節　近世自由思想と教育の展開……三三四
（一）中世に於ける自由思想と教育の展開　（二）ルネッサンスの思想　（三）宗教改革
（四）智識の發生科學の興隆　（五）政治的革命　（六）近世のデモクラシーと希臘のデモクラシーの相違　（七）經濟的自由卽ち產業革命
第三節　教育思想の展開……三四九
（一）教育上の順應があつたか　（二）ルーソウの教育思想　（三）ルーソウの自然の意義　（四）ルーソウ社會的教育思想の方面　（五）二十世紀に殘された教育內容
第二章　最新のデモクラシーと公民教育論……三六一
第四節　米國に於ける所論……三六一
（一）パットラー　（二）メックリン　（三）デユウイー　（四）コープの說　（五）ハートの說
第五節　英國に於ける諸說……三九〇

（一）ハーショウ　（二）ダルロック　（三）結論
第三章　公民教育の眞意義……四〇九
第六節　國民教育の意義……四〇九
（一）全國民が受くべき教育　（二）國民を善良有爲たらしむべき教育　（三）國民固有の道肆陶冶を主とする教育
第七節　公民教育の意義……四一三
（一）公民の必ず受くべき教育　（二）善良有爲なる公民たらしむる教育　（三）狹義の公民を聰明有性ならしむる教育
第八節　公民か國民か……四二五
（一）公民と國民の異同　（二）公民の歷史的意義　（三）結論＝教育の方向變換卽改造
第四章　修身教授の革新……四三五
第九節　目的論……四三五
（一）個人的理想と客觀的理想の衝突　（二）個人と社會との協調　（三）社會的正義
（四）社會的恩惠　（五）道德に對する敬虔する態度　（六）社會的能率と人格の向上との一元
第一〇節　教材論……四五七

(一) デモクラシーの缺陷に對する注意 (二) デモクラシーの長所に對する德義の涵養
(三) 社會生活と職業生活に於ける道德 (四) 現在の教科書の德目

第一一節 米國に於ける修身教授……四六四
(一) 國民德育學會の兒童教訓 (二) カポットの所「兒童の倫理」

第五章 思想の善導と宗教的教養……四七〇

第一二節 現代思想善導……四七〇
(一) 現代思想に注意する必要 (二) 中等學校生徒 (三) 文藝に對する指導 (四) 小學校兒童に對する取扱 (五) 教授せし結果の一例 (六) 教育上の批判

第一三節 宗教的教養……四八〇
(一) 訓練上の根本缺陷 (二) 神棚奬勵 (三) 宗教の第一義 (四) 宗教は至眞至誠の體驗より生る (五) 自己と人生に誠實眞摯なれ (六) 神佛に對する敬虔と眞宝に對する思誠

第六章 公民科の革新……五一一

第一四節 デモクラシーと公民科の一班……五一三
(一) 目次 (二) 二三の要項

第一五節 重要事項の說明法……五〇〇

(一) 協同事業 (二) 鐵工場に於ける協同事業 (三) 國家は公民の協同團體 (四) 國旗の定義 (五) 公衆衛生 (六) 教育 (七) 生命財產の保護(消防局と警察)

第七章 學校生活の改造……五一〇

第一六節 學校生活の改造の必要……五四四
(一) 冷い一書的な學校生活 (二) 其の實例 (三) 自由を伸ばさしめ、喜んで規則を格守せしめよ (四) 學校生活の改造が根本である

第一七節 學校生活改造の二例……五三〇
(一) ゲーリーシステムの根本精神 (二) ゲーリー市學校の設備 (三) 會同室の職能 (四) 余丁町小學校の新施設 (五) 圖書館と藝術室

第一八節 學校自治の一例……五四五
(一) 練習とその効果 (二) 兒童自治法 (三) 兒童自治法實施規程 (四) 役員任務の實際 (五) 自治法實施狀況一般

第八章 教育の社會化と社會の教育化……五四〇

第一九節 學校教育の社會政策的施設……五八五
——教育の社會化——
(一) 教育の機會均等 (二) 學校教育擴張の縱の方面 (三) 學校教育擴張充實の橫の

方面（四）クリーヴランド市の學校組織（五）全米國の教育運動（六）我が國の被教育者總數

第二〇節　社會の教育化……六〇二

（一）學校教育の功果の薄き理由（二）社會に對する教育は複雜である（三）社會の教育化に於ける積極的方面（四）文化運動と社會の教育化（五）我が國に於ける社會の教育化の一例（六）寺院神社の社會教育化（七）圖書館の社會的活動（八）將來の發達を期すべきもの

第二一節　學校の社會化……六二一

（一）社會教化中心としての學校（二）米國に於ける社會教化中心事業（三）我が國の足らざる方面（四）シカゴ市のコムミユニチーセンターの狀況（五）中等學校の活動を促す

結論

目次終

緒論

（一）驚異的な新思想

世界的思想の流は滔々として我が國を襲ひ我が國民をして思想の洪水に驚異せしめた。宿屋の女中もデモクラシーを叫び、山間の兒童も尙且つサボタージュを語り農家の雇女もストライキを論ずる世の中となつた。何故にこの外來思想がかくも世界の隅々までも、又かくも迅速に實に僅かに二三ヶ年の間に普及されたか。之實に驚歎に價することでなからうか。

抑も外來思想が斯の如き驚異的な偉大な勢力を有して居るのは、固よりその所以がある。第一この思想がこの世界大戰を背景に有して居ることを考ふれば直に理解出來る。この世界大戰が三千五百萬人を動員し、約七百萬近くの死者、二千萬人の傷者を出し之に要した財は實に四千億に達して居る。この多くの人類を殺し財を費した所の世界の大破壞之が世界大戰そのものである。かゝる戰爭を背景とし、之を

緣として起つて來た思想は、自らそこに悽愴の氣分を我等に與へるのである。

第二に然らば如何にこの戰爭を緣として起つかといへは、卽ち戰爭の始めより英佛白國等は軍國主義、專制政治に對する平和主義民主主義の戰爭なりとして、極力敵國の非を鳴らし、その殘虐を責めた。中途にして米國の參戰するに至るや、之亦恐ろしい勢力を以て奮鬪し、而して「世界はデモクラシーの爲に安全にされねばならぬ」。と獅子吼して、あくまで獨逸の軍國主義專制主義を以て世界の公敵、デモクラシーの大敵なりとして、その破壞に力め、而して所謂宣傳の力によつて、全米國民をして双手を擧げて參戰に贊成せしめ、實に全米人をして「デモクラシーの爲に戰ふ」といふ深い〳〵信念を與へてしまつた。而して勝利を得た。デモクラシーの勝利を見た。その力の大なる固より然りであるといはねはならぬ。卽ち七百萬人の命がけの勝利であるから。

此の驚歎すべきデモクラシーとは一體如何なる思想であり、又如何なる努力であるか。そはいふまでもなく、人間本來の自由と平等とを根本基調におき、而して個人の權利を主張し、一切の生活卽ち政治、社會、經濟、文化その他人間のあらゆる生活の上にこの欲求を實現しようとする態度であり努力である。故にデモクラシーとは廣い意味の社會生活の一樣式である。然り個人の自由と平等、個人の權利と價値をあくまで擴張するをその理想とする社會生活の樣式である。之萬人の望む所であり欲する所である。こゝにこの思想は根强い根據があることを認めねばならぬ。

現今多くの急進思想家はこの慾求この切望の方面だけを見て、之を主張するが、更にこの欲求この切望を合理化すること、之を純化することについては、あまり十分なる努力を致さないものがある。その極端なものは所謂過激主義であり、革命主義である。又經濟上にあらはれては、共產主義利益平等分配主義さては不合理な怠業やストライキをなして之を貫かんとするのである。而して過激主義や革命論者も一朝建設に向つて來ると、又今度は前の過激な議論は之を捨てて、之を合理化し純化することに大に努力するのである。之は必然的に起らねばならぬことである。何となれば所謂デモクラシーの本旨を達せんには、どうしてもこゝに之を倫理化し合

理化し、以て國民の思想を統一せねばならぬからである。レニン政府の近頃の國民に對する宣言乆は實行を見ると、如何に人民を强制し、壓迫して、その國家の維持、國政の運用國民の思想の統一に努力して居るかは、新聞の常に報ずる所である。獨逸に於ても同樣である。彼の國に於ては昨大正九年全國の官選敎育委員會議を開いた時、內務大臣が、大演說をやつて居る。それの中に

將來は强制を避けて義務の觀念を養成し、各自が自覺を以て大なる全體に從ふやうにしてゆかねばならぬ。斯くしてこそ初めて眞のデモクラシーが實現されるのである。

といふ一節がある。卽ちデモクラシーには全國民の訓練が必ず伴はなければならぬ。

(二) 米國はデモクラシーで國民思想を統一し我は之によつて素されむとして居る

今回の戰爭で、獨墺諸國の如く、國民思想が分裂したものがあつたが、それが今や國家建設の時代に入つては、前述の如き新方針をたてようとして居る。而して他の

歐米戰勝國はともすれば素れ勝であつた國民精神を、之を機會として一層統一鞏固にしようとして居るのであるが、就中かのデモクラシーの本場たる米國は最も有利な位置にゐるのである。如何にこの戰爭によりて、米國民の思想精神を統一し鞏固にしたか、又將來も益々之を確立せんとするかは上院議員カートライトの演說が之を示して居る。その一節に次の如きがある。

此の戰爭に於て最も滿足すべく且奬勵すべきであつた事件は、實業界の頭目及大事業の代表者等が、一ヶ年一弗の給料を得て政府に對し奉仕を提供し、之と同時に、彼等の子女が勞働者の子女と、天眞的朋友となつて、或は塹濠に於ける軍役を志願し或は赤十字社に於ける勤勞を申し出でた事である。誰か知らう。米國の大問題は塹濠中に於て解決し得んとは。富人の子は勞働者の凡ては無政府主義者にあらざることを知り、勞働者の子は亦富人の凡ては惡漢又は白晝掠奪者にあらざることを知り、塹濠內に於けるデモクラシーは、社會の人爲的墻壁を撤去する傾向があつた。かの人々をして塹濠內に於て、互に臂を取り交はさしめる迄に接

觸せしめた世界の災難は、實に米國の理想に新激勵と新意義を與へたのであつた。實にや米國はこの戰爭によつて、寧ろ國民精神の統一、國民思想の涵養に一大新時期を劃するの効果を收めた。かれのこの精神的利益は二百億圓の金を儲けたよりも尙且大である。然るに我が國は如何。僅々二三十億圓の金儲によつて、社會の階級思想を激成し、人爲的壕塹を築き上げ國民思想の統一上竊に憂へざるを得ない現狀である。實に彼はデモクラシーによりて國民思想を統一し、我はデモクラシーによつて國民思想の統一を紊されんとして居る。我等は大いに省察すべきではないか。一概に國民性の相違、建國の歷史の相違とのみ輕々に看過すことは出來ない。而して種々考察する時はこの思想統一上彼の敎育に於て確に我の參考とすべき所のあることを見ねばならぬ。吾人が此に本書を公にせんとするの意は正しく之等の點を明にせんとするにあるのである。

(三) 本書の大綱

而して以上の本旨目的に基きデモクラシーと公民敎育を論ずるに當つて、吾人の

採るべき方法は、いふまでもなく、先づ第一にデモクラシーの概念を明にし、其のデモクラシーの長短を論じ特に高調すべきは之を高調し、その根本原理並に實踐原理を明にし而してその敎育との交渉を考へねばならない。而して之を歷史に繹ぬべきは、之を繹ね、以て現時の參考に資することも必要であると思ふ。

而して吾人の知らねばならぬのは、我が國民の外來思想に對する態度及その同化力の問題である。之は歷史的に大に考察すべき點であつて、之が又吾人の新外來思想に對する態度に或る見解を與へるものでなければならぬ。

吾人が更に忘れてはならないのは、現代我が國社會の思想並に此の影響と見るべき此の現實社會の實相如何といふことは、實に思想を研究せんとする者の忘るべからざる態度である。而して又之等の外來思想並に社會相が如何に兒童生徒の頭に入り、又その傾向は如何であるか、又兒童生徒は之を理解する能力があるかどうか、又その結果として吾人の敎育上考ふべき點は如何。凡そ之等に對する智識は敎育上殊に必要なるものであると認める。

而して第二篇に於ては、先づ西洋に於けるデモクラシーの思想の發達と、教育の發達とを論じ、次で公民教育の位置を明にし、而してその本義を所謂國民教育と比較しつゝ論述し、次でこの公民教育の目的を達する爲には、修身教授の革新の必要ありとなして、之に關する所見を述べ、更に所謂公民科の改造を論じ、教育の近代化を力説して學校生活の改に及ひ更に公民道德の訓練としての學校生活の改造を論じ、其の方案に及び更に學校の自治組織を究明して其の實例を擧げ、最後に教育の社會化及ひ社會の教育化を併せ論じ、一面我が國、教育組織の改造を論じ、その方法を明にすると共に他方、社會教化の中心としての學校擴張を高調し以て、健實なるデモクラシーの思想の徹底、公民道德の普及を計らんとする社會施設に及び、學校社會兩教育を以てする公民教育の徹底を論じて、大體吾人の所見を明にすることにした。

第一篇 デモクラシーの研究

第一章 デモクラシーの運動

吾人がデモクラシーの意義本質を研究するにあたつて、直に抽象的にその原理を研究し諸家の說を考察するよりも、先づ第一にその運動を具體的に見る方が理解され易いと考へるから、この方面より進みたいと思ふ。

コロンビア大學總長バットラー博士はその『眞と誤のデモクラシー』中に於てデモクラシーは何かといふに答へて、ロードバイロンは「惡漢の貴族政治」(An Aristocracy of blackgards) だといつたが、正しいか或は又マジニーは「最賢最善者の指導の下に凡ての人を通じて凡ての人の進步」がデモクラシーだといつたが、之は正しくないのかといつて、漸次眞と誤のデモクラシーを說き起して居るが、このデモクラシーの概念程說明に困難なことはない。バーンショウも又『十字街に立てるデモク

ラシー』の最初にもやはり多くの説をあげて、而して漸次に之を批評しつゝその概念意義等を明にして居る。之は要するにデモクラシーをさう簡單に片づけられないからであると思ふ。今日に於てはデモクラシーを政治的社會的經濟的の三方面よりその意義を求めるのが最もわかりやすいやうである。尙この外文化の方面、宗教の方面にも之を論ぜられて居るが、大體以上の三方面が、主要なる意義を含み、又重大問題を有して居るのは、いふまでもなからう。而してこの中にてもその最も基礎をなすものは勿論政治的デモクラシーであるのは、いふまでもない。故に先づこの方面より考察して見よう。

第一節　政治的デモクラシー

（一）此の運動の起源と經過

政治的デモクラシーの希臘に於ける語源及その意義は公民教育上關係があるから後節に詳述するとして、此には近世の運動のみを記することとする。近世に於ける此の思想はいふまでもなく、十七八世紀に於ける自然法學の主張より來るものであつて、所謂天賦人權說（古い言葉ではあり又誤りの點もあるが）に基き、一般國民が一國の政治に參與する權利がある。貴族僧侶のみが、我等を支配する權利を有しない、とした。當時の君主の多くは所謂神權（デイヴアインライト）ありとして、橫暴政治をなしたるに反抗し、その極端なるものは帝王の權をも奪ひ共和政治となすを以て、デモクララシーの本義となすものも生じて來たのであつた。而してこの所謂民衆の叫の第一着は英本國に叛旗を翻して獨立した北米合衆國である。彼等は固有の獨立不羈の思想、個人の權威を尊重する念に於て、極めて熱烈强固なるものがある。今や本國が彼等に重稅を課し、彼等の利益幸福を抑ふることが甚しい。彼等の傳統的獨立心はこゝに奮起せざるを得ない。卽ち相共に立つて數年間惡戰苦鬪の結果自由獨立の國家となつた。彼等の血液には自主獨立、デモクララシーの思想が流れて居る。次に起つたのは佛國の革命である。この革命は自由と平等と並に友愛をモットーとして起つたが當時は大なる失敗に終り、七八十年の後卽ち千八百七十年になつて漸く確實なる政治を得るに至つた。今回の露西亞の革命も亦之より出發し

て失敗し、ロード・バイロンの所謂「惡漢の貴族政治」となつたのは、そも〳〵何であらうか。元來自由と平等とは一寸考へると相一致するやうであるが、實は、矛盾した概念である。何となれば平等を飽くまで徹底せんとせば、自由を束縛否破壞せねばならぬ。自由を生かさんとすれば平等の意義を破らねばならぬ。而してこの矛盾を友愛といふやうな語で結びつけて妥協しようとしたが、到底之は出來なかつた。激昂せる多數民衆は平等の意義のみを採用して自由を忘れて仕舞つた。破壞の時はそれでよかつたが、いざ建設といふに至ると、平等だけではいかぬ。自由が必要である。才あるもの智あるもの、能あるもの、德あるもの、之等がその指導者となり治者となりて上に來らねばならぬ。その中等なるもの劣等なるもの夫々その位置を占めるに至つた。而して此の時歐洲民衆及思想家は、所謂自然法學の破綻を見て、國家學法學に歷史派なるものが起つて、極端なる破壞に走らんとする人權說、平等說を抑へ、自由と平等を適宜に採用し、國家の歷史、國民性等をその間に點綴し否寧ろ之を基調にして、自由と平等を認め、參政權を與へんとし、又實際之を與へたのが、

立憲君主政治である。國家は正義の上に成立して居ることをこの點に於て明徵にし、上下各其の處を得せしめ、其の目的を達せしめ其の幸福を進め政治に參賛せしむるに至つたのである。故に立憲政體は其の結果より見る時は上下の協調である。其の過程に於ては歐米に於ては、反抗があつたであらうが、然しその反抗や爭鬪は夫自身が目的でなく、眞の平和眞の萬民の幸福を求むるのが目的である。而して此に上下の一致點を見出したのが、この立憲政治であるといつてよい。又たとひ民主政治といへども、その建設になると、こゝに自治獨立を基礎に置いて、上下の融合一致、萬民の協力調和といふことが最も大切となつて來るのである。

(二) 我が國の立憲政治

我が國に於て立憲政治を行はせられたのは、反抗や爭鬪の結果でなく、明治天皇の臣民の幸福を念としたまふ大御心より設けさせられたのはいふまでもないが、然しその立憲政治その者の形式より論ずる時はやはり上下の協調上下の一致を目的とすることはいふまでもない。已に我が國がこの政體をなす以上は、頭から政治的デモ

クラシーの思想を排斥することは、純理上立憲政治を排斥すると同じ事になるのである。若し立憲政治議會政治はうまくゆかないといひ、政治的デモクラシーはどうも危險になり易いならばその弊害を除き、短處を救濟するには別に方法を立てるべきである。それが思想家の任務であり、教育家の責務となるわけである。之を考へないで新思想を頭から除き去らうといふのは、却つて國家に忠なる所以でない。

此の見地よりすれば純理として、普選を要求するのを一概に排斥も出來なければ教員が被選擧權を要望するのも亦同樣に理屈のあることである。之等の問題は何れにしても現在の立憲自治の政治、議會政治が所謂憲政有終の美を濟して居るか、少くとも之に近き狀態に達して居るかどうかといふことは、之は何も識者を待つまでもなく、否の一言でつきて居る。

(三)　立憲政治不成功の原因

然らば何が故に立憲政治は充分に成功しないかといふに、それは一は所謂識者指導者の位置にあるもの、政治家たるものの人格が、未た至らざるものが多いからであり、又他方一般民衆の之に對する智と德とを缺いて居るからであるのはいふまでもなからう。バーンショウの言をかりていへば、「各人は未だデモクラシーに慣熟して居らぬ」からである。過般の普選要望の聲も、又之に反對する者も更に、又一般民衆たると政黨たるとに、論なく吾人第三者の位置に立つて公平に冷靜に批評すれば、凡て眞面目を缺き誠實を失つて居る。之を指導する所のリーダー已に眞實を缺く。どうして民衆に眞實を要求し得ようか。立憲政治は誠實を缺くといふことはどうしても免れないことであるが、そも〳〵これは根本的に考へ直さなければならない。已にマツケンジーも斷言して居る。曰く

デモクラシーの最大の危險、然り怖るべき唯一の危險はデモクラシーそのものに誠實なるべきことに失敗することである。換言すればそれ自身の理想を忘れることである。

之を我が國でいへば卽ち、立憲政治そのものに不誠實であつて、その理想を忘れることとなるのである。此に於てかさきのマジニーの言の「最善最賢の指導の下に

於て凡ての人を通じて凡ての人の進歩」といつた言が、デモクラシーの政治的理想であることを高調せなければならぬ。然るに我が國に於てはこの賢善なる指導者が少なく、而して又一般民衆が聰明と誠實とを以て、その指導に從ふには到らない。されば「バットラーの如きは、「米國は今日に於ては聰明にして且有力なる貴族政治を甚だ緊要とする」とさへ力說して居る。之は吾人の大に考ふべき點でなからうか、徒に彼の地のデモクラシーの皮相の叫びのみを聞いて、心醉してならない。

第二節 經濟的デモクラシー

(一) 產業革命

產業革命、何ぞ其の偉大なる。ゼームス敎授の語を借りていへば「テキサス一州の廣袤よりなき獨逸一國の人口は其の勞働力(生產力)に於ては十九世紀の初頭に於ける全世界の人間の努力に等しい。……蒸氣及電氣の應用の發達により、今の人は一人にて全世界の人類が團結しても、百年前になし得なかつたことを成すといつてもよい。」之僅にゼームスワットが一七六九年に蒸氣機關を發明し、後十六年にして始

めて紡績工場に用ひらるに至つてより、勿論此間に於ける電氣其の他の偉大なる發展はあるのはいふまでもないが、僅に百五十年を經過したのみに過ぎない今日に於ける發展である。而して其の始めアダムスミス一派によつて經濟上の自由主義が採用せられた。彼等は各人は最もよく自分の利益を知つて居るから、各自の自由に任せば、自然各人の利益の最大なるものに從つて努力し、國家の富は自ら發達增進すると說いた。於是か從來貴族と地主とに壓迫されて居た商工業家は、この說を信じて家際に應用し、英國の工業は世界を風靡し商業は世界的に發展し、その國富は實に驚歎するに足る樣になつた。而して自由放任主義は自ら工業家資本家をして獨占的、橫暴的なる方法を以て工場を經營し勞働者を虐待すること今日より見れば、到底信ぜられない程悲慘なものにならしめた。晝夜兼行十六時間も苛責されながら勞働させられ、若し眠むるものあれば工場の一隅につれ行かれて冬といへども冷水を頭より浴せ掛けられるといつた風であつた。其の食物は粗末いふに忍びないものであつたのはいふまでもなからう。かやうにして僅かの賃金を與へて丸で牛馬よりも

もつと荒い苦役に從事せしめて、こゝに、英國の工業が隆盛になつたのであつた。勿論已に一八〇二年には之が教育問題となり、又工場法の如きものが出來て取締られるに至つたが、到底今日の夫と比較することは出來ない程勞働者には不利なるものであつた。産業革命の初期は、かやうな悲慘なる狀態を以て開始し、之が進步發展して、終に所謂勞資の二階級があまりに甚しき懸隔を生ずるに至つたのである。

(二)　勞働者の自覺と運動

然るに彼等勞働者はいつまでも、この虐待には滿足しないのは理の當然である。由來彼等歐米人には權利や自由の觀念は極めてよく發達し、人格觀念亦鞏固なるものがある。かくて前述の自由就中平等の思想は經濟産業の方面にあらはれ、勞働者はこの人間平等の主張をとつて、漸次之を高調するに至つたのは免るることの出來ない所である。之が政治的には普選運動となり、經濟的には各種の勞働運動となり、社會主義となり、甚しきは共産主義となつたのである。かくて勞働の不安、社會の不安となりて、更に一層の緊張を來し紛亂を釀したのであつた。

此の間、學說として經濟上の自由放任主義に對して、經濟上の歷史學派起り、經濟學は萬國共通のものある筈はない。その國の經濟狀態によつて其の國の經濟學及政策に異なるものあるべきであるといふ說起り、正統派は英國に於てこそ適せるならむも、他の國殊に産業未發達の國には適しないとして新なる經濟學說は打立てられ、國家はその國の産業につき種々保護干涉し保護貿易主義をとるに至つた。之と同時に工場産業組織につきても各種の保護と干涉とを試み、勞働運動等に刺激されて社會政策をとり、講壇社會主義などが生れるに至つた。

於是か一方直に實際運動として各種の勞働運動を勞働者自ら之を行ひ學者及爲政家亦各種の勞働者保護を講ずるに至り、加之、社會主義、共産主義等があらはれ來つたのであるから、この勢を益々助長して、愈彼等勞働者は權利を主張しその自由を主張し、資本家に對して反抗的氣分を蓄ふるに至つたのである。又從來の産業組織はあまりに資本家本位である。かくて産業の利益は飽くなき資本家の爲に壟斷されて居る。然しながら生産は獨り資本のみにて成立しない。被傭者、勞働者あつて

始めて工場商店が運轉するのである。故に勞働者もその利益に均霑せねばならぬ。否、被傭者、勞働者を本位とせねばならぬといふ思想が生れて來た。この時に當り歐洲大戰が起り、聯盟國の戰勝は彼等勞働者の活動に待つこと大なり。戰終らばその幸福增進の爲に一大努力を惜まないと。大に勞働者を煽動して置いたのであるから、戰終るや彼等の主張の荒くなるのは當然のことである。況んや戰時中この勞働者貧民階級の政治上に擡頭し來りて露、獨、墺等の革命を見たる、他の世界各國の勞働者は、一層その心理狀態に變調を來し、爭鬪氣分になつて來たのである。我が國亦この餘波を受け各種の運動各種の思想上の惡氣流に惱まさるゝやうになつたのは、世界交通の今日免れることが出來ないことである。

(三)　批　判

此の經濟的デモクラシーの思想の根本をなす經濟的平等の考への誤れることは、前節に於て述べたと同じことである。彼等多くの勞働者殊に日本の夫は此點について明確なる觀念に乏しいのはいふまでもない。而して彼等は單に外形の誤れる平等を

信じて人格の平等の點について之を不問に附し、而して此人格の平等を基礎として、その價値を發展向上せしめるといふ點につきては、殆んど顧みて居ない。元來自由放任の說を立てたのは、單に資本家を利し國家の富を增すといふだけの理由からでない。もつと深い倫理的要素があるのである。卽ち彼等は之によりて自由に人性を發達せしむる最良方法なることを信じて居たのである。眞に人性を向上せしめ人格を發達せしむるは、單に干涉や權力でない、自由放任して各人に自覺自發せしめるより他に道なしと考へたのである。然るにそれが忘れられて、多くの資本家は却て黃金萬能に捉へられて、眞の人格眞の道德的品性に遠かり、勞働者はたゞ之衣食の本能慾の滿足さへも困難を訴ふるやうになつた。於是か彼等は自覺して、時間短縮賃金增額を要求する聲が起つたのである。而して單に口腹の慾、物質的慾望を滿足せしめる聲だけでなく、彼等はその餘暇と餘剩の金とを以て自己の修養につとめ、品性の向上趣味の涵養、知識慾の滿足等を計らんとして、この運動となつた。少くとも進步せる勞働運動はこゝまでは進んだ。而して近來の勞働運動は益〻此文化的意

義倫理的意義が顯著になつて來たのである。然るに我が國の勞働者の多くは此の點に於て根本的の誤謬を抱いて居るのである。彼等勞働者は、所謂八時間勞働を主張するが、然しながら、その下から夜業をなすものを希望するのである。甚しきに至つては晝はサボタージュをやつて、夜業をせねばならぬ樣に仕向けるものさへあるといふことである。之一時間に對しては、その賃金は晝間に比すると夜間の方が餘程割增になるからである。又日曜每の休日を要求するが、ひそかにその日曜を他の小さな工場に至つて働くといふ如きことを敢てなすものが少くない。又八時間勞働になつてより、彼等は益々酒色に溺れ、賭博に耽けるやうになつたものが多い。そこで資本家中には魚釣を勸めて居るのがあるといふ事を聞いた。彼等の勞働運動はたゞ少く働いて多の賃金を得、而して之によりて口腹の慾、物質的慾望を滿すか、遊ぶ時日を多くしたい爲の運動であることが少くない。勿論資本家の暴利に對する反感は少なからずあるであらうが、之とても誤れる觀念を生じて居ることが多い。

（四）勞働者の教育を輕視した結果のみ

凡そ如斯現在の不眞目な、誤れる勞働運動に陷つた原因いづくにありやといふに、吾人は凡そ大別して次の二點に歸したいと思ふ。其の第一は從來國家も資本家も彼等の教育につき、あまりに努力が足りなかつたことである。之はいふまでもなく、僅に小學校卒業の年齡で、（否之さへも不完全なるものが極めて多い）直に勞働者の群に入り、以後その教育につき始んど手を加へなかつた。隨つて彼等は極めて教養に乏しく自ら運動、讀書其の他を以て自己の趣味を深くし、身體の健康を保持し、智識を增さうといふやうな積極的文化的の慾望を起すものが少くないのは理の當然である。第二はよし彼等の教育を施す機關たとへば補習夜學校の如きがあつても、その教育の方針につき誤れる點があつた。眞に彼等の幸福彼等の修養を眼中に置くこと少なく、官公私立の學校では其の授くる所はたゞ彼等の利己主義を滿足せしむることとなつて、彼等の人格を向上させ、職業の道德化につとめ、彼等の道德性を自覺せしめるといふことを、甚だ輕視した教育を施して居る。勿論生徒は之等の教養はよろこばない。修身教授のときには他の教科の復習をするといふ風である。學

校その者も之につき努力することが少なく、彼等の利己心の動くところに任せたといふ罪は免れないのである。

然り而して如上の點につき、澤く考慮を廻らし、一方彼等の能力を高むると共に、彼等の自覺を促し、その職業の道德化によつて、その職業を以て社會國家に貢献するといふ意識を深くせしめ、利己心は之を抑へ社會公共的精神を發揚し、推讓の美德を養ひ、啻に之を言語や文字で知らせるのみでなく、之を訓練陶冶するに重を置いて居る敎育思想は、卽ち吾人が數年來主張して居る公民敎育である。四五年前公民敎育が大に高調された際、多くの人は單に憲法の話をしたり自治體の講釋をすることを以て能事終れりといふ如き淺薄なる考を有せしとき、吾人は斷乎として、この職業能率の陶冶、職業の道德化を以て、公民敎育の重要なる內容をなす事を主張して止まなかつたのであつた。吾人はこの意味に於て公民敎育の徹底普及によつて、經濟的產業的デモクラシーの思想の惡性の分子を除き、美點長所は之を陶冶し、眞の勞資協調の理想を擧ぐることが出來ることの多大なるを確信して疑はない者である。而してこの公民敎育は啻に勞働者のみを對象としない。職業の道德化も亦啻に彼等にのみ要求するのではない。全國民に要求し、全國民を陶冶せんとするのである。故に決して獨り勞動者のみを責めんとするのでない。吾人をして謂はしむれば我國多くの資本家は、あまりにセルフイシネスである。吾人は彼等の職業の道德化、資本の道德化を要求せぬばならぬ點が、多々あることを確信するのである。

第三節 社會的デモクラシー

(一) 其の主張

社會的デモクラシーといふのは、前二者の主張や主義より自然起り來ることであつて、富豪や貴族や門地等所謂特權階級のみ、獨り社會的好位置にあり、他の下級殊に貧者なるときは、その生來如何程の天才があつても、之を發揮する機もないといふやうなことでは眞に萬人にその所を得せしむる所以でない。貴族等のあるのは必しも拒絕しない。然しながら單に之等特權階級のみにその利益幸福の機會を與へず、たとへ現在は不幸なる位置にあるも眞の價値があり、働あり才幹あり智識の優

れたもの、又はかく優秀なる素質を有するものは、之を活用し重用してその素質を向上させるべき方法をとる事を主張するのである。而して之が獨りその個人に幸福なるのみならず、之によりて社會的正義が行はれ、かくて國家の發展が得られるのである。之が行はれて社會的デモクラシーが實現される國家は上下をあげて各種の方面に實際よく活潑潑地なる活動發展を見、之を閉じて居る國家はどうしても老大衰頽の運命にあると見てよい。此の點につきデユウイ博士はその『デモクラシーと教育』中に「歴史上大發展の時代は常に國民と國民、或は階級と階級との間にあつた疎隔を撤廢する努力の盛大であつた時代である」と明言して居るのは、慥に眞理で、我が國明治維新の如き又現時の北米合衆國の如き其適例である。

(二)　眞と誤のデモクラシー

然るに往々にしてこの點を特權階級の者も誤解し、貧民勞働者階級の者も亦誤解し惡用して居る傾がある。下級社會のものは單なる抽象的に考へた平等や自由を振りまはして之を叫ぶもそは誤つたものである。そこにはその人格の價値學識才幹等

の條件を考慮する必要があるのである。政治的經濟的平等と同樣に單なる自由や平等を考へては誤つて居る。平等や自由は正義を伴つたものでなければならぬ。自由平等を手段として正義を實行し、而して之によりて自由や平等をその功績の報酬として要求するのが正當なのである。彼等誤つた社會的デモクラシーは、かくして萬人を平均的のレヴエルにまで下げようとするのであるが、眞の社會的デモクラシーはその反對に、萬人が社會に寄與貢献する爲に、其の全才能の最高を發揮することを叫ぶのである。故に之は凡てのデモクラシーに通ずることであるが、共產主義がその標語として、「その才能に隨つて各人へ」の主義より「その必要に應じて各人へ」の主義に轉換せねばならぬといつて居るが、「其必要に隨つて各人へ」の主義より、「その才能に應じて各人へ」の主義に換へなければならない。之が眞の自由であり、又平等である。何となればその個人の價値（人格並に才幹等）に應じて夫々その處を得せしむるのであるから、之が正しき平等であり、又その才幹を如何なる者にも自由に延さしめようとするのであるから自由である。之やがて眞の正義であるべき

である。之等の點を考慮せずして徒に社會的デモクラシーを叫ぶならば、そはフォールスデモクラシーである。又現在の特權階級の者にしてこのフォールスデモクラシー（誤のデモクラシー）とトルーデモクラシー（眞のデモクラシー）とを甄別して取捨し、一方を除き他方をとらうとする時は正しきも、何等の考慮も費さずして、之に頭から反對するならば、之亦誤つて居るものである。

（三）國家の最大施設

而してこの正しきデモクラシーの意義を認めて國家のなすべき點は何處にありやといへば、それはバットラーのいふ如く、世界に於て最も貴重なるものは、發達と實行との二を具ふる才能のある所の人の精神である。故に若し之が所謂貧民の中にあらうと、貴族の中にあらうと、之を最も高き頂にまで昇らしめる教育及機會の梯子を準備することが、苟も正義をそのモットーとする處の國家の最大の施設である。而して直接國家が及ばない點については、富豪・特權階級に屬するものが、社會的正義の觀念より、その施設を講ずるの義務がある。此の社會的觀念に立ちて公共的

精神を發揮しその道を講ずるの責任がある。その點については米國の如きは慥に拔でゝ居るところがある。已に公立の小學校は勿論のこと中等學校さへも無月謝である。それ以上の學校に於ても多くの奬學資金の如きありて自由に貧民の子弟と雖も才幹智能の優れたるものは教育をうけ得られ、又如何なる位置にも就くことが出來る。公立圖書館は無數にありて萬民に讀書の便を供して居る。而して之等について又富豪の寄附が億を以て數へる巨額に昇るものさへ決して少くはないのである。

翻つて我國は如何といふに、小學校に於てさへ都會に於ては多少の授業料を徵收し、貧窮の爲に就學し能はざる兒童約五萬を數へるといふ如き、盲聾啞兒童約九千人中僅に九百人卽一割より就學し能はざる如き、中等學校以上の入學に關しても育英事業はなきにしもあらざれども、到底見るべきもの少なく、將來學資愈々增加するに於ては、大學教育の如きは益ゝその門戸を狹められるに至るであらう。圖書館の如きもその發達あまりに遲ゝたるものあるではないか。他方富豪階級の寄附等少きにあらざれども、而も尙その傍ら、脫稅の額が甚だ大なるものがあるのと甚だ矛

盾して居るではないか。之等の現象は實に正しき社會的デモクラシーの發展を阻害すること甚しきものである。

(四) 新教育の提唱

今日まで之を充分見るを得なかつたのは以上の正しき正義平等の觀念を涵養し、社會奉仕の精神を旺盛ならしめ、眞の社會的正義を實行せしめんとする教育に缺陷があつたからである。之が救濟策は、バットラーの言を借りていへば單に「人の造つた型や行政政策のみでは希望を屬せられない。教育及道德的刷新（それは其の目的を達するには長き時を要するが）のみが唯一の方法である。」而して吾人は、この教育は公民教育であらねばならぬ。と主張するのである。吾人は單純なる又抽象的なる社會的教育をとらず、又は淺薄なる公民教育說を捨てゝ、我が國家が一大道德的刷新を要するとなし、社會の進步發展の二要素を基礎として、斷然廣義の公民教育說を主張して已まなかつたのは此に見る所があつたからである。

一體デモクラシーといふのは前にも一言した如く、單に「政治の一樣式ではない。

主として社會生活の一樣式である」（デユウイ）故にバットラーの如きは、現在に於ける壓倒的問題は政治的の夫よりは寧ろ社會的經濟的デモクラシーの問題であるとして居る。コープの如きもその著『デモクラシーの爲の教育』中にも「デモクラシーは政體以上の他のものを含むものである。卽社會的理想である。生活の樣式及人間精神の實質に關係するものである。」といひ、「デモクラシーは理想的目的に向つて指導される所の社會的自己決定である。普遍的善意志（General good will）の公民的組織（Civi corganization）である」と論じて居るのは實に興味あることである。隨つてその全公民全國民はどうしても共同責任、共同感情、共同精神を有し、自主自律その責任を果し、進んで其の地位その職業に應じて社會奉仕の任を盡さねばならない。從來は此の教育に於ては慥に缺陷があり、日本社會上下を通じて不足して居る。之はどうしても最善最賢にまします、明治大帝の御英斷御聰明に統率されて明治維新の際に一大社會的改造によつて、國民精神を一新し、新に大なる又確固たる道德的刷新を行ひ、遠大なる理想を抱いた樣に、今後大に社會的道德的躍進を圖らなければ

ばらない。之にはどうしても新時代の思想に立脚して、其の教育目的に一大刷新を加へ、その實質と組織とに改造を施さねばならない。而してそれは公民教育の說によるよりほかはないと確信して疑はないのである。

第二章　デモクラシーの根本原理

前節に於ては、デモクラシーの主張乃至運動の三方面の梗概を記述し、之を簡單に批評したが、未だデモクテシーの原理本質については記述する所がなかつた。本章に於ては之を究明しようと思ふのである。

第四節　デモクラシーの倫理學的原理

（一）平等の眞義

佛人エドモンド、セラーは「デモクラシーの本質は平等である」と明言した通り、已にギリシアの古に於ても、亦十六七世紀に起つた自然法學に於ても、之は明に主張する所であり、各種の主張主義の根本出發點をなすのである。この歷史的の研究

については後章に略述するとして、こゝには之を略する。そこで此に考へねばならぬのは所謂人間の平等とは何を意味するのであるかといふことである。之を誤るとやがては千里の差を生ずるのである。先づ第一に個人の物質的方面は平等なりや否やと考へると、之は何人も否定せざるを得ない。身體には强弱大小があり、太りたるもの肥へたるもの等、又その勢力に於ても實に千差萬別である。又その財產等は如何と見るに之亦千差萬別である。その精神の方面にしても、その活動の方面、範圍、性質、分量等は智識に於ても感情に於ても將た又意志に於ても異つて居る。實にその個性は千差萬別である。

斯樣に考へると平等といふことは、各人の物質的方面及外部生活より考へることは到底之を許すことの出來ない所である。故にマックカンは、平等を以て畸形の擬制（假作）であるといひ、カーライルの如きは、極端に「明々白々なる奇怪事である。精神錯亂者の妄誕である。」といつて之を絕對的に斥けて居るのは當然である。

吾人は「平等」を「人間共同社會の外部現象の中に求めてはならぬ」ことは明と

なつた。どうしても、「人間性の內的世界に求めねばならぬ。」謂ふ所の內的世界とは實に「共通なる人間性」そのものである。我等は人の死に悲しみ、花を見ては樂しみ、他人の幸福を見てはよろこび、不幸を見ては同情し、善を見ては喜び、惡を見ては厭ひ、自ら惡を行つては悔ひ、善を行つては更に之を行はんと勵む所の本性を有するのである。この本性を有することに於ては實に人間平等であるといはざるを得ない。換言すれば、一切の他の萬物に超絕する所の「人間價値」を有することに於て平等である。故に、有形外部に於て、人が平等であることに反したるマックカンは「道德及精神的生活の原理を」人間が有することを認め、こゝに平等を主張して居る。換言すれば何人にも換へられない所の人間としての自己を統一する力である所の人格を有することに於て平等であることを意味するのである。こゝに「人格の尊嚴」といふことが生じて來るのである。是に於てか、カントが、各人は彼自身に於て一の目的である。決して他の手段として用ひてはならぬといつたことが、人間性の平等と人格の尊嚴をよく、道破して居るといつてよい。この意をデユイーは又「デ

モクラシーは人格が第一のそして最後の實在であることを意味する。この人格の中心點よりデモクラシーの他の特徵があらはれるのである」といつて居る。

(二) 自由の眞義

以上で平等の倫理的意義が明となつたと思ふが、この「人」の倫理的平等は何によつて顯現され、その平等は如何に活躍するかといへは、各人の個性によりて顯現され、而してその個性の發展によつて平等が實現され活躍されるのである。この個性が、倫理的平等卽人格を實現する爲に、自由が存するのである。之をカントの言でいへば自律といふことが生じ、その人格を實現する爲に、換言すれば自己を目的としての普遍的道德的法則に從つて執意し、決定する所の行爲の選擇をなすことが自由である。西田博士の言を借りていへば「自然の法則（內面的性質）を破つて偶然的に働くから自由であるのでない。反つて自己の自然（本性）に從ふが故に自由である。理由なくして働くから自由であるのでない、能く理由を知るが故に自由であるのである。」我々はこの尊い自由を高唱し我儘勝手、私利、私慾の爲に、一言にい

へば、道德法や自己の本性に反することをして自由なりとすることには絶對的に反對せねばならぬのである。故に後にも詳述することであるが、個性が益〻發展し自我が實現すれば、それが眞に人格の完成、人間の倫理的價値の充實へ進展するのである。平等なる人格はその質は實に千差萬別である所の個性に依立することによりて、その內容、之を大きくいへば宇宙人格とも、稱すべき宇宙の統一力が、愈〻益〻豐富になつて來るのである。人格の實在の平等とその價値の不平等とは決して混同してはならぬのみか、眞に深く考察すれば混同したくても出來ないものである。かくて人格の平等とその個性の自由とは兩立して而して始めてその理想に向つて、個性の發達、人格の完全が所期せられるのである。サドラーは此の點を明にして「自由は最高にして且つ特殊相を有する人間性能を有力にすることに存する」といひ「最も完全に個性化された行爲は最も倫理的である」と稱して居るのはこの謂である。而してその個性が、大となれば大なる程益社會的意義が生じて來るのである。何となれば、その個性には前にいつた如く、之を大にしては宇宙人格、之を小にしては

社會國家意識が內在し、之等とは特殊と普遍との關係をなして居るからである。吾人のいふ個性は所謂機械的の原子觀的個人主義 Atomic Individualism)をとらなこで、各個人に共通普遍精神或は社會意識があつて、之が基礎となつて社會を構成し、その發展が出來るとする所の理想的個人主義を主張するのである。

(三) 平等と自由との結合

然るにこの人格の平等と個人の自由の倫理的意義を忘れて外部生活に平等を求め自由を物質的乃至は利己的に勝手に振舞ふことであると、考へるものが少くない。絕對自由は「人格」その者のみが有して居るものであつて、この個性が相對の社會に於てはやはり「特殊」を顯現する以上、そこが相對となり制限がなければならぬのである。何によつて相對であり制限があるかといへば、道德法律社會の習慣秩序其の他によつて制限せられるのである。而してこの道德法律習慣秩序を自己の實踐すべき・又服從すべきものであると判斷して、之を飽くまで實行し、又諸他の誘惑や惡傾向に反し、又內心に起り來る不德義の意欲等を抑壓する所に、却つてその人

格の自由が存するのである。西田博士は之を論じて「人は他より制せられ壓せられてもこれを知るが故に、此抑壓以外に脱して居るのである。更に進んでよくその已むを得ざる所以を自覺すれば抑壓が却つて自己の自由となる。」と述べて居る。決して物質的利己的の慾望を達する爲に自由があるのでない。之を征服する所に精神的倫理的自由が存するのである。

以上平等と自由の倫理的意義を充分に了知することは、殊に刻下の重大問題であると信ずる。この平等と自由を人格といふことによつて結合し、デモクラシーの原理をこの人格の平等と個性の差別、人格實現の爲の人格の自由と個性の發現を倫理的に考察することが、實にデモクラシーの第一原理であると、確信し且主張して已まないのである。而して此の兩者は一寸考へると矛盾する樣に思はれることが、實は却つてそこに眞理があることは次の哲學的考察をなすことに於て明となると思ふ。

第五節　デモクラシーの哲學的原理

（一）「平等と差別」並に「普遍と特殊」

かくの如く考察すると、或は平等といふことは抽象の產物であつて、實在しないものの樣に思はれるが、決してそうでない。之は實在して居るのである。即ちそれは不平等なる各人の個性に內在して居るのである。換言すれば各個性の根柢に横はる人間性そのものであつて、その平等の人間性そのものが、外部に顯現して個性となるのである。故に各人を離れて平等の人間性はなく、平等の人間性を離れて不平等の個性は存在しないのである。而してこの個性が千差萬別の區別があるのは、實にこの平等の人間性そのものを益ゝ豐富にし充實し、而して又その平等なる所以を實現する爲である。若し平等の人間性の發現があまりに個性的でなく變化がなかつたならば、人世は如何に平々凡々たるものであらうか。この全宇宙の實在の發現なる萬物並にその變化生滅等が、海水の如く殆んど一味であつたならば、如何であらう。我等はその單調なるに、厭くことであらう。春夏秋冬があり、そこに各種の自然現象があつて、妙味がある。若し世に雪といふものがない。即ち年中溫い春か、暑い夏の如き氣候のみであれば、我等は雪てふかの規律正しい現象を知るを得ない。そ

うすると、實在の實相がそれだけ豐富をかき、隨つて人間の智識が又それだけ範圍がせまくなるわけである。斯樣に考ふると實に各個性にわかれるといふことは、實は平等の人間性の尊い所以であることを知り得るのである。

如斯考察すればこの平等の人間性と差別の個人又は個性とは、之を哲學的にいへば普遍と特殊の關係である。或は實在と現象との關係であると謂つてよい。或は之を佛教哲理でいへば平等と差別との關係であることが知られる。而して哲學上現象卽實在、普遍卽特殊、平等卽差別といふことが、眞理として認識されると同樣に、人格と個性との關係も亦同樣の意味に認められねばならぬ。

（二）思想上の利點

而して吾人はこの哲學的に考察することに於て道德的に於ても、又社會に於ても、二重の危險を除き、各種の利點が生じることを信ずる。今少しく之を開陳しよう。

第一に平等を斯の如く哲學的に深く考察することに於て、多くの人の誤れる主張は卽ち人間の外部に平等を求めて居るからであることを知る。社會主義にせよ、共

產主義にせよ、過激派にせよ、皆彼等は大體からいへば唯物論者であることを知れば、直に之は首肯出來る。彼等は物質的の平等を認めて、之を主張し、精神的の平等を認めない。而して各人の個性の尊き所以をも忘れて、之を物質的に解釋し、物質的生活さへ滿足すれば、萬事解決が出來るやうに思つて居る。人間性の道德的精神的に平等なる原理にたつと、以上の危險思想は自ら排除することが出來、反つて之より道德生活、精神生活の尊き所以を理解し、人格の尊嚴を眞意義に於て體得すれば、こゝに道德生活の根本が確立し、涵養されたものと謂つてよい。

それから第二に、個性卽現象を精神的平等の發現であるといふ意味に解すれば、こゝに又尊い個性の意義がわかつて來る。急進主義その他自由思想家が、徒に個人の自由を叫んで、而も精神的にも物質的にも（重に物質的であるが）單に自己滿足さへ得ればよい、といふ考になつて居るのが、大なる誤であることを直に知るのである。誤つた平等を見るのは、個性を沒却せんとし、誤つた個性を尊重するものは、個人主義となり自由放縱となつて來るのである。然るに若し眞の個性の意義に徹す

れば、個性は實は實在卽人格の顯現であつて、その人格を益〻光あらしむるは正しく個性の尊き所以を發揮するにあることを知る。於是か、自ら自重自治の念が生じ、眞の自己實現、自己充實が出來るわけである。

以上の如く平等と差別、普遍の人格と特殊の個性を哲學的に考察して來ると、デモクラシーに於て一方平等を主張すると共に、自由を主張することの矛盾もなく、衝突もない。之を兩者が全く關係なく分離したものの如く考へ、或は物質的外部生活のみに着眼すると大なる矛盾に陷るのである。之は已に說いた如く、自由を叫びながら革命の爲に何萬何十萬人を殺戮するといふやうな佛國や露國の革命は、凡て皆物質的に解釋するより起る極端なる矛盾であり、極端なる暴虐である。實に之を根本的に考へ直して、精神的に解釋することの緊要なることを知るであらう。

第六節 デモクラシーの宗教的原理

(一) 宗教的考察の必要

前節に於てデモクラシーの哲學的意義を究明して、之を普遍と特殊、實在と現象

平等と差別の點より見たが、吾人は更に之を宗教的に考察する必要を感ずるのである。蓋し、哲學的意義を更に一層深く究明し、且つ之に情意の方面よりも併せて考へると自然と宗教的となつて來るのである。卽全人格を以て、智情意の凡てを竭盡して、所謂「至心信樂」して自己及宇宙に對すれば、自ら宗教的考察をなさざるを得ないのである。

世の學者のデモクラシーを論ずる者多くは、單に倫理的見地や、社會的見地よりのみ考察するが故に甚だ淺薄であつて、而も時には功利的に此の點は差支ないからとり入れよう、あの點は面白くないからわるいといふ風に考へたり說いたりして居る。之を哲學的宗教的に考察する者が極めて少ない。然るに前述の如く哲學的に考察すると、實に明確なる判斷を得、之が實行に向つては、又二の危險より免れ、多くの美點や正善なる思想が生じて來るのである。之を宗教的に考察すると更に一層の深遠なる思想否信念に到達することを知り、又實際問題の解決にも大なる意義を發見し得るのである。之吾人が玆にこの研究を試み所信を開陳する所以である。

(二) 吾人の本性

吾人の本性は已に前述の如く尊きものを有して居る。之は實に先驗的に之を認識せざるを得ないものである。カントは之を善意 (Gute Wille) と解して世に否この世以外に於ても之程尊いものは考へられないといつた。グリーンは神靈的精神 (Divine Mind) 或は神的永遠の心 (Eternal Mind) と稱した。こゝまで來ると已に、宗教的の見地に住し、この善意志、神靈的の心に對する渴仰の念、及之を實現せんとの努力が伴ふ深い信仰である。之を又儒教殊に孟子以後の學派では性善であると稱して他の性惡説に反して、どこまで之を主張し、程朱に至りてよほど哲學的に説くこ至つた。之を佛教でいへば、一切衆生悉有佛性で、萬人は佛性を有すると説くのである。其の説き方は種〻異り又その內容は違つて居るが、皆同一の最も尊嚴なる人間本具の性能を稱するやいふまでもない。故にこは一皮とれば、人間が何人も神佛であるといひ得るのである。何人かこの自覺に達して歡喜踴躍の情を起さないものがあらうか。

以上は卽人間を普遍より見たのであるが、特殊たる各人は如何と見れば、その道德的精神的生活に於て甚だ備劣であり微弱であり、この神靈、善意、佛性を體得することの甚だ薄少であることを深く知り、慚愧の念湧然として生じて來るのである。之は各人が理想が高ければ高い程深く感ぜられる譯である。然し所謂凡夫だからとて悲觀するに及ばないのである。之凡夫そのものが神佛となる素質を有するからである。この見地よりしてバーンショウが「凡ての明なる差別の根柢に於て人間性は本質的に同一であり同樣(One and same)であることが見られ、又之が實現して居る。卽ち、最も弱く且劣れる者といへどもその可能性といふ點に於て考ふれば、實に天使よりは極めて僅に低いものに過ぎない。又最も尊貴であり且力がある者といへども有限である以上、畜生よりは少しく高い位のものである」と述べたのは、實に眞理を道破して居るのである。かくの如き考は、佛教では深遠に説かれてあることであるが一々のことはいはない。

(三) 信仰上に於ける精神的態度

而して之を信仰の見地よりすれば、更に一層明にこの平等の精神を窺ひ得るのである。卽ちたとひ所謂自力宗で我卽佛といふ佛道修行をなして、眞に悟達の地位に達した者は佛といふ點に於て卽萬人平等である。而して萬人がその本地の佛に對し根本的に菩提心を起し、渴仰崇敬の誠を致す點に於て、又實にそこに尊き精神的平等を味ふであらう。況んや佛の大慈大悲を信じ自己の弱小なるを痛感し我を忘れて神佛に歸依信順しその救濟を仰ぎ、赤裸々の自己を投出して神佛の前に禮拜恭敬し而してその佛神の愛子たる所の法悅を得るもの、信仰に自己充足を得るものは、實に萬人は共に俱に佛子として我が兄姉であり弟妹であると痛切に感知するのである。之程深く大きく、いはば無限的平等の精神が世にあらうか。釋尊が常に一切衆生と呼び阿彌陀佛が十方衆生と呼ぶ、その心持は實にこの無限の平等愛の聲である。この無限の平等の慈悲を我が心に領得體驗する者、誰か又この平等の愛又は慈悲の心、に住して、一切の同胞に對しないで居られようか。我等は常に神佛の前に信の歡を語り、法の悅を感じ、その慈悲に丸められた信仰に生くる時、貴賤貧富の差を置き

自他彼此の別を考へて、そして各種の憎惡や、爭鬪や、競爭や、又之より生じ來る所の苦痛や悲哀や煩悶を感ずるであらうか、實に高き謙抑の情、溫き和合の心、相互に尊敬友愛の念を滿されないで居られようか。私共の弱小なるものは一切の時、一切の場合にこの心に住し得ずとも、せめては心に神佛を念ずるとき、そこにこの精神があらはれ來るのではなからうか。之れ卽ち宗敎の本質は實に一切の衆生に對する平等無限の慈悲を領得體驗して、その神佛と靈的の交際、精神的の融合をなすことにある所以であり、又この信仰によつて、吾々は最も崇高神聖なる平等觀念を賦與され、而してその觀念その信仰を以て萬人に對し得るのである。

吾人は此の神聖且喜悅の滿つる信仰によつて、神佛の子たる信仰あることによつて、到底他の何物によつても滿足し得ない安住の天地、歡喜滿足の境地を見出し、而して時には煩惱によつて人に對して不平の心を起したり、世を憤る不滿の情が生じたりするにも拘らず、一念この法悅の境に入るや忽ち不平不滿が霧散するを覺ゆるのである。これは實に千萬長者と雖も味ふことの出來ない、又千萬圓を以て購ふ

ことの出來ない尊い自分の實である。又如何なる世上の名譽だの顯位だのといふよりも尙且つやはり自分を滿足と安住の精神に住せしめて呉れる者である。之れ實に宗敎を信じ、その法悅を體驗する者の無上の幸福である。何者にも換へられないものである。

此の滿足安住の精神より一切の他の道德的觀念も生じて來るのである。我等は平素多くは、外的權威の道德を强ひられる傾があるに對し、この法悅よりして世に感謝し佛に感謝し、人に感謝し且つ溫い同胞觀念＝それは單なる附叉的でなく、腹の底よりして所謂同一に念佛して別の道なきが故に四海皆兄弟であるといふ深い〳〵無限絕對の力ある同胞觀念を以て對するが故に、そこには、自分の心より生ずる所の自發的の道德、神佛と偕になる歡喜の道德を實踐せずに居られないのである。自分は佛の子である他人も佛の子である。どうして自己の及ぶ範圍に於て、他人の幸福を進め、社會の福祉增進の爲に努力奉仕しないで居られようか。主人自身も神の子なれば丁稚小僧も職工徒弟も共に皆是れ神の子である。その幸福その向上を圖る

ことに、如何にして躊躇することが出來樣か。又自己も主人も共に佛の御子である。實に又同一に佛道を修業する者である。彼は資本家なり主人たるべく、我は勞働者たり使用人たるべく、そこに神佛の加護攝取のあるを信ずる者あらんか如何にして悲むべき爭鬪をなし得ようか。共に〳〵佛と階にその本務を忠實に守つて行くであらう。之眞に信仰に生き、佛神と共に働く者の自然に湧き出る態度である。而して又信ある人にとつては、平等感と共に强きそして大なる自由の感を得るであらう。それは自己の誠の心より出づる云爲行動、皆是神と階に在り佛と共に行動するのであるといふ自信があり法悅があるからである。故に信ある人と雖も、屢〻惡しき行もあれば言行一致のないこともあるであらう。然し深く自己に反省して懺悔改過の新生活に入り、神佛の救濟を仰ぎ、閉じた乾びた精神も大慈大悲に融和して春の如く感じ、そこに神佛と階になる喜ばしき安住の廣濶且つ樂しき天地が開けて來るのである。そこに自由があり、歡喜があり、勇氣が生じて來るのである。

この自由の感は又到底金錢や物品や地位で購ひ得ない所のものである。孟子は浩

然の氣とは何ぞやと問はれて謂ひ難い、強いていへば「至大至剛、直を以て養ひて害なきときは卽ち天地の間に塞がる」といつて居るか、我等のその自由は謂はゞ宗教的に天地無限絕對の神佛を信じ、その心を心とするが故に至大至剛にして天地に通ずる底の自由を感じ、そしてその自由の精神よりして、更に又一切の自發自勵の道德的精神も起れば、献身奉仕の努力も湧き出づるのである。

此を以て「コーブが國家の目的は國民の單なる意志によつての政治でない凡ての國民の善意志によれる又凡てに對する最高善を常恒に執意する所の人々の力によれる政治でなければならぬ。かゝるが故に「デモクラシーの問題は精神的の問題である。デモクラシーは最も廣く高く且充實したる意味に於ける人間心靈の救濟である。何となれば、デモクラシーは窮極的には社會の救濟を求めるのにあるからである。」と論じ、この救濟は物質主義に陷り神聖を破らんとする傾向より脫離して、凡ての生活の自由及充實を齎しその法悅及力を與へる所のものであるとなし、かく考ふることによつて、「デモクラシーの爲の敎育のプログラムは如何に眞摯に且深遠である

かよ」又「デモクラシーは最も美しき動機の下に於て、又その最善へ向つて、各人の可能性を充實し、生の最高のレヴエルに凡ての人を昇して生活せしめんとするのである」と明言して居る。之は尤もな言であると信ずるのである。又ウインチエスターもこの意をあらはして「眞のデモクラシーは力それは個人の生活のうちに、又その本性に於ける精神的で、且宗敎的な力の結果である」といつて居るが、やはり同樣な意義を表して居るのである。全國民が上述の吾人の信仰に住し神佛によつて大にして且つ神聖なる平等と自由の精神を得、この信仰に住して安慰と法悅、勇氣と歡喜、そして又反省と懺悔改過と努力とを體驗體得するの狀態にあれば、實に精神的なるそして喜ばしき平等と自由のデモクラシーが實現出來るであらう。吾人は窮竟善としてこの信仰この體驗ある所のデモクラシーを確信せしめ、且つ之を宣傳普及するところがなければならぬ。デモクラシーの最高原理もこの宗敎的精神的のものにらしめ、而して之を實現せしめねばならない。

（四） 宗敎と國家

斯の如き宗教的に考察して平等であるといふと、宗教は超國家的であるからいかないなどといつて、一言の下とに排斥せんとする人もあるが、然し今少し私の說に耳を傾けるだけの度量を廣くして下さい。若し全然所謂超國家的で特殊の國家を飽くまで否定するなればそれは大なる誤なることはいふまでもない、又危險である。然しそうでないことは、已に佛教で平等卽差別を說いても、惡平等は飽まで之を退けて居る。又西洋人は所謂超國家的の宗教を信じながら、益〻國民的意識が盛であるのは何よりの證據である。中には佛教の起つた印度、基督教の起つた猶太が滅亡したのを見て、この事を證明しようとする人があるが、少くとも印度は佛教が盛に行はれた時は寧ろ國家が統一されて隆盛であり、之が、印度教回教に弱められ亡ぼされてから國家が、分裂し、遂に獨立を失つたのである。佛教は中道の教を說き、甚しき禁慾と極端なる放縱生活を飽くまで之を破つたのであるが、この教を全國民の信仰として永久に保持するには、彼の國民性とその氣候風土があまりに都合が惡かつたのである。之を知らないで印度は佛教の爲に亡んだと說く如きは、極めて大なる

誤である。猶太でも、舊來のイスラヘル教に代つて、新しき基督教が未だうまく全國民の信仰に至らず、寧ろ宗教上の爭の爲にその國が弱くなつたのである。之宗教信仰の確立と統一的精神の强きを要する一面を示すものといつてよい。

更に事實の上からでなく眞理の上から、又哲學的の立場からいへば、一層面白い事實を知り、丁度さきの普遍の人格と特殊の個性との關係と同じ樣になるのを覺える。今之を圖示して說明しよう。

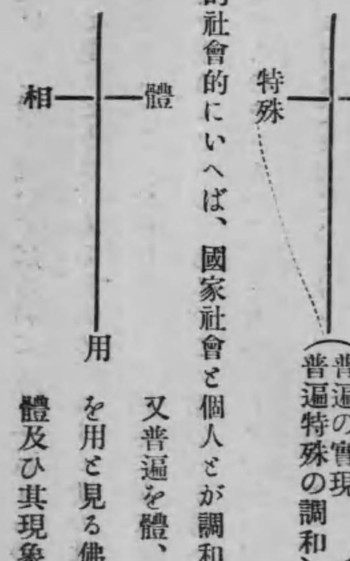

前節に論じた如く、特殊の個性を完全に發揮すれば普通の人格を實現し、普遍特殊の調和卽ち之を國家的社會的にいへば、國家社會と個人とが調和し關係が親密となるのである。

又普遍を體、特殊を相と見、この兩者の關係作用を用と見る佛教哲學は、ヘーゲル哲學に於て「本體及ひ其現象」「事物及個有性」「勢力及其相關」或

は正反合の説を説いて居るのとよく一致するのである。今かりに本體を人類、相を個人と見るときは、その個人の組織する所の社會なり國家なりが用となる、かくて人類及個人がこの社會に於て、又國家に於てその自己實現、及發展を圖り、又調和福祉を求めて居るのである。この點のみを考へるから超國家的だと斷じて直に危險と稱するのであるが、更に考察すると、前の用に屬する社會國家は又その中に各種の特殊あることはこゝに考へられるのである。而してこの用の、特殊が各現象として各國家が、又夫々一の普遍である。之を圖示して詳説すると次の如くである。

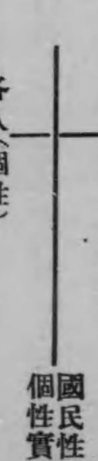

日本國そのものが普遍であつて、日本民族といふ個人の精神的に統一された一團があり、その間に於て日本國體、日本國民性といふ作用が、自ら生じて來るのである。而して人類の社會國家といふ點よりいへば、普遍であるが、各特殊の國家が成

立する以上、又日本民族も、日本國民性も國體も亦特殊の光を有することは論ずるまでなく、又日本の國體日本の國民性を發揮することが、日本國の發展となるのはこゝにいふまでない。かくて日本國は特殊の光卽精華を發揚するのである。日本國が特殊の精華を發揚することは、之とりもなほとず、全人類の普遍の內容を充實し豐富にする所以である。若しかりに全人類が平等一味の一國家、民族の下にあれば、人類といふものは、今日の如き進步は到底期し得られなつたであらう。特殊の國體國民性を發揚することが、實に全人類社會の發展に貢献し、全人類の生活を豐富にし、又密ならしめる所以である。

それから又各個人と國民をも考へると、日本國民性は體（普遍）各個人は相（特殊）であつて、個性を完全に發揮することが、やがて國民性を發揮する所以となることは前述の說で自ら明であらう。そうすると、各個人が、全我を傾け、全個性を忠實に眞面目に實現することが、結局國民性の發揚、國家の發展に盡すこととなるのである。之やがて現象卽實在の眞理を發揮する所以であり、全人類の發展に盡する所以であ

る。故にたゞわけもなく漠然と人類社會の發展に貢献するといつて、自己の國家、國民、個性を沒却する人は、却つて眞實の貢献をなし得ないこととなるのである。之人類社會は國民國家を離れて存在しないからである。

如上の見地に立つて考へて見ると、所謂眞實に超國家的宗教の信仰といふことは到底存在しないのである。必ずや個性を通じ差別、特殊を通じての信仰であり、宗教現象である以上、たとひ全人類の救濟を目的としても、具體的な宗教生活となる時は、到底特殊差別を脱し得るものでない。この特殊差別を脱しないで、この特殊性を發揮することが、眞の宗教の本義を達する所以である。之は又各人の大に力むべき所以である。故に亞米利加の倫理運動の驍將サドラーは、國民性を論じて、同一宗教と雖も異つた民族によつて信仰せられ表現されるときには、極めて強い特別の色彩があらはれると明言して居るのは、至言と稱してよい。

(五) 無信仰と愛國的乃至道德的精神

而して更に之を現實の實際問題より考へても後にも一言するが國家の隆昌、繁榮

といふ事は、所謂狹義なる意味の愛國心といふことだけでは決して完全と稱する譯にはゆかない。國民が全體として道德的精神の旺盛なるものがなければならぬ。而してその道德的精神の根本原理又は根本精神といふものは、どうしても之を宗教に求めて强き力あるものたらしめねばならない。之は後に詳述する積であるが、現實の所謂倫理の教だけでは、吾人に人生と道德に對して、力と誠實とを與へることは、比較的薄いのである。實例をあぐれば英國の堅實なる國民性に就いては何人も稱讃する所であるが、然らば、英國のどの階級の者が堅實であるが爲に、英國全體が堅實たり得るかといふに、それは勿論中流階級の者である。ここまでは多くの日本人は謂ふが、然らば何が故に中流階級が堅實であるかといふにその原因はいろ〳〵あげるが、親しく英國人の內面生活を研究したる者は、之を信仰に歸するのである。その言によれば、彼の國の各教會は日曜の午前は是等中流階級の人々を以て埋まつて居るが、勞働者は殆んど無宗教であり、而して彼等勞働者が如何に道德的精神の萎微奮はないか、常に資本家や、社會に對し敵意を有し、爭鬪的氣分を以て滿たさ

れ、折があれば、ストライキをなして、層一層、社會の秩序安寧を害し、而して自己が物質の奴隷とならむとして居るが、それが延いて又如何に國家的精神が薄弱で且つ愛國心に乏しいかに想到すればその一斑を察せられると明言して居るのである。

この反面の宗教を否定し、神佛を信せず、益無神論を主張し精神主義を捨て物質主義を執つた所の社會主義者延いて極端な共産主義者は、自己の物質的滿足の爲に殆んど他の高尚神聖な精神的宗教的安住の天地を放逐して仕舞ひ、或は宗教を一私事なりとして、公費にて教會を支ふるを非とし、或は牧師を三千名も殺し或は彼等の俸給を支拂はずして餓死せしめて平然たるあり、或は又教會を燒き、聖堂を破壞して何等の悔恨も何等の苦痛も感じないといふやうな暴虐の精神は延いて、少數過激の思想を有する者が少數富貴の者を憎む餘り、國民を戰慄すべき塗炭に苦しめようが、國家が衰亡に傾かうが、何十萬何百萬を虐殺しようが平氣の平左工門となるのである。

我等は以上二つの事實を對比して、國民全體に對して、精神的態度を養ひ宗教的信

仰を弘布することの必要を知り得るであらう。この精神的宗教的のデモクラシーに達し、こゝに安住の天地を見出し得たならば、實に絶對無二の歡喜法悅の自由と平等の精神を味ひ得るであらう。そして力と歡喜のある道德、自發自勵の献身奉仕の努力は生ずるであらう。從つて、外部的平等や自由を主張し物質主義に走りて、そしてその滿足を以て絶對的のものとなすやうなことは起らないであらう。又此の誤れる自由平等や慾望の爲に徒に爭鬪することなく、心からの和合協調の精神、自他の敬愛、社會奉仕の精神を起すであらう。然るに今日我が國の多くの思想家達はこのデモクラシーの原理としても又實際的勢力としても、宗教を殆んど眼中に置かないで、極めて表面的なことに走つて居るのである。之は大に反省考察せねばならぬ點である。されば伊太利のマジニーは、デモクラシーを前述した如く說いて居るが、更に「私をして何か最も深刻に驚かさせるものがありとすれば、それはかくも多くの人が、この運動の秀でて大切な宗教的特性に對して盲目であつたことである」と明言して居るのは、吾人も全く同一の感を抱く所である。

第三章　デモクラシーの實踐原理

前二章より考察すると先づデモクラシーの見方に二種あることを發見する。即ち現在のデモクラシーの努力や運動は一の手段と見てよい。而してさきの倫理的哲學的宗教的の見方はデモクラシーを目的として考へたものといつてよい。又前者は現實であり、後者は理想である。然るに現實はあまりにその手段や運動に執着し過ぎて目的や理想を忘れむとする傾があるのである。故に吾人はこのデモクラシーの運動を第三者の立場よりして研究し、又正義を其の生命として理想と現實、目的と手段とを結合する所の國家並に社會に於けるデモクラシーの實踐的原理を考究する所がなければならぬ。之本章の存する所以である。

第七節　デモクラシーの國家的原理

(一)　民　權

前章に說述した平等及自由の原理より當然に要求せられ、又發達して來た所の近

世國家の二大原理といふのは、所謂民權並に參政權の確立之である。歐洲の如き權利思想の發達した國民と雖も、古代の希臘、羅馬は怙く措いて、中世から近世の中頃に至るまでは民權はそれ程確立して居なかつたのである。然るに宗教改革次では啓蒙時代に及んで最初は自由思想家が宗教殊に教會に反旗を翻し、自然といふことを標語としてあらゆる束縛を脫し倫理學、法理學、國家學皆この自然を標榜した。而して之が漸次普及して來て、そこに個人意識が發達し、個人主義が歡迎せられ漸次この個人の權利がやかましく論ぜられ且つ主張せられるに至り遂に所謂天賦人權說が勃興し來つて、帝王神權說に疑を挿み、且之に抗爭する者が出づるに至つたのである。而してこの天賦人權の哲學的根據は、ストア派の萬人は理性を有するといふ說より出發して居るのであるから其の起源に於ては倫理的精神的の意義を有して居つたのである。この個人の人格的倫理的意義を最も明確に高調したのはいふまでもなくカントである。殊に彼の『道德哲學原論』に於ける彼の所論である。

彼の根本信仰ともいふべきは、各人は先驗的に理性を具有して居つて、而してこ

の理性の存する所自ら善意志を有する。この理性と善意志とを有する者が則ち人格であると考へたのである。故に彼は一言に「理性者は人格と呼ばれる。」といひ、其の理由を「理性者はそれ自らに於て目的其の者である。換言すれば單に手段として使用せられるを許されないものである」と考へた。故に「人格は單にそれの實在が、我等の行爲の結果として我等に對して價値を有する主觀的目的でなくして、實に客觀的目的、卽ちその存在が目的である所のものである」と論じ、この所論よりして、自ら有名なる次の一句が、カントの口を衝いて出で來たのである。

汝の人格に於ける竝に他の何人の人格に於ける人間性をも、常に同時に目的として使用し、決して單に手段として使用せぬ樣に行爲せよ。

玆に於て此の人格の尊嚴といふことが、最も明白に最も大膽に、最も力强く大旆を翳して、主張され高調されるに至つたのである。之れ卽ち民權 (Civil right) は何人にも平等に有し、何人にも平等で且區別すべからざる正義を以て迎へられなければならぬといふ說が成立し來り、國家が之を認めて憲法上に於て保證するに及んでこ

の主張要求が實現するに至つたのである。

卽ち勞働者と富豪との論なく、賢人なると愚人なるとの差なく、同一の普通民權と稱する所の權利と自由を有して居るのは、此に原因するのである。我が國でいへば居住移轉の自由、裁判を受くる權、信書の自由、所有不侵犯の權、信敎の自由、言論著作、印刷集會上の自由や權利が之であり、而して又貴賤多富の差なく、同一の犯罪は同一に所罪せられて敢てその間に何等の區別を設けないが如き、皆是れ人格尊嚴に對する法律的、國家的の施設であり、又そのデモクラシーの一實踐原理である。

(三) 參政權

次の國家に於げるデモクラシーの實踐原理はいふまでもなく參政權である。之は已に述べたる如く天賦人權說の勃興、人格尊嚴の自覺によつて、一方は民權の確立を欲求し、一方は國家の政治に國民が參し、國民自身が國家の意志表決に與らうとする欲求が大となり、歐米諸國では流血の慘後憲法を贏ち得て、この參政權を獲得するに至つたのである。

而してこの立憲國の原理本質は何處にありやといふに、今日の國家學上よりいへば、「國家は如何にして其の活動意志を決定するが最も完全であるか」といふ問題より出發し、最後に可成國民の普遍意志(共通意志)を發表せしめ、而してその間に統一を求め眞の普通意志と認むる所に向つて、國家の意志を決定するにあるのである。この國民の普遍共通意志は卽ちその代表する者に依つて表現せられる方法を執るより外に其の道がない。之卽ち帝國議會なるものが設けられ、人民の代表者の意見を公示し、以て其の間に國民の普遍共通意志を求め、統一を認め法律豫算等の協贊議決が成立するのである。之立憲政治のデモクラシーの原理である。卽ち人民全體の普遍共通意志が議會に於て表現されるにあるのである。

立憲參政權の原理は上述の如くであるが、たゞ問題となるのは、その代議士選擧の方法如何が實際問題として殘つて居るのである。眞の平等の見地より之を論じてゆけば、所謂普通選擧は勿論のこと、婦人にも選擧權を與ふるが當然である。之れ人格平等の見地よりすれば、純理として當然しかあるべきである。

然るに現在に於ては少くとも大多數の國家は、婦人參政權を與へず、又我が國の如きは直接國稅の納付高による制限が置かれてあるのである。之れ普通選擧、制限選擧の議論が別れて來る所以である。

時事問題は別として何故に參政權卽政治的デモクラシーの唯一の本義に對して制限を置かねばならぬかは、實は參政權が「全體としての社會の幸福に直接の關係が大である」からである。前記の民權に消極的の制限のあるのもやはりこの點からであることはいふまでもないが、之はその多くは國家的に重大な關係が少ない。然しこの參政權は極めて重大な關係がある。無制限に參政權を與へては、その國家民人の幸福とならぬ場合があるからである。何となればハーンショウもいつて居るやうに、最高の生活、最も充實せる自我實現は、公民の權利義務が正しく行へる所の人に對してのみ可能であることを認むるならば、之と反對に徹頭徹尾善良生活及自己決定は、政治的勢力が無價値な、そして能力の足りない者の手にある所の社會に於ては、又そが正義が精神薄弱的な者、低級な智識道德の所有者によつて失敗する所

の社會に於ては到底不可能であるからである。故にどうしてもこの政治的デモクラシー殊に憲政や、自治政に參與するといふことについては、大なる豫件が伴ふことを認めねばならないのである。かくの如きことを忘れて、世界各國民が同一條件の參政權を得るのが正當であると考へたならば大なる誤である。

此の豫件については、ハーンショウは個人に關して二、社會そのものに關して二、計四方面より考察して居る。極めて適當な見解であると信ずるから此に幾分自己の考を加へてその大意を紹介しようと思ふ。

その第一は「人間の根本的の正直」といふことであつて、もつと適切な彼の言を以てすれば道德的精神と稱してよい。その道德的精神の厚薄、强弱、及質の如何により、政治的デモクラシーの特殊相が異つて來なければならぬ。第二は國民の「實際的常識」であつて、人が正直であるといふことだけでは、國家の理想的デモクラシーを確立し得ない。國家は正直と同樣に睿智を要求する。而して社會全體がこの常識が發達しなければ到底眞のデモクラチツクの國家の理想は達せられない。第三

は「社會の協和」であつて、以上の二が完全になつても、尙社會全體に協和の精神社會的意識といふものがなかつたなれば、充分に之の實現は出來ない。國家社會生活は決してその成員の生活の總計でない。永久に社會と國家とを一貫する、そして又時々刻々に發達する所の社會意識と國民精神によつて、結合された個人以上の或物である。之がなければ到底眞の國家社會の統一は保てるものでない。第四は「普遍意志の存在」である。この社會意識、國民的精神が、或問題に對して外部に發表されるときは、卽普遍意志になるのである。この普遍意志が常に正當に且鞏固であつて、而して常に多數の者の認識し得る所のものが存在することはデモクラシーの國家、立憲自治の政治の根本要諦である。以上が最も完全に實現され、發展されて始めて眞の政治的デモクラシーが完全なる特殊相を有し、而も普遍意志を表現することが出來るのである。

(三) 我が憲法の光輝

又憲法その者にも各國とも實にそれ〳〵特徵があつて、決して同一でない。それ

はその國の國體、歴史、國民性等各種の要約が存するからである。若し之を考へないで、徒にその憲法を非難するならば、實に大なる誤である。ウイロビーは憲法は實は民族精神や、國體の表現であるから、世界各國それ〳〵國體國民精神によつて、種々の相違があるのは當然であると論じ、成典の憲法の前に根源となる民族精神中に存する所の憲法を大に尊重しなければならぬと明言して居るのは、此の理であるのである。然るに我が國民中に於ても、往々之に就いて誤つた考を有して居るのは實に思はざるも甚しいのである。

又シユモーラが經濟學の立場より考へて英國人に比して收入の少ない獨逸人が、英國人より多く稅金を納めるからといつて、それは正義でないといふことは出來ない。やはり正義である。何となれば正義といふことは萬國同一條件であるべきでなく寧ろ時と場所と情況とによつて、夫〻特殊の正義公平があるべきであるからであると稱して居るが、移して以て、上述の原理を裏書するものと稱してよい。

然らば我が國立憲政治の本質とし、光輝とすべき點は何處にありやといふに、それは憲法發布勅語の中に炳乎とし詔らせたまふ所に明である。即ち憲法發布の最大目的は。

國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし

と仰せられて居るのである。歐洲各國が臣民より强要せられて、爭鬪の結果澁々國民の權利義務を保證したり、憲法を發布したのと雲泥の差があるのである。殊に「大日本帝國憲法」前文詔勅中に於て、亦この點を一層明に宣ひ、且つ世界無比の倫理的精神的の意義を闡明し給うてゐるのである。

朕が親愛する所の臣民は即ち朕が祖宗の直接慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其の康福を增進し其の懿德良能を發達せしめむことを願ひ又其の翼賛に依り與に俱に國家の進運を扶持せむことを望み

給ひて、玆に大憲を欽定し給うたのである。實にこの懿德、良能を發達せしめむ爲と宣ふ所は、絶對無限の倫理的精神的の尊い叡慮である。即ち他の言語であらはせば、日本の憲法は徹頭徹尾人格的倫理的の本旨を以て一貫して居る。實に日本帝國

の憲法に、この人格思想倫理思想の大なる滾々として竭きせぬ流があり源があることは、我が國民が一人も忘れてはならぬ重大な事柄である。今日の國民の多くは憲法に對して、單に西洋に於ける思想の如く、人民の幸福安寧の保證といふ功利的方面のみに考慮を費して、眞にこの懿德良能を發達せしめるといふ方面を忘れて居るのである。この點は我が國民全體、殊に爲政家の一大猛省を促したいものであると思ふのである。實に今日の爲政家中には　明治天皇の聖旨叡慮に對し奉りて、正に慚死せねばならぬ樣な者がなからうかと竊に想像せられるのである。

此の我が國憲法の特有なる點、皇室と臣民との關係の憲法にあらはれた點については伊藤公がその著『憲法義解』中に明記されて居るが、之は後に見る積であるから茲には略することとする。

かくの如き憲法に於て、參政權に於て民權に於て種々の特徴制限のあることは、卽ち前節に述べた普遍に對する「特殊」であつて、その特殊なる所を益〻完全に充實する所に普遍の政治的デモクラシーが充實されるのである。而してその實現、充

實には大なる目的に對する道德が必要となつて來るのである。體相に對し、用卽ち國民の之に對する心情活動實行等は道德的なるを要するのは、普遍そのものは倫理的であり、理想的のものであるからである。

而してこの國民の道德が進步し、智織が發展し、人格の向上に伴ひ、則ち國民の懿德良能の發達に應じて又時勢の進運によつて、自ら、又「相」そのものが卽參政權とか民權といふものが進展するのが當然である。政治的デモクラシーに要約制現があるといふのは、決して永久に同一の制限があるといふことでない。時勢の變化時代の進運に應じ、其の「相」の發展によつて、どし〳〵進步すべき性質のものである。そこに又普遍の發展があることを知れるのである。

（四）服從奉仕

以上で自由と權利の方面を見たが　之と同時に服從の方面卽義務について考慮するのを忘れてはならない。サドラーもいつて居る如く、大きく分けるとデモクラシーの考に古來二種の誤つた考がある。その一は個人は國家の爲に存して居るとする

こと、他はその反對に國家が個人の爲に存して居ると考へること之である。前者はグリーキ就中スパルタの如き之であつて、個性を沒却し過ぎた憾が少くはない。後者は近世の思想であつて、たゞ便宜上個人が自分の利益の爲に社會國家を組織したのである。故に國家はたゞ之を安全にし、保障すればよいのであると考へたホッブス一派の說が之である。之は前も一言した所謂原子觀的機械的個人主義から來て居るのであつて、全然過であることは一言した通である。この說では國家が個人に時にはその生命をも犧牲にすることを要求することは全然說明が出來ない。どうしても國家は個人を超越した然し個人を內存せしめ、そを內容とする所の渾一理想的人格者であることの信念にたゝねばならない。この見地よりすれば、個人が各種の憲法上に明記された納稅、兵役の義務はいふまでもなく、其他一切の法律命令に絕對的に服從し、而して時には生命財產を獻げ、その他有形無形の奉仕をなすことが、實に一大道德的行爲であることが明白となり、又國家は之を要求して已まないのである。

モンテスキューは亦此の點を論じて「デモクラシーの原理は、平等の精神が消滅

するときのみならず又極端なる平等の精神に陷るときも同樣に墮落する。　デモクラシーの避くべき二の極端がある卽ち不平等の觀念と絕對平等の夫が之である。前者は貴族主義に導き後者は又專制主義に導く」と論じて居る。之絕對平等の觀念の盛なる時は服從も規律も秩序も甚しきは法律もない。たゞ却つて少數者の壓制があるばかりである。今日の露國が之が好適例である。さればルーソーの樣な個人主義の人と雖も「人は自然的自由に產れた（この自由は、若し、それが如何なる現實の條件に關說するとしても、動物的孤立のものである。）然れども社會的法律に從順なることによりて彼は公民的自由に達する。この自由によりてのみ彼は眞の人となる」と明言して居るのである。而してこの孤我に陷らない爲には「公共人は凡ての他と結合して公民の名をとるを常とする」と論じて、普遍意志を根幹として各人は努力して、普遍我たるべく、又大普遍我（倫理的社會國家）を實現する爲に協同努力すべき必要を力說してやまないのである。故にこの點より考察すれば、實に「デモクラシーの最高の道德的意義は「己を忘れて（自他彼我の小天地を離れて）公に

盡す」といふことに歸するのである。而して之は個人が國家社會の爲に沒義道に、犧牲にされるのでなくして、之によりて個人が發展し個性が充實し眞我が實現されるのである。何となれば、己を忘れて卽ち自他彼我の小我の見を離れて公共の爲に盡すのは、自己の才能、自己の德性。自己の職業自己の人格を以て盡すより外はないからである。それから又各人が私を忘れて公に盡すといつたからとて、凡ての者が平凡に所謂衆愚的に漫然公共に盡すといふのでない。各人の才能を最高能率に發揮するといふことを條件とするのである。卽個性を最高に發揮するにあるのである。

それから又選擧にあたつて至公至平に最も賢善にして且有爲有能なる人を、自己の理性的自由を以て判斷し投票せねばならないのである。而して投票した以上は今度は滿腹の信頼を以てその人に對せねばならぬ。輕卒に投票して而して後に徒にその行動、その施設に反對を之事とするは、決して眞のデモクラシーの國民の執るべき道でない。吾人はこの出來る限り賢善なる人を指導者としてその指導に服する所がなければならぬ。若し苟もその人が誤つて正義を忘れ公人としての立場を忘れる

如き悖德者たるに至らば、その人に對しては嚴正なる批判的態度を以てし、決して假借する所あつてはならぬ。而して之に對して自己の不明を恥づると共に、再びその過をせざらんことに力むべきである。之は實に正義公正に對する戰鬪的精神がなければ到底不可能である。吾人が其のデモクラシーの國民たらんには、この服從、正義、信頼、公正　奉仕、協同に對する健鬪的勇氣がなければならないのである。之が實に國家に於けるデモクラシーの實踐的原理中、重要なる位置を占るものであると謂はねばならない。

第八節　デモクラシーの社會的原理

（一）　絕對平等を徹底せしむべからず

デモクラシーの一原理たる平等を社會的に徹底せんとすれば、どうしてもそこに一切の特權の全廢、單に特權のみでなくその他の一切の機會を均等にして、それより脫逸することを許さないといふことが、實現されなければならないこととなるのである。然しながら之又二大誤謬を含むのである。これは人間性卽ち人格の實在に

關するデモクラシーを見ないで、その外部生活に平等を適用し一切を律し樣とすることであつて、個性の存在個性の發展といふことを眼中に置かないことその一である。それから又一切の自由の發展自由の努力と貢献を認め、その貢献に對する功績乃至は報酬をも認めないことその二である。今日の社會主義、共產主義の陷れる誤謬の最大原因はこの二點の誤解や誤つた確信に基くのである。

然らば一切の現在の社會組織乃至制度が完全であるとして、之で滿足すべきであるかといふに決してそうでない。そこにこのデモクラシーの實踐的原理に基いて大に更改すべき點、進步せしめねばならぬ點があるのである。今之を諸方面より考察しようと思ふのである。

(二) 勞資問題の解決＝人格主義であれ

デモクラシーの第一原理たる平等の點より考察するに、之は何を以て一貫すべきか、出發點となすべきか。而して吾人は之に對して人格觀念を以て樞軸として、この社會に於ける平等の實踐的原理を考察せねばならないと主張するのである。之已

に述べたる如く「デモクラシーは人格が第一のそして窮極の實在であることを意味する」からである。而して人格を中心として平等觀を執るとき先づ第一に起る問題はかの勞資の問題、生活問題である。今日實際問題として思想並に社會生活の一大不安はこの勞資の問題であつて、之を中心として現實の不安の渦を卷いて居ると稱してよいのである。

然らばその勞資の問題といふのは、謂ふまでもなく勞働者無產者の悲痛の叫とその運動、及資本家の之に對する態度とに關係するのである。而して吾人は勞働問題の解決の實踐的原理を考察するに當り第一の務めはその問題の據つて起る所の根源を考察することである。之が忘れられた時には枝葉の問題に如何に骨折つた所が到底解決はつかないのである。然らば勞働問題とは何かといへば、勞働無產者の不平の問題であるのはいふまでもないが、その不平の根源が何處かと突き留めることが極めて大切である。吾人が再三論じたデモクラシーの思想の勃興の根本は人格の尊嚴に對する自覺である。而して之が「自由」「平等」「友愛」といふ三の具體的モット

ーを掲げて大なる要求、大なる運動となり、政治上には相當其の希望要求が實現出來たのである。然るに經濟生活の發展の爲にこの自由、平等、友愛の三標語が奪はれて仕舞つたことに氣づいて、こゝに一大不平となつてあらはれたのである。之を具體的にいへば勞働者無產者が自由の人間として日々の勞働に對して創造的愉快と自然的歡喜とを味ふことが出來ず、單に資本家の機械となり、賃金の奴隷となつて束縛苦痛の生活をなし現代の文明の恩惠に均霑せざるのみならず、文明の進展にも自覺的に參與し能はざることを自覺し出したのである。ハートも論ずる如く「工業は人間の必要に對して使丁とならねばならない。」然るに多くの資本家もたゞ資本家といふだけで、工業の爲に驅使せられて、日日に人格より遠ざかり、勞働者はより一層甚しく丁度その反對に人間が工業の使丁の如くになつて仕舞つて居るのである。之一大悲痛ではないか。故にたとひ實際運動としては賃金の增額や勞働時間の減少、勞働條件の改善といふやうに、外部條件の更改を望んで居つても、それは單にそれで終るものでなく、それらは一の目的を達する手段である。その目的とは何か卽ち

一度束縛せられ失墜してしまつた人格尊嚴の觀念を再び蘇生させて、その人格を歎美し歡喜しようとする欲求である。いはゞ單に饑餓の悶へでなく靈魂の悶へであるといひ得るのである。

勿論今日各國殊に我が國の勞働運動が凡てこの精神を有し、この欲求をなすかといふにそうでない。第一章に於て說述した如く極めて物質的であり無自覺であつて、人格尊嚴などは全く之を有しない樣に見えるけれども、然し、その裏面には瞑々の中に上述の靈的要求、人格的切望があるといふことを忘れてはならず、又この方向へ指導することが極めて大切である。單に物質的な無自覺な勞働運動や欲求をのみ挑發するやうなことがあり、又一時の間に合せ主義にこの運動に對する膏藥張をする如きことあらば、それは却つて危險であることを深く反省せねばならないのである。

故に吾人は勞働問題の眞の解決は勞資共に、再びこの精神主義人格主義に還歸することにあると稱したいのである。卽ちハートのいへる如く「吾人は今や產業の過

程を完全に叡智的になし、其の組織の樣式を完全に人性に適合するやうにすること によつて、産業を完全にデモクラチツクになす所の過程の眞中にある」と稱したい。我が國の産業も亦遲ればせながらこの跡を追つて、人性に適合し、徹頭徹尾人格主義を以て進まねばならないと思ふ。

歐洲の中世に於て貴族、大名、僧侶教會武士等の束縛壓制に對し、庶民卽實業家がよく一致して、陰忍自重奮勵努力して、漸次その位置の向上發展を主張して、遂に前節に述べた樣な立憲政治の國家生活、自由なる民權を確立した制度を得たのであるが、今や曩には共同した味方卽ち庶民が、勞資の二に分れて、今度は、敵對せねばならぬ樣な破目になつたその原因を考へて、再び人格主義に還歸することを勸奬せざるを得ないのである。此の點に就ては、吾人は後にも詳述するが、特に我が國資本家の一大猛省を促したいのである。之れ比較的無智なる者より、先づ比較聰明なる資本家の自覺を乞ふ方が捷徑たるからである。

(三) 最低限度の必要と社會的供給の平等

然らば其の解決法は如何といへば、個人的最低限度の必要と社會的供給の平等といふことである。換言すれば、デモクラシーの社會的原理としては、個人的能力と社會的機會との間に最底限度の平等を設定し、而して個人的功績と社會的報酬との間に均衡を得せしめることである。この均衡といふと一見平等と相反する樣であるが、實は之が眞の平等の意義にかなふことであつて、その功績に應じ報酬を適度に與ふることが差別的にして而も平等の原理に合するのである。そこに均衡があるのである。何人にも健康な生活、有効なる作業、或る程度の享樂、一程度の智識と敎養とは、實に各人に必要の最底限度である。之を適度に社會が供給することに於て平等でなければならないのである。之が眞に解決出來れば、勞資問題も生活問題も此に自然と解決の曙光を見出し得るのである。殊に生活問題に於て注意すべきは所謂精神勞働者換言すれば社會の中堅をなす所の智識階級に對するこの點の解決であることであるが、之は讀者に理解が得られることと信ずるから、こゝには詳述しない。

(四) 文化生活享樂の普及

第二に考察すべきは所謂文化生活を享樂せしめることにつき、機會の均等を得せしめることである。凡そ一般學術的常識殊に自然に對する智識、文學藝術其の他の文化は實に人類の最も尊き最も樂しき產物であり、又人世のオーシスである。この人類最高の文化生活を享樂するは、僅少の富貴の者に限られて居るといふことは實に人間性の平等、人格尊嚴の自覺に立つて考ふれば、甚だ矛盾した又面白くない實相であることに氣づくのである。勿論一般民衆の智識と力とが不十分であつた時代に於ては、之等富貴なる人が、文化を維持し享樂し、而してその發展に努力した所の功績は偉大なるものであるが、その今日に於ける一般民衆の智識、一般精神界の發達、その善美なる生活の切望を起すに至つても、尙且つこの點につき昔通りの藝術、文學であり、又一般智識殊に科學的趣味の閉鎖であることは、一般民衆には堪へられぬ苦痛であるのである。之れ文化生活に對する享樂の機會均等を切望し、こゝにデモクラシーの社會に於ける一の實踐的原理を置かうとするのである。

さればタフツの如きはこの點に着眼して、「デモクラシーの最美にして最大の意義は萬人が出來得るだけ多く最善の生活 (The best life) を分け前することである」と斷言して居るのである。此の爲に最も必要なるは敎育であるとし、第二に必要なるは衣食住を整へる丈の富を有し、獨り己が慰安を得て生活するのみでなく、之を朋友に分つことであるとし、第三には心身を休養し之に變化と發展との機會を與へることであるとなし、善き文學を讀み、音樂を樂しみ、繪畫を見て美意識を滿足せしめ、自然に對する智識乃至は趣味を養ひ、山川を跋涉して英氣を養ふことにありとしてこゝに文化生活を高調して居るのである。タフツのいふ所の最善生活の爲に第一必要なりとする敎育は次に明にせんとすることであり、第二は前項に說述した生活問題であり、生活に對する最少限度の必要を滿し、而して獨り自己の慰安を得るに止らず朋友に分たんとするは、後に述べる所の友愛てふデモクラシーの社會的實踐原理に合するのである。實に上述のタフツの所言は、自由の原理を除いた他の社會的デモクラシーを略〻言ひ盡して居ると稱してよいのである。又ハートの如きは「デ

モクラシーは各個人の凡ての勢力を萬人の個人的及社會的生活の豐富の爲に、解放することを企てる」といひ、その豐富については又、「近世はより廣い智識、より自由なる道德的勢力、より鋭敏なる公民的觀念、より大なる產業的順應、及精神的價値のより徹底した感賞を要求する。而して之等はいふまでもなく人性が之を造り、又人性を構成するものである」。唯避くべきことは之等の要求が「或る決まつた型によりて圍まれること、及び凡ての人格を產業の機械のうちに沈湎せしめる」ことであると述べて居るが、文化の亨樂のみならず、實に人性の秘奧より出づる所の要求並に態度を明にし、人性の純化發展、社會の進步を明言するものと稱してよい。

この文化生活と關連して宗敎生活を擧げなければならないのであるが、之は後に詳述する機會があり、又已に稍詳細に說述した點もあるから此には略することとする。

（五）敎育上の機會均等

第三の機會均等の原則は敎育に考へ及ぼさざるを得ないのである。何となれば、

人が健康なる生活をなし、自己の智能を磨き、職業の勤勞を歡喜し、一般常識を進め、國家社會の一員たる所の本務を知り且行爲上に於ても、又文化生活を亨樂するにも、一切の他のデモクラシーの根本原理並に實踐原理をその梗概だも諒解し、而して之に則つて自己生活を向上させ人格を發展させるも、その何れを問はず、實に敎育がその基礎をなし、出發點をなすからである。故に出來る丈高き敎育を萬人に施さうとすること、又受くる方よりいへば之を欲求しつゝあるのであるが、之が一の有力なる實踐的原理をなすのである。故にジョセフ、キンモント、ハートの如きはデモクラシーを歷史的に考察して、歐洲に於ては近世に於てデモクラシーを政治的目的として欲求し、又その或者は社會的標語として主張し、更に近代に近ついては經濟的及產業的標語としてその理想を考察したが、今や實にデモクラシーを敎育的標語として考察し欲求し、取扱ふに至つたと斷言して居るのである。

學校敎育と謂はず社會敎育といはず、我が國は、もつと〳〵國民の文化の發展、國民の理想の向上、國民の道德の進步を圖る爲に、殊に一般民衆の智德及生活の向

上の爲に、その義務教育の年限を延長し、その程度を高くし、教育領域の擴張を企圖せぬばならないのである。然るに今日の狀態はといへは、第一章に述べた如く、尋常小學校でさへ授業料を徵收するやら、貧困病弱等の爲明に義務教育を受け得ない兒童が、約七萬人もあり、而も此の外戸籍の不整理の爲に學籍簿に登載されず、隨つて學齡兒童でない爲に、全く就學し能はざるものは、少くとも男子に五萬人、女子に十萬人位はあるかと思はれるのである。之はその大部分は壯健な兒童であつて、而も主として貧困なる爲に大都會其の他に轉々寄留し歩いて、戸籍の不整理となつたものである。之は實にデモクラシーの一大社會的原理に悖つて居ると稱さぬばならない。吾人は義務教育の質の向上を企圖すると共に、常に量の方面に向つて大なる努力を拂はなければ、この教育のデモクラシーの原理を實現することは、極めて遠いこととなるであらうと思はれるのである。況んや社會教育の各般の不備なることに於てをやである。之は後に詳述する機會を有するが故にこゝには簡單に記するに止める。返す〳〵もバットラーの論じた如く、社會の發展の爲に、又失敗し

たデモクラシーより正しきデモクラシーに導く爲に、最も有力否唯一の方法は「教育及道德的革新である」が故に、茲に如何なる者も、そは如何に貧困微賤の者と雖も才能があり價値があるならば、最も高き頂にまで昇り得させるだけの教育てふ機會の梯子を準備することに努力せぬばならないのである。

(六) 個性の發展と獨創

吾人は更に自由の實踐的原理に就いて考察せぬばならない。謂ふまでもなく自由は個性を目的とし、その自由發展を助長し又は少くとも之を妨げない所にあるのである。而して個性の自由發展はその個性の獨創、自發を尊重し、それを自由に伸張せしめ、各その才能を出來るだけ發展せしめるところにあるのである。故にデモクラシーの社會に於ては個性を尊重し、人格の鞏固なることを要求するのである。所謂竹林の七賢人風に社會と離れて獨善的に居ることは、個性の發展個性の獨創、その才能發展によつて、その社會に貢献をなすことは少いから採らないのである。又あまりに衆團の力を力説し、個人を機械的に結合し又は外的權威で束縛して、以て

型にはまつた丈の活動をなさしめる所の聚合主義(Collectivisim)は之をとらないのである。言稍強い所はあるが、之は個人を殺すものである。少くとも個人を無能たらしめるものである。何となれば、この聚合主義は個人の獨創力及發發力を破壞するからである。デモクラシーの一惡傾向としての萬人を平均的にして低下することには眞正のデモクラシーは反對するのである。かのデモクラシーを高調したミルがこの均らし下げる事につき大に警告し、又超人を高調したニイチエはデモクラシーの倭小化といふことに反對したのであつた。この點に於て支那の孔子敎はデモクラシーを主張したわけでないが、かの敎義が人を倭小化し停滯化せしめたことは、極めて大であることは、吾人の鑑みるところがなければならない所である。故に社會的デモクラシーの自由に關する實踐的原理の一は、カーライトが米國人の確信であると述べた樣に「一切の人は自由且つ平等に創造せられたるものなること、機會の門戸は各男女及兒童に對して同樣に開放せられたものなること、如何に卑賤なる人の子たりとも勤勉と才能に依つて名譽信用富貴權力の最高地位に上り得べきこと」

等を理想とするものであらねはならない。バットラーも亦同樣の意味を述べて、「階級、門閥、富、環境に制限せられないで、個人の最善且つ最高自我の發動によつて名譽と權勢の位置に各個人を昇す途を開くこと」を以て自由であると斷言して居るのである。

此の點に於てあまりに閥が多く且つ强過ぎたり、年齡とか學歷とか、云ふやうなことで個人の獨創才能のあるものをも抑壓する嫌のある我が國は大に考ふべき事である。我が國の發展が今一息といふ所で停滯せんとする氣味があるのは、慥に明治四十年頃までの若々しき、又個性の自由發展が比較的可能であつた後をうけて、今日は此の閥だの階級だの、貫目(主として年齡や學歷でいふ)だのといつて、個人の潑溂たる羈足を伸すことが、稍困難となつた爲でなからうか。

自由の意義を斯樣に解すると、隨つてこゝでは絶對平等には反對することとなるのである。人格の平等、人間性の平等は之を認むるが故に、その發展を自由ならしめよう、個性を尊重しその解放を圖らうとするのであるが、然し外部生活卽物質的

方面の平等は決して之を認めないことは再三述べた通りである。社會主義者が外部的、物質的乃至は經濟的平等を高調のあまり、この個人の獨創、個人の能力を無視し、個人の自由發展を制限して共同的衆團的負擔を萬人に平均せしめようとすることには、吾人は極力反對せんとするのである。この主張が強くなつて、即ち過激共産主義に至れば、全然個人の自由を認めないで、萬人を木偶視して、たゞ物質的生活の滿足に追ひ込んで仕舞ふのである。實に之はバットラーのいつた如く人類の爲に、最も憎むべき敵である。

（七）社會の進歩と個性の發展並にその協力

上述の如く述べると、個性を目的とする以上、外的權威は之を認めない、制度法律は之を無視する、社會の共同康福は之を眼中に置かないでよいといふ風に誤解するならば、それは又極めて甚しき曲解であることは、再三述べた諸原理によつて明であるが茲に一言を費す必要があると思ふのである。一體個性の尊重發展といふことは、夫れ自身に一の價値があるは勿論であるが、之と同時に社會の進歩といふことは、個人の獨創によることが極めて大なるを認めるからである。平均的智能や平均的の個性ばかりであつては、それは所謂無事平穩であるかも知らないが、社會の進歩發展は期することは出來ないのである。然しながら個性の發展といふことは決して制度や法律社會の慣習、德義を無視しては、却つて不可能であることも知らぬばならないのである。一體社會に於ける各人の意志關係は、社會組織上第一位に於て協力があつて第二位は自由競爭である。自由や競爭に節度制限を附與して決して協力を犧牲としない爲に、又個性を保護しその發展を助長する爲に制度が存在するのである。故に個性は他と協力するに努め、常に制度を尊重し之を正用することを忘れてはならないのである。

凡そ社會の進歩發展は、ボールドウインが詳細に說明する如く、その社會の制度慣習、法律、道德、學術、敎育、産業等諸般の機關が常に獨創と順應、特殊化と普遍化とが相依り相助けつゝゆかねばならないのである。制度法律慣習等が、たゞ獨創や特殊化（變化）があるのみでは、その社會の安定は保たれないで、不安定の狀

態にあるのである。どうしても安定を與ふる所の順應と普遍化がなければならないのである。學術の如きも一人の天才が自ら獨創の天地に入つても、之を社會一般に擴張し普遍化する努力がなければ、一國の文化は進歩することが出來ないのである。これは拙著『公民敎育の理論及實際』中に詳細に論じて置いたから、此には一言に止め、デュウイーの說を此に考察して見よう。

デュウイーがデモクラシーを基礎とする社會の特色であり又理想であるとして擧ぐる所は、よくこの點を詳細に言ひあらはして居ると思ふのである。其の一は「共有された共同利益が層一層多種多樣となることのみならず、社會的統制の要素として相互利益を認識し、益〻之に信賴することを示す。」ことであり、其の二は「嘗ては孤立して居つた社會的團體間の相互作用が益〻自由に行はれるのみならず、更に、社會的習慣が種〻の交渉によつて生じた新しき色々な事情に適應することによつて、絕へず整理改善されることを意味する。」といふのである。之を一言にいへば、共同利害の範圍の擴張と相互の信賴、並に個人的能力の變化發展の自由の二である。卽

ち知る後者は個性の自由發展卽獨創又は特殊化であり、前者が制度習慣等に對する尊重服從並に萬人の協力信賴卽ち順應、又は普遍化を主味するのである。此の兩者はよく提携し相適應してこそ社會が進歩するのである。故にメックリンはこの點を社會の進歩は平等と同樣に不平等を要求するといふ語であらはして居るが、面白い言ひ方であるといはねばならぬ。この社會的デモクラシーの實踐的原理としては、實に自由と適應又は協力とは陰影相伴ふ如くあらねばならぬことは忘れてはならないのである。卽ち之を一言にしていへば、「自分の人格が偉大となるに從うて、自己の要求が社會的となつてくる」(西田博士の言)といふのが、この實踐的原理の窮極でなければならない。

(八) 尊敬と友愛

吾人は最後に佛蘭西革命以來有名なモットーとなつた所の友愛といふことにつき一言を費したい。これはいふまでもなく人類として相愛を基調にして力說されたものであつて、そこに力强いものがあるのである。勿論人類としてといつたとしても、

決して一國内の國民、又は一國社會の同胞といふことに及ばないのでない。寧ろ之がより以上濃厚であるべきであるが、その思想觀念の根本が人類の相愛にあることを意味するのである。更に考ふべきは、友愛だけでなく、他人の人格を尊重するといふ尊敬の念が、寧ろ最初に來るべきである。即ち自他共に人格者として自尊尊他の精神が確立して居なければならない。この尊敬の念と友愛の情とは共に相伴つて居るものでなければならぬ。

我が國民は全體として國民性で以ての統一及博愛的精神は強いが、この人類相愛相敬といふ觀念に立つての、國民相互間の尊敬友情といふものは、極めて薄弱であることは、大に考へねばならないことである。今日各種の社會的事業の不振も、公德乃至は社會奉仕の觀念の薄いのも、其の基づく所は、この人類の相敬相愛といふ觀念に乏しいからである。古來「人を見れば泥棒と思へ」とか「男子家を出づれば七人の敵あり」又は「旅の恥はかきすて」などいつた風な諺はあるが、この思想で以て少くとも德川三百年の治下に育てられた惡い結果は、今日に至るもこの點が除か

ないのである。

更に又廣い國際的精神乃至は人類相愛相敬の念が、公式とでも謂はうか國家間或は戰爭といふやうな時には、實に他國の及ばない位によくあらはれて居るが、平時に於ける交際接觸にはこの觀念が乏しく、支那人等弱國民に對しては傲慢尊大であつて侮辱したり、虐遇したりするかと思へば、米國其の他に於ては徒に愛國心だの大和魂だのといつて、小さな根性より彼等國民の嫌ふことも故意に敢て爲すことがあるのである。全體の精神的態度が已にこの尊敬友愛の心に乏しいから、自然と惡意がなくとも、心持よく交際するといふ樣なことに於て甚だ足りないのである。大正九年に白國で行はれた萬國オリンピック大會に、日本からも選手がいつたが、その選手があまり勝たう〳〵といふことのみにあせつて、國際的競技といふ精神を沒却無視して居ることは甚だ宜くない態度であると外國人は批評した相であるが、或は斯樣なことがあつたかも知れない。之即ち日本國民の一大短處であることを忘れてはならない。島國的根情を脱して内外人を論せず廣い人類的觀念を以て交際し、

國際觀念を旺盛にすることは、刻下特に我が國民の心理的現狀より見て、必要とする所であり、國民乃至は人類相互の尊敬相愛てふデモクラシーの實踐的原理をこゝに進めねばならないのである。

第四章　デモクラシーの功過

吾人は前二章に於て、デモクラシーの根本並に實踐原理を明にした。この兩原理を基礎として、歴史的並に現時に於けるデモクラシーの運動乃至傾向に對する一般的なる功過(Merits and defects)につき考察する所がなければ、デモクラシーその者の解釋と理解の上に於ても、亦その批評並に教育上の意義等にも充分の材料を供給するわけにゆかない。そこで本章は此の功過を研究し明確にしたいと思ふのである。

而してこの功過長短を論ずるに當つても、之は英國人が論ずるのは英國の國體國民性社會狀態等より論じ、米國人は又同樣に米國の夫より見て論ずると同樣に、日本人は日本國の國體、國民性、社會狀態等より之を考察し批評する所がなければな

らぬ。倫理學說も之を實踐倫理として實際生活にとり入れる場合には大にその國によつて變化がある如く、このデモクラシーの長短を論ずるに於てもこの點を忘れてはならぬ。西洋の心醉者ともいはれる學者、思想家はこの點に於て大に自己反省の餘地のあることを吾人は常に思惟して居るのである。故に吾人はこの日本の國體、國民性社會狀態より常に考察して功過を論じ、長短を究明することを忘れない積である。之は亦學理上より考察しても第二章に述べた普遍と特殊、現象則實在の方面より考察しても當然であるのはいふまでもない。

第九節　デモクラシーの根本的短所

デモクラシーの短所には根本的、原則的のものと否らざるものとがある。根本的短所や缺陷と目すべきものの中には主權の存在に關する見解、階級的衝突並無政府的の考についての傾向之である。以下この三點につき簡單に批評して見よう。

(一)　主權の存在に關する見解

この點はいふまでもなく、所謂民主主義であつて、ともすれば主權在民の見解を

起さしめる傾向がある。勿論この說を正しとする國家もあるであらうが、我が國家に於ては到底許し得べくもないことは、こゝにくど〳〵しくいふまでもなからう。たとひ憲法を制定し人民に參政の權を與へ給うたとはいへ、之は主權には一毫の關係がないのである。この點は伊藤公が『憲法義解』中に

我建國の體に至りては譬へば主一の意志は以て能く百骸を指使するが如し。議會の設は以て元首を助けて其の機能を全くし、國家の意志をして精練强固ならしむる效用を見んとするに外ならず。本末の間儼然として紊るべからざるものあり。

と、明言されて居る。然るに往々之に疑惑を挿まんとする如きは、吾人のさきにいつた如く、批評判斷は我が國體、國民性等によらねばならぬといふに反して、無差別に考へるから起ることである。我等は斷乎としてこの惡弊より避け、常に如何なる思想に對しても我が國體の上より考察する所がなければならない。

(二) 上下階級の衝突及反抗を來す傾向

已にデモクラシーの思想の勃興して來たのは、平等なる天賦人權說が十七八世紀

に大に唱へられるようになつてからである。この自由就中平等の思想は人心を支配したことは驚くべきものがあつた。獨逸の史家カール、ブレッツをして「現在制度の改造若くは破壞は十八世紀の主義であつた」といはしめる位な動搖は、その多くは之れ平等自由の說に基因するのであつて、就中その改造破壞の中、最も大なるは佛國革命であることは、此に贅するまでもなからう。當時は已に大體歐洲全般に亘りて改革行はれ舊弊を一新してゐたが、佛國は實に情實纏綿、負累重疊して暗君庸が。獨裁專政を壇にし、國會（エター●ジェネロー）は約百七八十年の間召集されない主官吏はその上下を論ぜず威權を濫用し、無辜の人民にして一片の逮捕狀により獄に投ぜられるもの數知れず、又その財產は苛稅の爲めに際限なく徵收され、萬民之に堪へないといふ風であつた。一國の全歲入は國債の利子の半に過ぎないといふ程に財政が枯渴したのであつた。この一事を見ても、遂に革命が勃發せざるを得ない情態にあつたと謂うてよい。

かゝる危急に頻して、遂に起つた階級鬪爭の如きを、直に現在に於て、之を如何な

る地に於ても、如何なる國に於ても妥當である如く考ふるなれば、實に非常なる誤りであるといはねばならぬ。已に述べた如く人格の形式或は存在は平等であつても、決してその實質に於いては平等でない。非常なる差違が存するのである。又その人格、才幹、學識其の他によつてその地位異つて來ればその社會上或は經濟上非常に優良な位置に進むこともあるであらう。之等の點を見逃して置いて、富を增さなかつた者が大に富を增した者に對し憎惡し、之に反抗鬪爭の精神をむけることは、實に誤れるも甚しいではないか。この至極簡單な道理を忘れて階級鬪爭を眞理であるかの如く考へたりして、過激な種々の運動や思想を起したり宣傳することの如何に誤れるかは、こゝに論ずるまでもない。勿論吾人は富豪とか上流階級の思想や行動等の全部に對して正善であるとはいはない。彼等も反省せなければならぬ點は多々あることはいふまでもない。之等の點はよく上下を通じ、如何なる家庭の兒童にも、この時より充分に正しき考を抱かせる樣にせねばならぬことである。かくて上下の心からの協調、和合推讓によつて、我が國よりこの階級鬪爭といふ如き爭を除いてしまふやうにせねばならぬのである。

(三)　無政府主義的傾向

前の民主鬪爭の思想が極端になれば、此過激な無政府的思想が起るのであるが、苟も人が絶對的善人となり所謂心の欲する所に從ひて則を踰へずといつた風にならない以上、政府法律等の存在がなくして、どうして社會組織が維持されようか。自由を與へよ然らざれば死を與へよといつて、英本國に反抗し獨立した北米の人民も獨立してからは、今度はやはり法律も必要であり、政府も必要であり、そして自由も制限されたではないか。過激勞農露國民は、帝政の時よりは一層甚しき苦痛、甚しき束縛をうけ、又殘虐な政府が出來て居るではないか。況んや純理上より考ふるも、絶對的の自由平等といふことがあり得べくもない。たとひ一時に平等にしても直に不平等が現出するのは前述の通りである。從つて產業上の無政府的狀態を理想とする共產主義などは到底行はれ得べくもないことは、又いふまでもないことである。たとひ百步を讓つて之が行はれるとしても、これはそこに何等の進步も發展も

なければ眞の自由も福祉もない。たゞ停滯と混亂とがあるばかりである。かくて動物社會に退歩するといつた方がよいであらう。斯の如き思想は永久に之を傳播するの餘地なからしむることは、その根本は敎育の力に待つより外に方法はないのである。

第一〇節　デモクラシーの副的缺陷

以上によつて、デモクラシーに存する根本的内在的の缺陷は、之を明にした。次で吾人は他の力が弱い爲に、特にデモクラシーの思想と結合して生起して來る所の缺陷について考へて見よう。他の力といふのは根本的にいへば人間精神の力である。倫理的、敎育的、社會的に見て人間の精神の弱點は、各人が凡て理想的の倫理我、理想的の社會我となり、而して社會が理性的倫理的の理想境に進み得ないことより起る所の缺陷である。若し個人と社會が充分理性的にあり得れば、卽ちこの缺陷は餘程減ぜられる性質のものであつて、次節にあぐる長所が多く發揮し得られるべきである。今その缺陷を順次簡單に述べて見よう。

（一）民衆の無智

已に一國の政治は多數公民が直接に參政するといふことが、其根本思想となつて居る以上、デモクラシーの成否の一要點はかゝつて一般民衆の智に待つものが多い。然らば先決問題はその多數民衆の聰明といふことでなければならぬ。前述の通り之は卽デモクラシーの豫件となつて居るのである。然るに實際に於ては、それは甚だ低級であることは爭はれない事實である。無智であるが故に自己意志も弱く、良心も又薄いことが多く、そのなす所に過誤が多くなるのは明なる事實である。バットラーの如きもデモクラシーの失敗の一原因としてこの無智をあげて居る。之は今に始まつたことではない。已に三千年の昔に、プラトーンが、輿論を何物をも無暗矢鱈に破壞して狼籍する所の一大野獸に比し、俗衆の說であると排して居るのは、この民衆の無智に對するプラートン一流の辛辣なる非難の聲である。我等は我が國民が國政の運用國家統治の精神等に對する無智なることを深く感ずる次第である。此に全公民の政治や國家の組織、行政の方法、選擧其の他道德的智識を與ふることは

極めて大切となつて來るのである。我等は此に公民教育を大に主張してやまない理由の一を見出すのである。

(二) 無責任無關心

凡そ如何に小さい仕事でも共同でやるといふと、各個人は如何にも、責任が輕くなつた樣に感じ、隨つて無責任となるのである。之は如何なる事にも起る現象であるが、之は實に人心の一大弱點である。個人としては立派な人格の人でも、多くの人の中では、實に人格者としてあるまじき行爲をすることもある。又自分の家では節約し、整理する人でも公共のものに對してはなか〳〵粗雜に扱ふことが多い。政治上社會上、將又各自の職業をとる上に於ても常に範圍等が廣くなればなる程、大きくなればなる程、それに無關心、無責任冷淡となる。我が國民全體が又この政治につき冷淡で、又代議士とか市町村會議員等の無責任などは、此にくど〳〵しくいふまでもない。何人も深く知る所である。デュキーとタフト共著の倫理學中に、ブラトーンが「政府のことに冷淡な爲に善人が刑罰を加へられることは、實は其の人より惡しき人に治められることである」といつたことは、千古の名言であつて「この事たるや亞米利加の都市をよく說明する」と附言して居るが、吾人は更に「豈獨り亞米利加の都市のみならむや」といひたいのである。我が國民に此の責任感情を養成し、政治に正しき興味を有するやうにすることは極めて大切である。國民が冷淡であり無責任な爲に、議員などが一層無責任となり我儘を行ふのである。

(三) 多數の横暴

この多數の横暴といふことは、民衆の無智、無責任、冷淡等から、自然起ることであつて、常に何處の國に於ても見ることである。故にメツクリンは横暴は無智と無關心との上に生起すると明言し、今日一般普通のアメリカ人のなす所の政策は、必至的に惡であるとさへ高調して居るのである。何故に多數となると理想もなくなつて來るかといふに、之は群集心理に支配されることが多い。卽ち群集の理想見解は丁度水の低きにつく如く、其の群集中の最低のものに流れ込み、そこに歸着する傾向を有するのである。故に多數となれば益々全體として無智となり愈道德の理想が

低くなつて來るのは當然である。又選擧の如きも、やはり選擧人は可成自分と同樣な者を投票する傾向を有して居る。かやうな多數の民衆によつて實行されるような便宜主義の思想をあまりに民衆化することはデモクラシーの思想を破るものと稱さなければならない。故にエドマンド・バークの如きは多數の横暴は寧ろ專制政治よりも其の弊害が甚しいと斷言して居る。この多數の横暴を制するのは、やはり又一般民衆卽公民でなければならぬ。之れ公民敎育を要求する所以である。

（四）無理想に流れる傾向

元來政治經濟上のデモクラシーはメックリンの指摘して居る如く目的でなくして手段である。之吾人が前章に明にした通りである。目的は人民の福祉の增進であり、鬪爭の代りに協調を以てすることである。然るにこの最初の目的を忘れ無理想に流れることは、之は餘程氣をつけなければならないのである。マッケンジーも之を指摘して、デモクラシーの危險はそれ自身の目的を忘れることであるといつたが、之は要するに一般民衆は無智であり、無關心、無責任となり、多數の横暴となる傾向が

ある以上、已に理想を忘れて居るのである。個人的には理想の高い人も、民衆の中に入ると全く理想が低くなつて仕舞ふことは、常に見うけるのである。無理想に走るが故にこゝに利己的となつて來るのである。上下を通じて利己的となつてしふことは、これは爭はれない事實であつて、所謂官僚の人々に缺陷もあるか知らぬが、利己を離れ純一至誠を瀝ぐといふ點に於ては、大體よりいつて、到底黨人の及ぶところでないことを、吾人は看取される。之れ前にも言つた責任をうすく感ずる以上、自己の任務に至誠になり得ないのである。嘗て伊藤公が總理大臣を辭職した時に、

明治天皇に於かせられては、「卿は辭職して責任を免れるかも知らぬが、朕には辭職はない」と仰せられたので、遺の伊藤公も恐懼措く所を知らなかつたといふことである。この責任感の强い所には、何處に理想を忘れ利己に走ることが出來ようか、故にバットラーはデモクラシーの失敗する第一原因は人間性其の者の中に發見される。卽現在に於ては人心が最高の倫理的標準及智見に向つての制限があり、不完全であり、その進步の遲いことによるといつて居るのは此の點である。隨つてこの點

については徐々に倦まず挫まず、道德的教育的努力によつて人類の向上發展を計る
より外に方法はない。

（五） 物質主義に走る虞あり

前に述べた如く近世に於げる最初のデモクラシーの起源の重なる點は、精神主義であつた。然るに、產業革命以來、種々の機械を發明工夫し、自然界を征服（實際は到底征服出來ないが）したと思つた人間は、却つて物質や機械に支配されて、その奴隸の如くになつた。金あるものは益々之を得ることに腐心し、そのなきものは一日の食に困り、之又同樣に物質以外に心を傾ける餘裕とてはない樣になつた。一にも金二にも金、かくて物質黃金崇拜の世の中となり、精神主義は衰へ、人格、道德といふことは輕い意味と價値とを有するに過ぎないやうになり、精神主義などいふことは、實に愚の骨頂とされるやうになつた。富豪の貪婪飽くなき態度や亦勞働者の徒なる鬪爭反抗の精神も、皆之物質主義の餘殃である。而して之は產業經濟上のデモクラシーを唱へ、社會主義、唯物史觀などを高唱し、神佛も否定することに

よりて一層この物質主義のドン底に向つて墮落しつゝあるのである。見よレーニン一派の者が牧師宣教師三千人を殺し、彼等を飢餓に頻せしめて居るもの、その數が知れないと報ぜられるではないか。

（六） 形式を重視する傾向

現在普通選擧論者の中には、果してこれによつて政治の改革は出來るかどうかといふ事は問はないで、たゞ普選がよいといふ者も少くない。これは卽ち實質主義より形式主義に走る顯著の例である。少數者の善政よりは民數による政治それがたとひ善政たり得ないでもよろしいといふのが形式主義である。又勞働問題にしてもたゞ八時間勞働がよい、休日其の他一切條件は西洋同樣にせねばならぬといふだけであつて、そこには、西洋の工業に比して我の不利なる點たとへば、我が國の機械工業の未發達の爲に、如何なる工業を起すにも、西洋に比して非常な不利の地位に立つ、隨つて他に何等か彼等の工業と對立してゆくには有利なる點を保存せねばならないといふことを全く忘れる如き、又職工の能率職工の修養機關などは考へないで、

たゞ彼等の勞働時間を短くすることが善であると主張する如き、之等は皆形式さへよければよい、實質はどうでもよいといふ傾向が著しいのである。之が又非常に國家社會の堅實なる發展に害を及ぼすものである。勿論實質は第二にして形式を整へることも必要な場合もあるが、然し多くの場合はこの兩者の緩急輕重をよく考慮査覈し、實質方面に注意することが必要である。凡て皆多數によりて決し、又所謂輿論によりて決定する組織が多い時代に於ては、特に教育上大に注意を要するのである。

（七）確實と計畫とを缺くこと

古來三人よれば文珠の智惠といふことはあるが、然し又この相談相手が多く、容喙するものが多いと船頭多くて船山に上るやうなことも生ずる。今日の自治體の行政、立憲政治に於てはこの後の方の弊に陷ることが少くない。合議制であると平凡になるのは此の結果である。殊に痛切に感ずるのは、東京市政の如きは、この適例でなからうか。辯護士その他口八丁、といつた連中が多い東京市名譽職連中はたゞ批評や、無駄な干渉等をやりたがり、而してその實績はあがらない。築港について

全く無智な樣な醫者や辯護士などが調査委員になつて、何を調査するか、いつまでたつてもなか〳〵出來上らない。之に反して名譽職の批評や干渉の少ない大阪市の市政が擧るのは理の當然である。かくて合議體、多數決といふことは何事も確實と計畫といふことが、甚だ困難となり、その日暮となり、場當りなことをなす傾が生ずるのである。隨つてその能率成績といふことは擧らないととなるのは當然である。之は實に立憲自治の政治に伴つて來る弊であつて黨利も考へねばならず、多數黨員の希望、利益等も眼中に置かねばならぬといふことが起りがちであつて、往々にして黨利の爲に、國家自治體の利益をも犧牲にすることが生じやすいのである。一派が人心收攬の爲に參政官や副參政官を置いたかと思へば、他黨は之を廢して勅任參事官を置くといふ風である。勿論こんな黨利以外に之等の置廢には種々の理由があらうが、どうしても、この黨利といふことは重要分子たることは免れないと思ふ。之では永遠の計畫と鞏固とが見出し得られようか。常に利害を離れた純潔な國政の運用が庶幾せられようか。されば英のメーンの如きはこの點を力說して、民主政治は威

嚴がないといつて居るのは誠に然りである。黨派は手段であつて目的ではない、國家は之以上に在つて、その政治の計畫、その鞏固、その治績をあぐる爲には、個人は勿論のこと、黨利黨勢を犧牲に供するといふ覺悟を有せしめねばならぬ。之はどうしても未來の國民に對する敎育に待たねばならぬのである。

第一節 デモクラシーの長所眞價

デモクラシーには上述の如く幾多の短所缺陷がある。然しこの點のみを見て、直に全然之を排斥し、或は之を危險視することはよくない。吾人は短處と同時に長處を發見しなくてはならない。この中殊に內在的根本的の短處のうち、主權無政府に關するものは我が國體より見て、全く之を辯護すべき餘地はないものである。この事は論ずる要を見ないから、人間の心性の弱いことの爲に、特にこのデモクラシーの思想と結合して生ずる處の短所缺陷に對し、先づ之を辯護してから、その長所に及ぼすのが順序と思ふから、簡單に之を記さう。

民衆の無智、無關心、無責任、多數の橫暴、無理想に流れ、物質主義に走り、形

式主義に傾き確實と計畫とを缺くことは、デモクラシーの大なる缺陷であるに相違ないが、然し之は人類その者の不完全より來て居るのであるから、之は國民の智識道德の進步により聰明にして且つ道德的なる公民たるを得ば、この缺點は漸次之を除くことが出來るのである。今日議會政治を呪ふ聲もないのではないが、假に之を廢するとしても、やはり政治に與るものは人類である以上、その人間そのものゝ改造がなければ、やはり同樣な缺陷が生ずる。故に之を以て全然立憲自治の政治を否定することは出來ないのである。寧ろリンカーンがいつた如く、「或時には凡ての人が惡であるかもしれない。又或る人は凡ての時に惡であることもある。然し凡ての人が凡ての時に惡である筈がない」のであるから、この點より考へて、こゝに多數國民の政治に參與し、自治政を執ることは、大に合理的であるといはねばならないのである。故に全國民を益々聰明且道義的ならしめ、ハンショウの所謂デモクラシーに經驗慣熟せしむるより外に方法がない。前述の聰明且道德的ならしむるは卽ち敎授に待ち、その學校に於ける訓練は卽ち自治に經驗慣熟せしむる一方法である。

又實際政治に於ける經驗とは、多くの災難や苦痛を經て阿諛者や煽動家は最惡の敵であり、暗愚と墮落とは益々苦痛を以て報ゐられることを知り、更にこの反對に自治、自重以て法律に從順なることが、自由と平等を得る所以なることを理解するに至る。而してこの人心の改善の餘地があり、政治政黨等の理想へ向つての發達すべき可能性を信じない者があれば、それは悲觀論者と謂はねばならぬ。吾人は如斯悲觀論には與することは出來ないのである。よしこの教育はなか〳〵困難なる業で容易に理想的には進歩せしめ得ずとするも、遠大の希望と忍耐とを以て努力せんとする者である。故に吾人は積極的にデモクヲシーの長處であり眞價であるものにつき考察せねばならぬ。

(一) 國民自發的の興味、同情及び理解を喚起すること

之はどうしても先づこの政體を執ることによつて、國政、國家に對し國民の興味、國民の同情を引き之を理解することを擧げねばならぬ。さきに無關心、無責任といふことをあげたが之は專政政治との比較の上でない。理想の見地より現實の缺陷を

あげたのであつて、絶對的ではない。寧ろ之によつて昔の民は據らしむべし、知らしむべからずといふ主義の時より、國家の盛衰、國家の政治その他につき國民の興味と同情と理解とを有することは自明の事實と稱してよい。又政治家より謂へば、ファーグエットの云へる如く「國民が考ふる所、感ずる所、その苦しみ、恐れ、希望する所を知ることは甚だ必要であり、而して之れは國民そのものよりのみ學ぶことが出來るのである。」之は昔の專制政治では、困難なことが少くない。たとひ專制政治に於て「賢善なる政治家であつて善良なる政治を行つたとしても、國民より之をいへば、その關係は受身的であり、興味は狹くなり同情が薄くなり、隨つて其政治に對する智識が鈍となり、一切の勢力や活力は空しくなるであらう。」たとへば選擧權にしても自分は之れには無關係だと思ふ觀念を其の國民に與へるのはよくない。政治に關係あるといふ感を與へると自然と自重もするといふのである。

(二) 國土の發展泰平

斯の如き次第であるから、所謂革命と謂ふことは起ることは少ない否全然あり得

べきでないと思ふ。己にあげた佛國の革命にしても、主として君主貴族等の虐政が基して居るのである。國民は屢ば立憲的に稅を課することにつき國民に協議相談してほしいと歎願建議したことが再々であつたが、どうしてもきかれなかつた結果、終に曝發したのであつた。露國の革命獨墺の革命は何れも非常の事變に會したから起つたのではあるが、然しその程度には差があつたが、立憲政治とはいひながらあまりに專制的に流れて居たことは同一で、殊に露國の如く國民を虐待し暗愚にして置いて、それを統治の方針とする所では實に今日の如き慘憺たる有樣になつたのである。そこに至ると、英國は一度はクロムウエルの革命はあつたが、その前に西歷千二百十五年に於て己に國王ジョンが國民に迫られて、マグナカルタを制定して立憲政治をとつて以來、時勢の進運、社會の情勢に應じてこの立憲政治を改正していつて、憲法政治を完全に發達せしめていつた爲に、斯の如く平穩安靜な而して更に國運の發展を遂げたのである。明治の初年米國のグランド將軍が日本國へ來遊した時に、將軍に對し、國會開設の當否に關する意見を求めたとき、「代議政體を採用する

時はます〳〵政府は鞏固となり國民は繁昌するに至らん。之を王政について謂ふも然り、國會に從屬する君主ほど安固なるは莫し。されば立憲政體が、日本の福利たるべきを疑はず」云〻と答へた旨その『日本紀行』中にあるそうである。(以上の引用文は吉田東伍著『倒叙日本史』第二卷に據る)國會に從屬するといふことは日本の國體を知らない者の言であるが、其の趣旨は實に吾人が上述した點と同一であると信ずる。之は實にハーンショウもあげて居る如くデモクラシーの崇高なる眞價功勳であると謂つてよい。

(三) 愛國心と諸德の涵養

之に伴つて理解ある愛國心は盛となり、各種の政治道德が彼の國では發達して來たのである。獨立自營自治公共心、正義及之に對する勇氣、愼重、節制、正直廉潔等の諸德之である。たとへばいつかの新聞で見たことであるが、英國に於て或る時稅務署へいつて「自分は自分の計算の誤謬より、昨年は所得稅を納付することが少なかつたことを發見したから、その分を納付する爲に來た」といつて四十磅とかの

金を納めた者があつた。之は上述の諸德の備はらないものでは出來ないことである。この精神がある以上、尙々英國は隆盛に赴くであらう。

(四) 個性の發展と社會の繁榮

デモクラシーは個性の主張、個人の發展といふことが、どうしても、一の大切な要件となつて居るのであるが、この個性に自由發展を許し、又現に許して居る國家社會は發展隆昌を見るのである。之は古代ギリシアでデモクラチックなアテネと、專政的なスパルタとが、その文化の發展に於て、如何に大なる相違があつたかを見れば明である。又我が國の歷史を見ても古來自由思想の勃興した時は、國運隆昌繁榮に赴き、階級が固まり、所謂閥族が跋扈した時は、國運は沈滯した。之が詳細は後に見る所であるが、外國を見ても又同樣で、印度支那の階級思想が盛であることと、英米の自由思想と、個性の發展並に國家社會の發展を見れば明である。この點はミルの大にデモクラシーの長所とし力說した點である。故に米國のカートライトは、獨逸の階級主義、團體主義、極端な服從主義を罵倒し、米國の自由主義、個性

發展主義とを高調し、獨逸に於ては個人は無能である。米國に於ては個人は有能である。獨逸は個人を滅盡することによつて發達し、米國は個人を發展せしむることによつて發展したといつてゐるが、之は或點までは、慥に然りと肯定せざるを得ないのである。個人の發展に自由を與ふる時は、個人はあらゆる努力を拂ひ、獨創力を發揮し、その全能を盡さんとするが故に、自らその社會は生々潑剌元氣溢れて居るのである。然るに前記の如く、我が國は近來稍沈衰停滯の風がある。この退嬰沈滯せんとする惡傾向は、外國人によつても、己に 明治天皇崩御の前年に、日本國の隆盛は今日が極點であらうといはれた位であつた。この沈滯老衰を一掃して一大活躍、革新を期し、人心を新にするには、どうしても、全國民の進取の氣象、個性の發揮を、鼓舞する必要がある。之はどうしても、デモクラシーの原理の一方面たるこの個性の獨創發展、個人にその羈足を伸ばしめる自由を與へるにあるのである徒に自由主義、デモクラシーを恐怖することは、全くいはれもないことであり、又國家に誠實なる者と稱することは出來ない。角を矯めて牛を殺すやうなことがあつ

てはならない。

(五) 我が國の現狀

以上で大體デモクラシーの長所をあげた。卽ち國民の國家及政治に對する興味智識を自發的に振起せしめ、愛國の精神を旺盛にし革命其他の惡傾向を驅逐し、否生せしめず、而して國家を平穩泰平の中に發達せしめ、國民として、正義、自治公共心、勇氣、公正、節制、獨立自尊廉潔等の諸德を養成することを知つた。而して更に個性の發展、個性の獨創と、その智能を盡さしめる自由を與ふることは實に社會を發展せしめる一大要素なることを知り、この點に於けるデモクラシーの長所は大にあることを明にした。ハーンショウは之を「高尙なる敎育及倫理的價値」と稱して居る。翻つて我が國の立憲自治の政治その他社會一般の現狀を見るに、この長所を發揮すること、あまりに少くして、(勿論革命を起らしめないこと及び愛國の二は之を除き)短所缺陷を曝露することが甚だ多いことを、遺憾ながら認めなければならないのである。然し吾人は決して悲觀論者ではない。前途大なる光明を認めて、甚だ急

には實現出來ないが、大なる希望と忍耐とを以て「倫理及敎育」の力によつて、短所は之を除き、長所は之を補ふやうに努力せねばならない。

第五章　現時の社會相とその批判

私は現時日本國民の思想を研究せんとするにはどうしても、現時の社會相を通觀する必要があることを痛切に感じて居るのである。何となれば所謂純思想の問題は兎に角としても、民衆一般の思想の傾向は、直にその社會に反映する者であると信ずるからである。そこで私は今之を知る一端として東京朝日新聞及大阪朝日新聞にあらはれた所の社會相を通觀し、そして現時日本の社會相、日本國民の思想の傾向とその反映とを知ることにしたいと思ふのである。而してこの社會思想を見て倫理的敎育的の批評を試みようと思ふ。

第一節　社　會　相

私はこの目的として二月下旬から三月上旬にかけて、十五日間だけの主として夕

刊並に朝刊に於ける社會面にある報道を拾ひ上げ、その重要なるものに就いて、事項をあげることとした。同一事件其の他略したものは少くない。而して右東京大阪兩朝日新聞は、比較的市井のくだらない暗黑面は記さない方であるので、先づ我が國に於て最も良好な上品な新聞だと一般に評されて居るものであるから、私は特に兩新聞を選んだのである。それから又東京大阪二地の新聞を見たのは、勿論兩新聞に共通な記事も少くはないが、然し又比較的重要なことであつて地方的のものもあるから、どうしても關東、關西兩地の大體の模樣を知るには、兩地の新聞を見る必要があると思つたからである。

(一) 東京新聞にあらはれた社會相

二月十五日 (夕刊缺)

▲海軍全廢を叫んで松波博士起つ、▲北海道炭鑛汽船會社、坑夫罷業に對する海員が同情運動、▲水戸中學校長菊池謙二郎氏の危險思想問題、▲釜石鑛山騷擾事件の公判、▲神戸市私立親和高等女學校の同盟休校騷動、▲東京高等師範學校昇校問題

▲久原社員令狀執行(横濱稅關官吏贈賄事件の一分)、▲借家人大會(大阪市)の騷ぎ、(壯漢三名辯士を傷く)、▲排日宣教師三月歸米せん。

二月十六日 (朝刊缺)

▲牛込區會議長渡邊氏拘引、同夕收監されむ。▲丸山名政(東京市會議員)病床に拘引狀、▲滿鐵伏魔殿征伐の決議、▲頭山滿翁等明日上奏文を捧呈、東宮御外遊延期を祈願、▲高砂工業試驗所の紛擾、▲公金費消、▲埼玉縣熊谷中學生の總缺席。

二月十七日

▲御渡歐延期の上奏案出でん、▲滿鐵消費組合の撤廢運動、▲勅參伯の美的生活(小諸育ちの絹香の艶色)、▲巢鴨火事の怪聞(保險金欲しさの放火か)▲自動車の乘逃逮捕、▲厭世青年の轢死(飛び込む)▲阿片の密賣者檢擧(四五十名取調)▲鮮人參政運動に必死の閔氏、▲宣傳ビラ百萬枚を撒布、(内閣不信任案上程の日)▲八戸港務部長夫人の尋問(横濱の疑獄事件)

二月十八日

▲吼え猛る火吹達磨（政友村を沸き立たせた惡政黨の一語）、▲女に持て出した議會

▲市吏馘首始む▲川崎の絞殺美人（富豪の妻女らしく兇行は雨の夜中に）、▲横領と

いふ名で出羽の海を訴ふ。▲親と息子の對決（東京市疑獄事件）、▲高師出の女教員

不義の死産を隱す、▲花嫁を斬り殺す、▲夕張の罷業險惡。

二月十九日

▲京濱間に潜在する鮮人の秘密結社（三千人の行動監視）、▲謎の死、同期生の涙乾

かず（慈惠院看護婦の自殺）、▲女を殺し火箸で自殺を計る、▲鮮人參政運動本部の

護衛、▲上野を搖がす彈劾の叫び、▲續々暴露される阿片の醜事實、▲加藤勅任の

荷物が無關税門司疑獄の關係、▲校長と市長との喧嘩。（辭職勸告と反抗）

二月二十日

▲小久保勅任參事官の大失態の濡事、▲物凄い勢で首相邸に殺到、▲逃亡鮮人の行

方不明、▲水戸中學の解決（生徒無條件にて復校）、▲講和問題で巴里に派遣されて

居る某少將が毎月千圓宛留守宅に送金する、▲米澤の銀行疑獄擴大、▲轟然たる彈

劾の爆竹、傍聽券一枚十圓（衆議院不信任案上程日）、▲呀えぬ顏で澁々七十八名出

校す。（水戸中學校）、▲宮内省大掃除（積弊の根本的刷新）、▲八千圓の通帳詐僞（刑

事と稱して）、▲萬引男二名何れも捕はる。

二月二十一日　（夕刊缺）

▲深夜東海道線の寢臺車中で旅客慘殺（約四分の一頁）、▲大丸賣出に萬引横行（一

時に八名）、▲高工生自殺す。

二月二十二日

▲阿野の列車中殺人事件（約半頁を埋む）、▲横濱税關と港務吏等の收監、▲長春取

引所の疑獄事件發表さる、▲石狩の蜂須賀侯農園に暴動起る（小作料輕減を拒まれ

獲物を揮つて騷擾す）、▲石卷郵便局横領事件（局員五名收監）、▲米兵射殺事件の解

決（歩哨無罪）、▲失戀の轢死（青年）、▲院内藝妓問題、▲水戸中學生復校す明日よ

り授業、▲列車の怪事件（約五分の一頁を埋む）。極東共和國、▲農民黨の宣言。

二月二十三日　（朝　缺）

▲小笠原歩哨は無罪(歩哨は態度正當)、▲阿野の問題(妾の寫眞や旅館まで)、▲横濱疑獄事件進展す、▲酒亂の父を慘殺す(加害者は評判の孝行者)、▲苦學志願が泥棒と早變りす。

二月廿四日

▲花嫁の家出、▲島田清次郎氏山中溫泉で拘引、▲少年の剽盜(二件)、▲漁夫罷業の解決、▲女の三人斬り、▲お神酒に醉つて眞面目を缺いた祈願式、革命歌を高唱したり喧嘩をしつゝ靖國神社から宮城へ。

二月廿五日

▲虫の好い市内蕎麥屋の言分、▲滿鐵の醜說(炭山汽船等買收問題)、▲膳所中學生赤旗から盟休す、▲坑夫騷擾事件の豫審、▲小田原高女の盟休(二年生乙組三十名同盟休校を企つ、教師に依怙の沙汰多しとて此の始末に及ぶ)、▲米國伯爵の科料裁判(放尿で五圓の罰金、正式裁判により科料五十錢の判決)、▲布哇の日本人米國紙幣を僞造、▲畑中に誘出し女を斬る、▲森戸氏の外遊、(「獄中記」クロポトンの片影

を殘してゆく)。

二月廿六日

▲酒造家の妻、謎の慘死體、▲女房義弟と駈落、▲賍品の分前から大立廻り、▲三百六十萬圓の阿片大密輸、▲水戸中學校舍監の半殺し事件、▲增谷代議士が醜體の泥醉振り、▲門司の密輸、▲膳所中學校生徒側の態度(强硬退學決議の建白書提出)

二月廿七日

▲西園寺八郎氏暴漢襲擊事件(抹殺社連會議で破れ雷同の徒)、▲舍監毆打の水中生十數名拘引(至誠寮百二十名覆面で教諭に投石)、▲一千圓赤行囊奪取、▲解散の記念日に副議長逃出の幕(「議長馬鹿な眞似するな」(雲平降りろ」「議長待て」)▲閔元植暗殺者護送途中の話に關する各種の記事。

二月廿八日

▲閔氏暗殺の眞犯人、(殆んど一頁をうづむ)、▲小僧の横領。

▲日比谷大神宮で祈願團が鉢合せ(一騷動起らんとす)、▲怪漢興津に現はれ西公別

邸を訪ふ。

三月一日（夕刊缺）

元田鐵相岸博士を訴へ松波博士が鐵相を訴ふ、▲猶太人虐殺（反過激派の軍人に殺される、親を殺された小兒千名）。▲會社書記要擊犯人（壹萬三千圓を强奪しながら僅に四圓五十錢を費消）。

▲怪漢頻りに宮邸を騷がす、▲水中生は脅迫罪（四名、他の八名は起訴猶豫）▲横濱沖人夫の貨物拔取。

三月二日

▲階級選擧撤廢を、▲中止中止の勞働演說、▲脫營二人籠拔詐僞、▲大本敎主に對する脅喝大本敎の正體發覺、▲泥醉した伴が實母を蹴殺す、▲若き盲目女と盲目老婆の心中、▲脅迫團長逮捕。

以上は最初拾ひあげたものの中約半數だけをとつたのである、內容を分類して概括すると次の如くであるが、之には一事件で二項に分れて入つて居るのがある。此

內不正といふのは官吏等の不正（黃金萬能及び物質主義）で主として横濱の事件、贈收賄は主として東京市の疑獄事件、不安といふのは、所謂宮中某重大事件、物價の下らぬ事抹殺者、宮邸を襲ふ其の他人心に何となく不安を與へるものを含み、朝鮮といふのは、朝鮮問題、暗殺事件等、黃金萬能主義、物質主義といふのは各種のこの考より起る所の行爲であつて、前記の贈收賄、不正等はあまり入り居らず、されど幾分重複して居るであらう。學校問題といふのは主として同盟休校其の他の騷ぎをいひ、思想問題中自由といふのは主として自由思想より起ると思はれる行爲であつて國際といふのは國際思想を示すものである。暴行といふのは或團體等の暴行をさす。衆議院議員の行動といふのは、議員內に於ける行動にして、甚だ面白からず、議員の體面を汚すといふやうなことをあげたのである。又同一事件であつて人も變らないで何回も出て居るのは學校問題水戸中學で其の他には少くない。大體右の說明で略解るとふ思から、次に表示する。

勞働問題	十二	厭世思想等による自殺	七
學校問題	十八	男女關係中心の事件	十三
贈收賄	十一	衆議院議員の行動	五
不正事件	十八	不安	十六
暴行	二	殺人	五
朝鮮事件	十一	家庭(親子間の殺傷)	二
黄金萬能物質主義	二十六	少年青年の犯罪	四
政治上の運動	五	計	百七十一

(二) 大阪新聞にあらはれた社會相

大體右の如き狀態である。今度は大阪朝日新聞に、あらはれた所の事件を記す積りであるが、重複を避ける爲に、可成同一事項は略し、主として異つた事件と思ふのを入れたが、少々は同一事件が入つて居る。

二月十五日

▲被告の不起立、▲又もや神戸に女の髮切犯人。

二月十六日

▲演說者に手鉤を打込む、▲同棲十七年間店員養子の悲哀。

二月十七日

▲鉈を揮つて母を慘殺狂人の兇行、▲株券僞造犯人捕はる。

二月十八日

▲インチキ團の首魁捕はる、▲舊主人を殺し家財を强奪す、▲割木で滅多打元郡會議長、▲土佐に新比翼塚(元高女教諭若い夫(海南中學校生徒たりし時戀中となつた)の跡を追ひその葬儀日に自殺す。)

二月十九日

▲愕堂の獅子吼聽衆四千その一人一人に深き覺悟を炊きつけた、▲女將は絞殺亭主は慘殺、▲父の讎を息子が討つ。

二月二十日

▲中學生に不穩文書(汽車中で配布す)、▲理由なく免職された巡査知事に對し行政訴訟、▲阿片問題(三分の一頁)

二月二十一日

▲裁縫女塾生徒の歸途を待伏せ、後から狙撃して慘殺、▲阪神間を荒し廻つた巡査上りの强盜孫を毒殺、▲此の日以後三日間例の列車内慘殺事件で賑はす。

二月二十一日

▲列車内殺人事件。

二月二十二日

▲宿直の晩に廓へゆき生徒に仕拂はした先生、▲校長と女教員戀に陷ちて辭職、▲須磨心中(店員と藝妓)。

二月二十三日

▲金送れの僞電、▲夫婦別々に收監(嬰兒殺し控訴棄却)。

二月二十四日

▲人妻を誘拐か、▲行方不明の八十萬圓(長春信託の亡狀暴露)。

二月廿五日 (夕刊缺)

▲人間自然の情は貴い云々(性に覺めた若い女の近頃稀らしい離婚訴訟と判決)。

二月廿六日

▲阿片密輸出(三百六十萬圓)、▲獵六千圓を密輸入(稅關吏と諜合せて)、▲五十錢紙幣の大贋造(準備中を逮捕)、▲咽喉を無慙に抉られた夫人、▲御供田の横領(村長以下の取調)、▲松林中に犯人の死體、▲生か死か明暗二途の境に立つ時、性に目覺めたみなし兒、飢に迫つて竊をする、▲三人三樣の女の罪、女給、大丸髷、醜女(何れも物品を盜取る)、▲不合團員朝鮮の反日派二名捕る、▲富豪紡績船會社、酒造家の脫稅(概算すると約二三百萬圓に昇る)之はたゞ關西方面の大きい所を二三書いたのだが、小さいのを書いてゐたら新聞一杯を埋めてもこんな不始末は書き切れぬほどある云々。

二月廿七日

▲例の抹殺社の騷動滿載(西園寺前田兩邸を襲ふ)▲抹殺社の頭目は伊藤男爵の實弟

二月廿八日

▲斧で三人を慘殺して毒藥自殺、▲遺產横領を企つ、▲伜を叩き殺す（實親子の間仲惡し）、▲閔元植暗殺犯人逮捕、▲新京極裏の殺人犯二名の無賴漢捕はる、▲大荷拔の主犯捕はる（被害千餘萬圓）、▲會社員の社金一萬餘圓を拐帶。

三月二日

▲大本敎の秘密の大暴露、▲夫婦で家出（養子とその妻、親を詐る）、▲脅迫されて自白した（不起訴になつた女の白骨事件）。

右擧げたのは約半數であるが、大體東京の夫と同樣な分類を試みて概括すと次の如くである。

思想問題（國際）	一	衆議院議員の體面	一
思想問題（自由）	五	不正事件	八
物質主義	十六	殺人	九
男女關係中心事件	十四	朝鮮問題	二
暴行	二	人心不安	四
家庭問題	六	計	六十八

第一三節　社會相に對する批判

（一）勞働問題

以上によつて見ると、大正七、八年に於て最も騷々しかつた社會問題であつた所の、物價騰貴、生活困難、住宅不足、同盟罷工、自由思想運動、デモクラシーの思想横流（新聞紙上）等が殆んど毎日吾人の目につき耳に觸れた時分に比すると、この點は比較的少い樣であるが、夫でも尙勞働問題に關することが少くない。殊に北海道に於ける、小作農に於てさへ、地主との爭があることを報じて居るのである。今は失業問題で困難な時分となつたことがわかる。然しこゝに又この勞働問題の危機が、伏在して居るのではなからうか。曩日のは積極的勞働問題であり、今日のは消極的勞働問題である。曩日は何だか元氣ある騷々しさであり、不安であつたが、今日のは元氣のない。陰鬱な寂しさと不安とがある。

（二）議員の腐敗

第二に記したいことは、東京市の疑獄である。今日まで市會議員の收監された者

が十數名に達し、公吏、請負業者を加ふると三十名近くに昇つて居る。兒童は此の事實を何と見るであらうか。之を兒童が直に砂利喰議員だの役人だのといふ樣なことを讀み又は聞いて彼等の心に止つて居るのである。彼等は之を不正であり惡であるとは今は思つてゐても、後にはあの時もこんな事があつた、自分だけでないといふ樣な考を起す樣になつて仕舞ひはしないであらうか。之教育上大に考察を費すべきことである。

吾人はこの事件の勃發する數ヶ月前まで東京市に奉職して居たものであるが、之等の事件の行はれたのは多くは、吾人の在職中のことの樣である。他の關係課のことは知らぬが、吾人の關係の教育方面に於ても、名譽職の跋扈甚しく、丸で東京市の小學教育界を腐敗し墜落させる根源は市區名譽職であることを痛感して居る。その具體的事實の如きは到底之を筆するに忍びない位の事を二三記憶して居るのである。東京市に在職せんとすれば、之等名譽職の手下子分となつて何事も盲從せなければならない樣な狀態である。かくしてはどうして教育の尊嚴を維持し教育の効果

を擧げ、教師が心から安心して職務に從事し、勵精なることを得ようか。名譽職の奴隷の如くなつて市に居るか、退いて他の方面の教育に携はるかと私は去就につき考案した位であつた。然し之は獨り東京市のみでない。大小强弱の差こそあれ、何れの都市、何れの町村にもあることである。嘗て「太陽」誌上に於て、尾崎行雄氏がこのことを述べ、「神通眼を以て觀たならば、日本全國の市町村並に中央機關の政治は皆な似たものであらう。」と明言して居るのである。

而して此の根本的革新方法としては謂ふまでもなく、國民全體の自治精神の確實なる向上發展を圖るより外にはない。之にはどうしてもデモクラシーの根本原理並に實踐的原理の精神を市民に教養し、不正不義を排し、正義に則り、愛市愛鄉の念を盛にし、自己の任務それは選擧民であらうと、被選擧人即ち議員であらうと、又吏員であらうと、各自の任務を確實に正しく實行する所の眞の自治の精神を興隆しその實行力を練らねばならない。さきにいつた己を忘れて公につくすといふのは、各自の任務を完全に實行し、私心を去つて、市町村に奉仕貢献する謂である。今日

の議員等が口を開けば市町村の爲だと憶面もなく謂ひながら、その實の擧らないのは何故か、彼等にこの眞の自己を自己で治むる、卽ち善心で以て己の惡心を治め、正義に則り市民の輿論に傾聽しその幸福利害をよく考察していつて、一言一行も之にたがはざらむことを之期する丈の道德的確信がないからである。尾崎氏の言を借りていへば「正邪曲直の觀念を以て運用すべきもの（制度法律）を、只だ單に勝敗利害の觀念を以て運用して居る。」からである。自治の人間といつても、根本的に道德的精神の旺盛、操守の堅固なる所の眞の人格主義の人でなければならない。此に敎育上吾人の努力すべき境地があるのである。

後藤東京市長が「俺は東京市に仕事をしに來たのでない。デモクラシーを發見しに來たのだ」と謂はれたと東京朝日新聞は報じたが、此の意は恐らくは私の考へでは、「眞のデモクラシーの精神を敎養に來たのだ」といふ意味であらうと思はれる。何故なればデモクラシーを發見しに來られたのみであれば、それはあまりに誤れるデモクラシーのみを發見するに過ぎないからであり、それなれば市長となられなくとも

日々の新聞紙を通じてわかることである。寧ろその發見丈でなく、その誤を正し、正しき夫を市民に扶植することが、卓識練達なる後藤市長の頭腦に堅くなつて居られることであらう。私はこの意味に於て單に道路はかう、下水はかうと目前の事業の整理と斷行とよりも、この根本に着眼せられ、それに努力せられんとし、そしてそれが成功すれば、東京市百年否永遠の精神的向上、自治の發展の爲に貢獻せられることが、如何に大であらうかと思ふ次第である。これが又日本全國の自治の進歩やがては國家全體の立憲自治思想の發展に貢獻することゝなるのは申すまでもなからう私はこの後藤市長の遠大なる卓識の實現せられて、男が所謂自治第一義の發達に貢獻せられることと考へて居る。之れは吾人の痛切に希望する次第である。

（三） 不正事件と物質主義

第三は不正事件であるが、之は單に物質主義に陷れる以外に於て、止むに止まれぬ事情もあらうが、然しやはり妻女の虛榮心を滿足させたい爲、或は酒色に溺れた結果、借財が出來たとか、又は之から之をやりたいが金がないとか、いふやうな不

道德より來ることが多いことゝ信ずる。この不正と物質主義とを加へると實に四十四件といふ數に昇り、先づ事件の四分の一以上を占めて居るのである。横領とか密輸出入とか、大會社、富豪等の大規模の脫稅とか詐僞とか、阿片事件とか、萬引だの贈收賄だの、社金持逃だの、公金費消だのとあげて見ると、實に各方面に各種の罪惡が行はれて居る。殊に吾人の看過することの出來ないのは富豪の奢侈の風潮とその脫稅等にあらはれる所の心理と行動である。この兩者は、以て益々惡感情を國民に與へるものである。奢侈は中流以下の者に見習はさせるか、若くは憤激せしめその脫稅等の不正行爲は更に中流階級以下、殊に智識階級の者に、憤激の情を起さしめることである。實にこの富豪連の兩行爲程社會の安寧幸福、國民の思想の安定、國民生活の進步に大害を與ふることは他に少い。それから官公吏の不正事件である他の實業界の人よりいへば大體に於てこの點にでは率直であるべきであるが、それがかくも甚しくこの物質主義に陷つて居ることは、國民の思想上に國民の道義振興上、餘程注意すべき點であることを、力說したいのである。殊に巴里にある講

和會議に出席滯留して居る少將が毎月千圓も留守宅に送金するといふ如きは、若し信とすれば、實に國民の注意を要すべきことである。實に子孫に美田を買はずといふ事が軍人官公吏の執るべき理想であるとすれば、今日に於ては、昔の如きは到底不可能であるとしても、これは又あまりに甚しいではないか。吾人は拜金宗の本場の如く思つて居る米國人が日本國民を見て「社會的良心は物質的膨脹を以て滿されて餘地がない」と批評されても仕方がないと思ふ。之は誠に國民の大恥辱ではあるまいか。

（四）思想不安

それから思想不安の所謂宮中某重大事件といひ、又抹殺社だの何だのと頻りに邸宅を襲擊したり、或は神に祈願するとか、老人會がいろ〳〵運動するとか、又之等に對する絕對的の記事禁止とか、それが內外の通信で少しづゝ洩れて來るとか、又某大官攻擊の公開講演會を開くとかいふ樣な事などは、如何に我が國民をして、精神的思想的に不安と疑惑を起させるであらうか。又朝鮮人の行動に對する各種の

報道は、國民に各種の憂慮を起さしめることはありはしないか。又海軍制限とか全廢とかの論が高唱されるが、眞に制限がよいのであるか、充實するのが國民の爲によいのであるか、之に經費が多く要し、より以上生產的な又は社會的精神的敎育的事業に投ずる金が必要ではあるが、軍備の爲にそれが充分に投ずるわけにはゆかない。茲に國民心理の不安がある。又思想の不安人心の動搖につけこんで起つた大本敎大靈道等の宣傳普及もある。之等は特に我が國民の思想の統一安定上極めて大なる障害でありはしないであらうか。之等は直接敎育上如何ともすべからざるものであるが、然しながら少しく考へて見れば、又敎育上相當の留意を要するのである。

先づ第一に徒に狹量な若くは誤れる愛國心に驅られて抹殺社的の行動をなしたり、或は到底及びもつかぬ御外遊御延期祈願だのといつた樣なことをして、思想の統一を妨げること、又日本國民殊に彼の地に實業上渡る國民が朝鮮人に對するに、輕蔑と虐待甚しきは橫暴不正なることをして、一擲千金的の金を得んとするが如き行動を執るもの少くはなく、敎育家も亦眞に彼等を衷心に愛するのでなく、たゞ御

役目御苦勞といふ風な腰掛風で居る如きもの、殆んど比々皆然りといふ風であり、官吏も亦同樣な者が少くないといふ風なことでは、永久に心から精神的融合して、政治がうまくゆくことが出來るかどうか、況んや眞の同化の如きは容易なことではあるまい。之は餘程我が國民が、反省して吾人がさきに述べた尊敬友愛の根柢あるそして溫情の籠つた態度を以てせなければならぬことゝ信ずる。尙大本敎等のことについては、後篇に於て卑見を開陳する考である。之等は我が國敎育上留意すべきことではなからうか。

（五）衆議院議員の態度

それから今度は議會に於ける衆議院議員の態度である。假りに議院內に於てはそれでよいとしても、それが如何に國民の道德思想に影響を與へるかといふ事は大に考へねばならない。或は泥醉して議場に入り、或は藝妓を控室に入れたとか入れないとか、或は傍聽人に茶碗を投つけたとか、或は「こら議長待て」「降りろ」と丸で何とも評し樣のない亂暴な言を弄し、擲り合ひを始めるとかいつた風なことが、殆ん

ど本會議のある毎に繰り返されてゐるのである。殊に最近に於ては梟の鳴き聲を出して、議院内が丸で動物園の如くであると新聞紙が評してゐるではないか。彼等自ら堂々として政策で以て爭はないで居つて、斯の如き言動を以て、又徒に隱微なる私行を發いて快とする如き、又徒に大臣の二枚舌だの食言だのと騷ぎ立て、風敎を如何せんなどいひながら、自ら風敎を害する事をなして居ることであつて見れば、それは如何に國民に影響しないで居られようか。

之等の點を顧みて、吾人は前々章に於て論じた如く、憲法の尊き精神たる國民の懿德良能を發達せしむること、卽ち人格主義倫理主義が明徵にされある處に、最も光輝なるものがあることを忘れ、又明治天皇の御信賴に應へ奉る直接の責任を有する議員が、全くこれに反する、少くとも精神的人格的には反する樣なことが多いことは、上明治天皇に對し奉りて如何にして聖旨に應へまつるべきか、又下國民の信賴に應じ所謂選良なる言に對しても、如何にしてその責任を全うして居ると稱し得られようか。黨派心無責任の甚しき至誠心奉公心の乏き之より甚しいことはないであらう。之等は今後の我が國民敎養上深大の注意を拂はねばならない所である。之吾人が數年以前より、公民敎育につき研究と努力とを致して居る次第である。

（六）學校問題

次に私は、學校問題特に水戸中學校の夫につき簡單に所見を開陳したい。私はかの菊池校長の演說そのものを多く批評せんとはしないが、一言述べるとその演說中には慥に少くとも脫線して奇矯に走つた點はあり、又その辯明書の如きを見ても、中にはよほど釋明して眞意を知り得るものもあるやうであるが、又その中には蓄妾につき丸で子供だましの如き淺薄なる言で辯明して居る如きは、慥に菊池氏の道德觀念に缺陷と不合理のあることは爭ふべからざることである。然し吾人の遺憾に堪へないことは、この敎育問題の紛議に對して、あまりに極端な警察權を行使したこと、及び幾分政爭の具に供せられた點がありはしないかと思はれることである。之等の詳細なことはこゝに論ずべき筋合のものでないが、國民殊に政治家が往々形式的な忠君愛國てふ言を以てすれば、それでもう自己は眞なる忠君愛國者になり濟し

てゐることで、深遠且心の奥底に徹せねばならぬ道德が、動もすればたゞ口の先で云々してそれで得意になる傾があるといふ事に對しては、大に反省せねばならないこの問題をやかましく論じ出した某氏が、その後に議院内で藝者を議員控室へ入れたとか入れないとかで大さはぎを起した人であつたから、尙一層道德的見地より見て、教育上吾人の注意すべき點が伏在して居る樣に思ふ。

それから學生の態度であるが、之については、たとひその時は如何に强硬なる意見を有して同盟休校などの騷ぎをしてもかりに恕すべしとするも、それが一旦解決した以上は、全く光風霽月の心境に住して、專心學業に勉勵せねばならない。然るにその當時の取締等に不平の餘り、至誠寮の寄宿生徒が覆面までして、舍監を襲擊し遂に四名の收監を見るに至つた如きは、之は慥に如何に自由思想に囚へられたとはいへ、又激昂して居る際であるとはいへ、到底看過することの出來ないことである。之は慥に從前の教育上に大なる缺陷があつたのではないかと考へしめる位、それ程にも學生の本分を忘れた行爲であるといはねばならない。況んや同盟休校その

者が事情の如何にかゝはらず、少くともその責の半は生徒にあることは爭へない事實なるに於てをやである。この點よりいへば、かの試驗の點が辛いからとて同盟休校を企てんとし、或は又僅一人の生徒に對する懲罰より盟休するが如き、如何にも輕卒無暴なる行動であつて、之等は何れも生徒が所謂自由思想より、大なる影響を受けて居るものであることを示して居ると思はれる。教育上由々敷一大事であるといはねばならない。之と同時に之等に就いては、教師側の平素の訓練上大に足りなかつた點があるに相違ないと思はれるが、之等に就いては第二篇に詳述する積であるから　之を略する。

（七）教師の風紀

それから教師の風紀が頽廢し、教育的精神の薄らいだ一例と見るのは、小學校教師が宿直の夜生徒を遊廓に連れていつて、その遊興費を生徒に拂はしたといふ如きことが報せられたことである。之はどこまでが事實であるかわからないが、幾分の誤報が交つて居るとしてもあまりに甚しき行動であるといはねばならぬ。吾人教育

關係者は之を以てその人一人の行動と考へず、各自が深き反省を以て、自らを責むる自覺反省の人となることに力め、以てこの頽廢と疲憊とより脱して、純潔と勇敢との天地に入らねばならない。

（八）　各人の反省を待つ

以上大體現代の社會相に對する倫理的教育的批判を試み、教育上注意すべき諸點、努力すべき方針の梗概を見た。吾人はこの騷々しき、混亂せる社會相を見て、それが教育の効果を破壞すること幾何であるかと慨歎に堪へない。又その中を切り拔けてゆくことは如何に困難な事業であるかと思はれる次第であるが、然し之に屈してはならない。嘗て堯が天下を許由に讓らむとした時、許由は厭はしいことを聞いたといつて、耳を潁川の水に洗つたといふ故事の畫に、讃として德川光圀が

耳を洗ふ心の水は清けれど流れは汲まじ世を救ふ身は

といふ一首の歌を書いたといふことである。確に之は大哲人の歌であると思ふ。我々はこの紛亂の社會なればこそ、こゝに道德的に奮勵する要が一層大となるの

である。勿論そこには悲痛と歡喜、苦惱と勇氣とを感知する。然しこれは實に貴い悲痛苦惱であり、又歡喜勇氣である。又『無量壽經』中に現世に於て「心を端くし意を正くして齋戒清淨なること一日一夜するのは、無量壽國に在りて善を爲すこと百歲するに勝る。所以は如何となれば、彼の佛土は無爲自然にして皆衆善を積みて毛髮の惡もないからである。此に於て善を修すること、十日十夜するは他方の諸佛の國土に於て善を爲すこと、千歲するに勝る。所以は何となれば他方の佛國にては善を爲す者は多くして、惡を爲す者は少し、福德自然であつて、惡を造る地がないからである」とある。之は吾人は現世に於て悲觀せず厭世せず、怠らず撓まず、自己の任務使命を果すことに、歡喜と勇氣と滿足と安心とを以て努力奮勵することを奬めて居るものと信ぜられる。勿論悲痛苦惱はある。然しこれは必ず安心と滿足、歡喜と勇氣とが相伴ふものであることを經驗するであらう。私共は之等の深い〳〵意義を確信し、この大切にして且つ崇高なる教育事業に力めようではないか。又私は現時の社會相をあげたのは徒に他人や社會を罵倒し、世濁れり我獨り澄めりと高く

とまる爲でなく、又之を裁く爲でもない。私は自己自身の相をこの社會相に見出すのである。私はこのうちにともすれば自分の落ゆかんとする深淵の多々あることを發見して、自ら戰慄して居るものである。私は第一に自ら反省の料を求め、且つ社會の人々に勸誘することが之を記した動機である。

私は以上で現代の社會相を見、且つ之を簡單に教育的に考察批判した、尙進んで之等の社會相を知る爲且は特に思想の流れを知る爲、發刊される書籍雜誌等を瞥見する必要を感ずるのであるが、その暇はないのを大に遺憾とする者である。然し大體の傾向の如きは讀者諸賢のよく了知せられることで、毎月の新刊雜誌中「開放、解造、中央公論、太陽、早稻田文學、中央文學、新文學」其の他政治經濟、社會問題及文藝を主とする雜誌の目錄を見たゞけでも、大體は之を察せられるのである。

そこで最後に私は之等の社會相並に思想は如何に兒童生徒に影響を與へて居るかを省察するところがあらねばならない。而して之は次の二章に於て特に深く研究せんとする所である。

第六章　兒童の思想

第一章に於て見たる如き、デモクラシーの運動及び前第五章に於て觀察した所の社會相が如何に我が國の小學校並に中等學校の兒童生徒の思想並に行爲に影響して居るかを知ることは、教育訓練上極めて重要なることである。今回文部省の發表した所によると全國各府縣に照會を發し、「小學校兒童並に中等學校生徒の思想行爲が如何に時勢の影響を受け、又學校が訓練上如何なる注意を拂ひ、且つ施設して居るかにつき回答を求め、その回答によりて、「兒童生徒の思想行爲並に訓練に關する調査」を發表された。私はこの發表されたもの其の他各地の學校教育會等に於て調査したもの、或は新聞雜誌にあらはれたものを參考として、こゝに詳細なる研究を試みようとするのである。次章の中等學校生徒の思想調査亦之と同樣である。

第一四節　兒童の思想に關する語彙

兒童の思想が如何に時勢の影響を受けたかといふことは、その調査が甚だ困難で

ある。先づ第一に、其の範圍(質と量とに於て)が不明瞭である。たとへば、兒童が自由を好むやうになつたといつても、それは兒童本來の性質のうちに大に自由を好む風がある。僅に四、五歳になると已に自分の出來ること、例へば食事のこと衣服を衣ること、帶を結ぶこと解くこと、其の他何でも一人で自由にして他より厄介になることを嫌ふのを知るであらう。故にどこまでが普通の狀態に於げる本來の自由行爲でどこまでが、時勢の影響を受けた行爲かといふことは甚だ不明瞭である。又自由の思想又は慾求にしても、どの種のものは兒童固有のものであるか、又時勢の影響を受けたものかといふ、質の方にしても明でない。又之は他の感覺や知覺等の如く心理檢査をやつてその質、その量を知るが如くには決して出來ないのである。たゞ彼等の知れる語彙並に言行を通じて、時代の影響ありや否やを知るより外に手段方法はないのである。本章に於ては主として語彙並にその解釋及び其の言動の一部の方面より之を見るに止める。而して本節に於ては特に語彙の點より觀察しようと思ふ。

一體兒童がかゝる語彙をどれ程頭腦に有して居るものかといふことを見るになかなか驚くべきものがある。丁度これ等の新聞記事が最も賑ひ、世間も騷がしかつた、大正八年十一月に於て自分の知人の校長たる東京市某尋常小學校に於て第二學年以上の兒童に「物價騰貴の如く屢々聞く所の語を知つて居るだけ書け」といつた所が、次表の如く之を書いたのである。

之によつて第一ストライキ、デモクラシー、サボタージュといふ三語は群を拔いて彼等の記憶に存することは大に注意に價することであつて、如何に彼等の小さき頭腦にも强く印象せしめたかを知り得るのである。而して次にその語の學年による分布を見るに、尋常二、三、四年頃は、この種の語彙は比較的に少なく、五年に至つて急に增加するのである。これは何處の調査を見ても大體同じことである。之は全體として、兒童の知識や讀書力と關係することの大を示すものであつて、たとひ之を聞いても、幼、少年の者は之を直に忘却し、稍長じてはよく記憶し、且つその意味までも幾分知り得るからであらうと思はれる。

番號	語彙	二男	二女	三男	三女	四男	四女	五男	五女	六男	六女	合計 男	合計 女	總計
一	サボタージュ	一	一	一	九	二	二	二	九	六	五	九〇	七二	一六二
二	ストライキ	五		二	一	一	三	三	七	六	七	七六	八七	一九一
三	デモクラシー		一		九	六	一	二		四	六	三一	六四	一三六
四	勞働問題				三	一	一	二		五	一	八二	四一	九二
五	成金			一	一									
六	同盟休校				一									
七	過激派				一							三	一八	四八
八	勞働會議											五		
九	普通選擧					七						四	四	八
一〇	社會主義						一					三	一	四
一一	世界改造													
一二	勞働本位													
一三	プロパカンダ													
一四	四比利亞政策													

番號	語彙	二男	二女	三男	三女	四男	四女	五男	五女	六男	六女	合計 男	合計 女	總計
一五	内閣彈劾													
一六	外交問題													
一七	治安警察法十七條撤廢													
一八	婦人問題													
一九	女教師問題													
二〇	人種差別平等問題													
二一	文語體廢止問題													
二二	不良少年													
二三	禁酒問題													
二四	生活難													
二五	勞働者黃金時代													
二六	暴利													
二七	アリストクラシー													
二八	オートクラシー													
二九	クロトポトキン問題													
三〇	國際聯盟													

	二男	二女	三男	三女	四男	四女	五男	五女	六男	六女	男計	女計	合計
三一　人種差別撤廢案													
三二　無政府主義													
三三　森戸問題													
三四　特殊國													
三五　革命													
三六　呂運亨問題													
三七　山東問題													
合計	六	二	四	二五	二九	四三	一四	七四	二九	二一	四七八	三五五	八三
									一二	一	一二	一	一二
									二	二	二		二
									四		四		四
									二		二		二
									一		一		一
									一二		一二		一二
									二		二		二
												一	一

之は地方によつて大に相違あることはいふまでもなく、農村地方になると極めて少なく、尋六高一、二年に於て「この頃世の中で一番やかましくいはれて居るものは何ですか」の問に對し、生徒二百七十二名中勞働問題四十八、節米問題三十二、物價問題十七、米價問題十六、デモクラシー九、給料の値上五、普選問題十八、女子參政權二、其の他社會主義、怠業、個人主義、國際聯盟、自由平等、各一といふ

樣な風である。故に農村に於ては、此の種の語を記憶することも都市の兒童に比すれば極めて少ないといふことを知るのである。此の相違を來す原因は種々あらうが、要する環境の如何によるのである、之は後に詳述する。

而して吾人は更に之を農村地方、中都市、大都市の區別に隨つて、幾分その思想界に濃淡の差があり、語彙に多少の差あること、理解の程度に區別があることを知る便に供しよう。

(二)　農村地方

先づ第一に農村地方の夫を見る爲に、某縣某郡部小學校の夫を、一例に供しようと思ふ。之は大正九年二月調査であるが、

一、(イ)　個人主義とはどんなことか、(ロ)　之についてどんなに思ふか、

二、(イ)　デモクラシーとはどんなことか、(ロ)　之についてどんなに思ふか、

三、(イ)　社會主義とはどんなことか、(ロ)　之についてどんなに思ふか。

を聞いて見た。其の數量的の結果を示すと次の如くである。

	一				二				三			
	(イ)稍理解セルモノ	(イ)全ク理解セヌモノ	(ロ)原イト思フモノ	(ロ)類イト思フモノ	(イ)稍理解セルモノ	(イ)全ク理解セヌモノ	(ロ)類イト思フモノ	(ロ)類イト思フモノ	(イ)稍理解セルモノ	(イ)全ク理解セヌモノ	(ロ)類イト思フモノ	(ロ)類イト思フモノ
調査人員	五七	四九	七三	四五	四七	五三	七	四	四七	五三	七	四
男	六二	二一	二四	四八	二五	二一	二	一	二五	二一	二	一
女	四五	一〇	一九	二四	二六	一〇	一	一	二六	一〇	一	一
高等一男	四二	一四	一四	一八	三七	一四	一	一	三七	一四	一	一
高等一女	三九	一二	一一	一六	一五	一二	一	一	一五	一二	一	一
高等二男	七	一	一	一	八	一	一	一	八	一	一	一
高等二女	七	一	一	一	五	一	一	一	五	一	一	一
計	三六	一一	一一	一一	三	一一	一	一	三	一一	一	一
補習生男	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
補習生女	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三六	一一	一一	一一	一	一一	一	一	一	一一	一	一

之によればその稍理解せるものは、前述の如く年齢卽ち學年の進むに隨つて、その數は增し、尋常六年にては餘程少ないが、補習の生徒となると、之を知るものゝ割合が增加して來るのである。而してこの理解の程度に應じて善惡の判斷も亦、大體正確になり、不明の者が減じて來るのである。

(三) 小中都市の兒童

更に中都市の兒童について見るに、東海道某市尋常、高等、小學校の高等科男女全部に次の八の言語を記し、(一)知つてゐますか、(二)どんなことですか、(三)多くどこできゝましたか、(四)よいことかわるいことか」の四個の問題を出したのである。その結果は次頁表の如き狀態である。

以上によれば、最も多數の兒童の記憶に存するのは、過激派排日問題であつて、ストライキ之につぎ、サボタージュは最も少ない。之は工業都市でない爲に比較的耳にすることは少ないのであらう。

更に人口二三萬の小都市について見る爲に、某市尋常小學校の一例をあげて見よ

兒童の時代語觀調査

時代語	一問 知れる者	一問 知らざる者	二問 大體理解せる者	二問 誤解せる者	二問 答へ得ざる者	三問 學校	三問 家庭	三問 社會	三問 讀物	三問 不明	四問 善	四問 惡	四問 不明
デモクラシー	三九	二六三	八	一四九	四二	六〇	三一	五六	一四七	三一八	四二	二一〇	三三九
過激派	五一六	二九	三〇三	一四六	一五三	一一五	一七	九六	三〇四	五七	四	五三八	五九
國際聯盟	三三七	二七四	一七二	四三	三八七	四六	三八	三	二〇三	二九二	二五	三	三三五
軍國主義	二八六	三一五	一六八	五八	三七五	四四	一八	一三四	一三四	三六〇	二〇六	六	三五七
ストライキ	四三八	一四三	一八七	一五四	二六〇	一三四	六六	二二四	二七	一七三	九三	二八九	二一九
サボタージュ	二四三	三五八	一三六	二八	四三	一七	一九	五四	一四六	四一九	一	一九四	三九六
社會主義	三五七	二四四	一三七	一〇二	三六二	七六	四四	二八	一七一	二八二	一五四	一二一	三三五
排日問題	五一三	八八	三四一	五六	二一〇	九五	四六	三四	二八六	一三九	二一	三七	二〇三

備考

時代語觀に關する表中は其意味については、或語の如きは學者間にも議論ある程のものなれば玆に大體解し得たりといふも通俗的の解をなすはよしとしてとれるものなり。

尙同表中不明又は不能の欄には、不知の者の數をも含めるにより、その語は知れども不明又は不能なりといふ數を求めんにはその數より不知の數を減ぜざる可からず。

思想に關係せる言葉	意義	可否	徑路	保護者の職業	自己の志望する職業	理由

備考

1、思想に關係ある言葉の欄にはデモクラシー、サボタージュ、改造、自由平等等の如く思想に關係ある言葉にして知れるだけ記入せしむ

2、意義の欄には可か否かの考を記入せしむ（例サボタージュ）

3、可否の欄には可か否かの考を記入せしむ（例サボタージュ）

4、徑路の欄には誰に何處から聞いたかを記入せしむ（例父母家庭新聞雜誌近隣等）

5、自己の志望する職業の下の理由は志望の理由を記入せしむ

う。その學校では適切的確なる修身教授をなし訓練を行はんには、兒童の思想其の他を知る必要あるを認め次の如きカードに夫々記入せしめた。

其の結果は次表の如くである。職業等に關することは後にあげる。尋常小學校女兒は、やはり男子の夫と大同小異であつて、最も多數は成金、三八一名中二百九十六、物價騰貴二百十五、次で男子と異なるのは、サボタージュが稍々多く百三十六、デモクラシーが

思想問題調査一覽表（大正九年九月）調査尋常科五、六男兒 調査兒童數 四〇八

語	人數	意義 正稱	意義 誤	意義 不明	可否 可	可否 否	可否 不明
成金	三一四	六九	二〇七	五	三三	二二	二二
物價騰貴	二三一	一三〇	七六	八	一七	二二	一五
デモクラシー	一二三		一	九	一一三	八	九二
サボタージュ	一〇〇	二	六	一	九一	二七	七一
過激派	八六	一八	五六	一	一一	八一	五
ストライキ	五七	一七	二	四	三四	三〇	一一
自由	二九	三	二二		四	一二	七
暴落	一九	一二	七			一九	
同盟罷業	七	四			三	二	二
改造	六	一	一		一		四
不景氣	六	一	三		二	二	一
其の他五項目	三三	九	七	四	一三	一一	一一

思想問題調査一覽表（大正九年九月調査）高等科男 一五三

語	人數	意義 正稱	意義 誤	意義 不明	可否 可	可否 否	可否 不明
デモクラシー	一二三	一	二九	八九	一三	六六	四四
サボタージュ	一一七	二七	一二	七五	一	七一	四五
改造	七九	三一		四五	四五	一	三三
自由	七四	二	一	六三	八三	一二	一二
物價騰貴	六七	三五	一六	九	二	四二	二三
平等	六二	三	七	四	四九	九	四九
成金	三七	一〇	一八	三	一八	一五	一四
過激派	二六	二	一二	九	二	二三	一六
個人主義	二五	五	六	七	三	二	一
社會主義	二四	一	三	七	一七	一一	七
ストライキ	一七	四	一	八	八	六	五
同盟罷業	一五	六	二	四	一	一二	二
普選運動	一二	七	一	三	三	一二	一
排日	一〇	五	二	七	六	八	二
其の他八項目	一三	二	二	一三	一	一三	四

百三十三となつて居る。可否の如きもやはり成金を可とするもの、二百二十否とするもの四十三であつて、物價騰貴以下は可とするもの、夫々十六、十一、十二であつて、否とするもの百七十五、三十三、三十三で他は不明である。之について最も露骨に且つ矛盾して居るのは、成金を可とするもの最も多くして、而も物價騰貴を否とする者が又最も多い。成金が增加し跋扈すれば自ら物價騰貴すること（それが勿論唯一の原因でないが）を考へてゐない。たゞ、一方は之を羨望し、他方は現實に困ることを知るからであらう。

而して之が高等小學校兒童に至ると稍變化を來し、智識的且つ思想的になつて來て、前表の如くデモクラシー、サボタージュや改造自由が最も多い、物價騰貴成金等は比較的少くなつて來て居るのである。殊に女子に至つては、成金、物價騰貴等はあげるものがなくなつてしまつた。之さきにいつた、年齡に應じて、換言すれば智識力、讀書力に應じて、思想に對する興味、理解が增進し且つ知り得る機會が多くなるからである。而して他方單なる社會の現實なる不安や社會の狀態以外に、思

想、智識に耳を傾ける結果と稱してよいのである。

（四）大都市の兒童

最後に東京市の小學校兒童について之を見よう。之は昨年直接私の同僚が調査した所であつて、デモクラシー、サボタージェ、ストライキの三語を提出し、その意味を書かせ、判斷をさせたのである。而してあまり深入して說明をすることは避けた。時間は約十分間位とした。この中A校は高等小學校で兒童は大體よりいへば、商人の子供が多く、B校は比較的富有なる商人の子弟が多い所である。C校はやはり商人の子弟が多いが中流以下が多數を占め、D校は貧困兒童を收容する學校で、職業も職工又は諸種の雜業が多いのである。その職業別の重なるは大略次の如くである。（職業別はC校略）

A校		B校		D校	
會社商店員	四九	織物商	二〇四	雇稼	四六
大工建具商	三六	通勤	八九	車力業	一三
金物類商	二二	雜貨商	六五	人力車夫	一八

裁縫業	二三	菓子商	二一	無業	八〇
印刷製本	二一	會社員	三五	木工場人夫	八
紺屋染料	一〇	紙商	三二	職人大工左官の類	五〇
和洋飲食店	七	和洋飲食店	三一	各種職工(工場)	三〇
酒屋	一〇	醫師鍼灸	二八	各種工場人夫	二五
青物屋	九	織物整理業	二二	石炭擔き	五
薪炭商	九	果物青物商	二三	各種家内工業	一九
古物雜業	九				

この外小賣商、小家内工業大部分を占む

意味が大體子供として正しく解したものが良で、幾分不明なるが可であつて、全然誤つた答が誤、答へないものが不答である。而して判斷のところに於て善惡とあるは善い時もあれば、惡い時もあるといつた樣な書き方をするのを指すのである。而してこの三表はいづれも百分比を以て示した。之によると以下の諸點が知り得るのである。

第一最も多く普及されて居る語は、意味を知つて居る點より見れば、A校B校D校に於ては、サボタージュ、C校に於ては、ストライキである。最も少くないのは

何れの學校を通じてもデモクラシーである。之れデモクラシーはその意味六ケ敷思想的になるからである。之に反しサボタージュ及ストライキは具體的行動にあらはれ且彼等兒童も電車從業員の實驗によつて、苦しい經驗をなめて居るからである。

第二に興味あるのは、D校に於ては、デモクラシーに就ては、全く之を知らないといつてよい位であるに拘らず、ストライキ、サボタージュは、第六學年に至つて急激に多數の者がその意味を解し、良、可、兩者を合すると殆んど、七割乃至九割が之を知ることである。然るに他の學校殊にB校に於ては、それ程著しい差がない第六學年に至つても、誤、不答のものが相當あること之である。勿論D校は意味曖昧なものが多いのであるが、兎に角サボタージュ、ストライキといふ如き語は比較的よく頭腦に入りこんで居るものと稱してよい。之を彼等の生活、彼等の職業、地位等と、A、B校の兒童の夫と比較すると興味ある、又注意すべき對照と稱してよいと思はれるのである。

第三に注意すべきことは、大體よりいへば善惡の判斷を誤るものが少いことであ

デモクラシー

學校	學年	性	意味 良	可	誤	不答	判斷 善	善惡	惡	誤	不答
A校	高一	女	—	7	16	78	2	—	26		72
		男	4	9	15	72	8	1	29		62
	高二	女	6	23	13	58	—	1	48		51
		男	9	12	16	63	3	1	43		54
B校	尋四	女	—	4	3	93	—	1	28	1	70
		男	2	7	7	83	11	—	23	5	61
	尋五	女	—	9	15	76	6	—	37	8	48
		男	2	17	21	60	3	1	27	18	51
	尋六	女	—	1	15	84	7	—	26	14	53
		男	3	23	18	57	3	—	38	18	41
C校	尋四	女	—	2	—	98	1	—	8	—	61
		男	—	1	7	92	12	—	17	5	67
	尋五	女	—	1	6	93	—	—	2	6	92
		男	—	4	2	94	—	—	2	2	96
	尋六	女	—	—	10	90	—	—	—	9	91
		男	—	1	11	88	1	—	1	5	93
D校	尋四	女	—	—	16	84	—	—	2	4	94
		男	—	—	17	83	—	—	2	8	90
	尋五	女	—	—	5	95	—	—	—	—	100
		男	—	—	10	90	—	—	—	—	[illegible]
	尋六	女	—	9	35	56	9	—	4	35	52
		男	—	—	73	27	—	—	—	77	23

ストライキ

學校	學年	性	意味 良	可	誤	不答	判斷 善	善惡	惡	誤	不答
A校	高一	女	13	34	9	47	1	2	70		27
		男	24	43	12	21	2	1	69		28
	高二	女	44	30	—	26	1	2	83		14
		男	25	41	15	19	1	3	83		14
B校	尋四	女	—	8	6	81	13	—	31	6	50
		男	5	33	9	53	2	—	48	8	42
	尋五	女	3	2	5	73	10	—	52	3	35
		男	26	58	8	8	10	1	81	4	13
	尋六	女	17	35	3	45	1	—	75	3	21
		男	44	34	9	12	1	—	77	8	14
C校	尋四	女	—	2	2	96	8	—	16	1	76
		男	1	17	9	71	4	—	44	6	46
	尋五	女	—	9	9	82	1	—	11	6	88
		男	3	6	9	82	2	—	8	8	83
	尋六	女	7	14	12	67	—	1	25	7	67
		男	5	20	30	45	—	1	25	15	59
D校	尋四	女	—	6	64	30	—	—	6	4	90
		男	—	10	48	42	—	2	6	10	28
	尋五	女	—	5	31	64	—	—	5	12	38
		男	3	37	37	23	—	—	30	30	40
	尋六	女	17	55	—	17	—	—	74	—	26
		男	13	53	27	7	—	—	87	3	10

サボタージュ

學校	學年	性	意味 良	可	誤	不答	判斷 善	善惡	惡	誤	不答
A校	高一	女	13	24	4	60	4	—	47		49
		男	15	35	[illegible]	33	1	1	65		33
	高二	女	14	63	—	23	—	1	89		10
		男	15	56	9	20	1	2	87		10
B校	尋四	女	6	20	3	71	6	—	46	3	45
		男	10	11	9	[illegible]	2	—	36	7	55
	尋五	女	12	42	4	43	2	—	75	3	21
		男	[illegible]	60	3	19	1	—	79	2	18
	尋六	女	35	36	5	24	4	—	85	3	8
		男	54	44	—	2	—	—	100	—	—
C校	尋四	女	—	7	4	89	7	—	10	2	81
		男	4	20	4	71	6	—	41	2	51
	尋五	女	—	3	3	93	1	—	3	3	92
		男	1	2	—	97	2	—	2	—	96
	尋六	女	4	19	7	70	—	—	22	9	69
		男	4	4	1	91	—	1	13	5	81
D校	尋四	女	—	6	28	66	—	—	2	4	94
		男	—	2	10	88	—	—	6	—	94
	尋五	女	—	2	—	98	—	—	—	—	100
		男	—	10	3	87	—	—	7	—	93
	尋六	女	23	57	—	22	—	—	74	—	26
		男	20	73	—	[illegible]	—	—	93	—	7

る。ストライキ、サボタージュを善なりとするものは、極めて少ない。之を善なりとするものも、後節に記す如く考へ違をして居るものもあるのである。而してそれが學年の進むに隨ひ明確になつて不答といふのが、第四學年よりは五學年、六學年高等科では第一學年より二學年と進むに隨つて減じ、明に惡なりと書くものが增して來る。

第四には前記にてもわかる如く、理解の程度と善惡の判斷とが並行するといふことである。之が特に著しくあらはれて居るのは、D校であつて、第四、五學年に於ては意味に於て誤又は不答多くして、判斷亦同樣に誤又は不答が多い。而して又第六學年に於ては、デモクラシーに就いては理解せるもの殆んど全く有しない。之と同時に善惡の判斷が殆んど誤又は不答の者である。たゞ六學年の女兒に於て意味にて稍可なるもの九人であつて、判斷で善を九人としたことは、之は何かの原因で例外であらう。之は敎師に於て何かの折に話をした樣なことがあつたかも知れない。然るにストライキ、サボタージュは判斷を誤つたものが殆んどなく、皆惡と書いて

居る。殊にサボタージュに於て、第六學年に於ては全く理解と判斷と一致して居るのを見るのである。

第五に推考されることは、D校第六學年に於ては、特に教師に於てサボタージュ、ストライキにつき、その可否を明に教授したのではなからうかと思はれることである。卽ち電車の罷業さはぎ其の他の機會に於て、特に勞働者の子弟の多い彼等に對し正當な見解判斷を與へる必要あるを認めて、之を教授したのでないか。然らざれば意味をあれだけ認めるなれば、中には自己の境遇上ストライキ、サボタージュを善なりと考へるのが二人や三人は出來はしまいかと推察出來るのに拘らず、全く之を善と見ないのは、正しく教授されたことを思ひ出したのではなからうかと推察されるのである。

第六に地方農村、中都市小都市大都市と比較すると、その思想は都會程複雜になり、新しい空氣に觸れて居ることが多いのを知り得るのである。之は環境に著しく影響される兒童としては、當然のことである。而して之は前述の知力、讀書力の進

歩以外に大都會程一般の環境卽ち社會全體の知識の進歩各種の社會問題が多く、且つその聲が騷がしく、常に兒童を刺激し、その情意を動搖させ、而して又新聞、雜誌等を讀む機會が多いからであらう。之れ教育者の常に留意せねばならぬ點である

第七に農村、中小都市にては、尋常小學校五、六學年兒童より高等科兒童の方が、新しき思想に關する語彙を多く有するが、東京市の如きは之に反し、特に優れた尋常小學校の兒童よりは、却つて少ないやうな傾向がある。之は大都市に於ては中等學校へ入學する者が多い爲に、高等小學校は比較的頭腦の優れた者が少ないから隨つて全體として之等に關する知識等も少ないのであらう。然し全市を通じて見れば、勿論高等小學校の方がまさつて居るのはいふまでもなからう。

第八は小學校に於ては男女共甚しく思想及語彙については、その差が少ない。これは中等學校にならねば、其の差は著しくないことを知り得るのである。

第一五節 兒童の思想の內容

前節では兒童の有する語彙の量の方面を見たが、本節ではその內容を見、更に他

の之等より自然に來る所の思想について之を考察することゝしよう。

大體よりいへば、大小都市農村を通じて、彼等の頭腦に深く印象されて居る語はデモクラシー、ストライキ、サボタージュ、過激派、物價騰貴、普通選擧、勞働問題、自由平等、排日問題等であることを知つた。而して兒童の之等の語に對する理解は極めて不完全であるといひ得ることは、前表を見ても明であるが、その理解の不充分なることの數例を次にあげよう。前節に於て大正八年十一月調査したといふ東京市某小學校兒童の例を見るに、大凡デモクラシー、ストライキ等につき次の如く解釋して居る。

（一）都會の兒童

組別	新語	解釋	
二男	サボタージュ	なまけること	一
三男		なまける	一
三女		なまける	三
四男	デモクラシー	なまけること	一
四女		勞働者などがなまけること	一
		なまける	二
五男	ストライキ	給金値上を要求し大ぜい一しよに仕事を怠る	一
		怠業	一

組別	新語	解釋	
五男		仕事を休む	四
		業をなまける	七
五女		勞働者のなまけること	一
		錢を高くしないから休むこと	一
		あばれること	一
		物をこはしたりはたらかなかつたりすること	一
		仕事を休む	一
		なまけ者の横着	一
六男		職工が主人だけらくにして居るので怒つて怠ける	一
		自分の仕事を休むこと	六
		なまけること	二
		仕事をなまけてわざ〳〵ゆつくりやること	四
		怠業又はずるけること	一一
		職工が自分の業をなまけること	三
		金をよけいにもらふために業をなまけること	一
		やじうまのこと	一
二男	ストライキ	なまけて金をもらい買食をすること	一
二女		自分のつとめをなまけること	二
三男		自分から進んでせぬこと	一
三女		なまけること	四
		金をまさねば仕事せぬこと	四
		休業	九
四男		勞働者が仕事をやすむこと	一
		怠業	一八
六女		怠業	三五
		怠ること	七
		休むこと	四
		會社員とか電車の車掌が働かないでなまけて居る	一
		職工が相談していくら〳〵の	

四女 金をくれなければ働かない 一
例へば電車の車掌がもつとお金をくれなければ働かないと云ふ事 一

五男 仕事をしない 一
業を休む 一
足尾山でやつた 一
物價騰貴だから皆で一しよになつて上げる 一
心を一しよにして自分たちのすきの様にするもし出來なければ仕事をやめる 一
給金値上を要求して大ぜい一しよに仕事を怠る 一
一同の人がこれでは金が足りないといふて仕事を怠る 一
共同して業を止る 一
月給が足りない爲め 一
自分のすることをしない事 一
皆で仕事を休むこと 一

自分の要求に應じないで大勢で業を休むこと 一
勞働者が働かないこと 一
錢を高くしないから機械などをこはすこと 一
學生などが先生をいじめること 一
仕事をなまける 一
一しよになつて仕事をやめる 二
たくさんの人が相談してやすむ 一
心を一しよにして自分たちのすきの様にするもし出來ぬと仕事をやめる 一
給金値上を要求し大ぜい一しよに仕事を怠る 一
多數集つて怒る 一
職工が仲間の者と一しよになつて仕事をやめる 一
月給の要求のきかれざる時に仕事を休む 一三
共同して仕事をせぬ 六

六女 給料の値上を主人にせまること 一
共同してずるける 九
けんくわ 一
一人でお金をたくさんもらふこと 一
多くの人が集つてあばれること 一
休んで仕事をせぬ 一
給料の不足を怒ること 一
やつつけること 一
共同して惡い事をする 一
やじうま 一
大勢で相談して給金を多くせよとて申合して業を休む 三
大勢一しよになつて業を休む 三
皆が心を合せて惡い事をする 四

デモクラシー

三男 のんき 二

四男 この國は吾々の國だから我々で政治をとりたいといつて反對する 一
四女 わるい人 一
天皇に不忠な人 一
五男 人民本位の政治 一
天皇陛下も人民も一しよのこと 一
都合よくする 一
えらい人 一
心を一にして自分たちの都合のよいやうにするもし出來なければ仕事をやめる 一
一同の人がこれでは金が足りないなどゝいつて仕事を怠る 一
民本主義 一
五女 人民本位の政治 一
やすむ事 一
六男 凡ての人は平等にせよ 二
民本主義 一
平等 七